2 1世紀地方自治制度についての調査研究会 報告書 (平成25年度)

平成26年3月

財団法人 自治総合センター

はじめに

我が国の人口は、平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年には 1億人を下回ると推計されている(平成24年1月 国立社会保障・人口問題 研究所公表)。

このような人口減少社会を迎え、社会経済や地域社会の状況は大きく変容しようとしている。

平成25年6月25日に総理に提出された第30次地方制度調査会答申においても、人口減少社会に対応するため、人々の暮らしを支え、経済をけん引する核となる都市や圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が行政サービスを持続可能に提供していくための仕組みについて提言されており、同答申の内容を実現するため、政府において地方自治法等の改正が検討されている。地方自治を取り巻く状況の変化を踏まえ、当センターは、学識経験者の方々

地方目治を取り巻く状況の変化を踏まえ、当センターは、字識経験者の方々にご参加いただき、今後の地方自治制度の運用上の諸課題、新たな制度改正の展望等について自由闊達にご議論いただくことを目的として本研究会を設置した。

本研究会において、平成25年度では、今般の地方自治制度を巡る諸課題、特に、地方議会制度、広域連携のあり方、地方選挙制度、国と地方公共団体との間における係争処理のあり方、都市計画制度及び地方公務員制度をテーマとして、それぞれの論点について自由な議論を行った。

本研究会における新しい視点からの自由な論議が地方自治制度の構築の参考となり、地方自治の更なる発展に資することとなれば望外の喜びである。

なお、本研究の企画及び実施に当たっては、総務省自治行政局行政課から多くのご協力をいただいた。

本報告書が広く地方公共団体の行政課題への対応と施策展開の一助となることを期待したい。

平成26年3月

財団法人 自治総合センター 理事長 若 林 清 造

21世紀地方自治制度についての調査研究会

委員名簿

平成26年3月1日現在 (五十音順)

出雲 明子 東海大学政治経済学部政治学科准教授(政治学)

今井 亮佑 首都大学東京大学院社会科学研究科·都市教養学部法学系 教授(政治学)

姥浦 道生 東北大学大学院工学研究科准教授(工学)

大橋 真由美 成城大学法学部法律学科教授(行政法)

甲斐 朋香 松山大学法学部法学科准教授(政治学)

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (憲法)

砂原 庸介 大阪大学大学院法学研究科准教授(行政学)

山本 未来 明治学院大学法学部法律学科准教授(行政法)

目 次

第一	1回 最近の地方自治制度に関する動向について		
\bigcirc	議事要旨		1
\bigcirc	資料		7
第 2	2回 地方議会における一票の較差について 基礎自治体の広域連携をめぐる現状と課題について		
\bigcirc	議事要旨		5 7
\bigcirc	資料		
	・ 宍戸委員提出資料(地方議会における一票の較差)		6 7
•	甲斐委員提出資料(基礎自治体の広域連携をめぐる現 と課題)	状	7 2
第3	3回 地方自治体における選挙制度改革の論点について 国と地方公共団体との間における関与等及び係争処 課題について	理の現状と	
\bigcirc	議事要旨		1 0 5
•	資料 砂原委員提出資料(地方自治体における選挙制度改革 論点) 山本委員提出資料(国と地方公共団体との間における 与等及び係争処理の現状と課題)	• • •	113
第4	4回 公務員の人事評価制度と公務労使関係の変化につい 都市計画の観点から見た地方分権について	τ	117
\bigcirc	議事要旨		1 2 5
·	資料 出雲委員提出資料(公務員の人事評価制度と公務労使 係の変化)	• • •	133
•	・ 姥浦委員提出資料(都市計画の観点から見た地方分権)	• • •	$1\ 4\ 2$

第1回

最近の地方自治制度に関する動向について

21世紀地方自治制度についての調査研究会(平成25年度) (第1回)議事要旨

- 1 日 時 平成25年11月22日(金)17:00~
- 2 場 所 (財) 自治総合センター 大会議室
- 3 出席者 出雲 明子 東海大学政治経済学部政治学科准教授(政治学)

今井 亮佑 首都大学東京大学院社会科学研究科・都市教養学部法学系教授 (政治学)

甲斐 朋香 松山大学法学部法学科准教授(政治学)

央戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授(憲法)

砂原 庸介 大阪大学大学院法学研究科准教授(行政学)

- 4 議 題 最近の地方自治制度に関する動向について
- 5 概 要

地方議会・地方選挙制度について

○ 地方議会において議員が個人単位で活動していることに問題があるのではないか。議会の活性化の 観点からみれば、個人単位で議会がうまく回ると思うことは間違いであり、地方議会を政党単位にして いくことが必要ではないか。

地方選挙制度に問題はないだろうか。例えば福祉を公約に掲げる議員が、福祉に関心のある人にアピールすれば、最も対立する者は同じく福祉を公約に掲げる同僚議員となる。結果として議会内で福祉全体の利益の実現のための協力は生まれず、個々の議員は特定の人たちの福祉だけを見ることになる。

こういった状況を変えるためには、例えば選挙制度を比例代表制にして、議会内での「まとまり」を つくって、政党が首長との協力・対立関係を持つといった形にする必要がある。仮に非拘束名簿方式で あれば、議員の活動を個人中心とする状況を変えずに、議会内で票を分け合う集団を作ることができる。

しかし、国の選挙制度審議会では国政選挙の話が中心になってしまう。地方選挙制度を変えるために 誰がどのように議論を行うのか。

○ 地方の選挙制度を変えるニーズはある。先日、小金井市で都市計画道路の是非を問う住民投票が行

われた。本来、個別の問題の議論は議会内で行うべきものであるが、当該問題を問う選挙を行ったとしても、一人一人候補を擁立しても議会内で多数派が見込めないから住民投票が行われるのである。

一方で、各論の話で住民投票をやらざるを得ない状況になるよりは、議会で適切に問題が処理され得る体制に変えた方が望ましい。ある自治体の市民参加型の審議会に参加すると、基本的に当該活動は政党活動に近いものと感じる。行政参加というが、かなり固定メンバーの市民が行政に意見を言っている。 それならば政党として議会に参加する方がいいのではないか。

また、多数制・中選挙区制といった個人投票では経験的に男性候補が有利であるが、クオータ制度をつけたり、つけずとも比例代表制であれば女性の方が得票を得やすいというのは各国の例からも言える。 多様な層の住民の参加という面、すなわち、今まで代表となれなかった人たちを代表にするという意味でも選挙制度を議論することは非常に重要ではないか。

○ 地方であれ国であれ、選挙制度は民主主義のあり方を決める根本のシステムである。その選挙制度 について、選挙制度審議会のような諮問機関において、民主主義のあり方はこういう姿であるべきだ、 こういう制度にすべきだということを議論することが果たして妥当なのかという疑問がある。

こういう代表のシステムをつくりたいというビジョン、例えば女性や少数代表の意見が適切に反映されるようなシステム、議会をつくりたいというビジョンを示すべきは、国民、市民から負託を受けた代表の役割ではないか。そのビジョンに合致する制度をつくるためにどうすればいいのかを、議会制度の知識のある有識者等が、各党、各会派の利害から離れたところで議論すべきではないか。

○ そもそも、代表の側が、自分たちを現状で選んでいる制度を変えるインセンティブ、しかも、自分 たちが負けるかもしれないような制度をつくるインセンティブは、基本的にないのではないか。

現行制度の問題点は、現行制度において登場する人たちが、自分たちの問題点をどう改革していくかを考えられない点ではないか。現状の制度の問題点がどこにあり、それをどのように改善するのかというのは第三者的な機関がやる方がいいのではないか。

- 現状を変える力になり得る存在として司法がある。即ち、一票の格差の是正を指摘する司法判断を 通じて変化が生まれる可能性もある。しかし本来、司法に選挙制度に通じている人材がいるべきである が、我々学者のような専門性を有した裁判官はいない。司法に期待するのも一つ手段ではあるが、他の 機関を活用すべきではないか。
- この議論には、改革の必要性について、どういう立ち位置で誰が問題提起を行うか(アントレプレ

ナー)という出発点の問題がある。国と地方があり、地方も様々ある中で、地方側から問題提起が生じていない。問題提起があれば地方制度調査会なり選挙制度審議会なりで議論ができるが、しかし、それがないから諮問機関において、民主主義のあり方を議論することが果たして妥当なのかという疑問が生じる。二一世紀臨調のような民間側の会議やメディアがアントレプレナーとなり、議論に火をつけてもらうことも考えられるのではないか。

○ 選挙制度をどう考えるかというのは、非常に技術的な問題である。その中で専門家に付託するという形式自体は、技術関係の問題からすれば不思議なことではないと思う。問題は、それを付託するとしたらどこの機関かとか、ほんとうにそもそも付託していいのか等の議論がないことである。技術者、専門家の側にそれを押しつけるべきではない。

大都市制度と広域連携について

○ 定住自立圏において想定する農村は、ある程度救うべき存在と考えられているようだが、これから 農村に住める人は相当強い人ではないか。むしろ都市の高齢化も必然であり、農村をそもそも救う対象 とする設定をいつまで続けることができるか疑問に思っている。

中枢都市と周辺地域の機能分担は昔から行われてきたが、1970年代以降の40年間をみれば、機能分担が十分に行われてきたかといえば、厳しいものであったと言わざるを得ない。

今後も機能分担を行っていくことも一つの方策であるが、むしろ、大阪都構想とは言わないが、一つに統合するというのも一つの方策ではないか。例えば、「この地区にはこれくらい住んでいい、マンションを建てていい」といったコントロールをせざるを得ないのではないか。

○ 大都市行政の二重行政への対応という問題が指摘されているが、二重行政にどこまで向き合う必要があるのか。即ち、二重行政というのは、需要がなくなっている状況でもう一度需要を増やそうと投資して失敗する状態である。問題は需要を増やそうとするのか、止めるのかという話なのではないか。

農村に住みたい方は住めばいいが、都市に住みたい方は住めばいいと思うが、ある意味で、経済成長をするのは東京だという発想はあり得ると思う。大阪や名古屋に経済投資を行っても失敗する可能性は高いわけであり、成功する可能性の高い東京だけに投資する、その方が全国としては資源を効率的に利用できる可能性がある。

一方で、ある程度集中する拠点都市の形成を図るとすれば、集中を図る地域に対して、その需要をコントロールできるような強い権限を与えることが必要ではないか。州が主権を持っている連邦国家と違い、中央の監視を受けながら発展を目指す単一国家において、第二・第三の都市が成長するケースはほ

とんどない。

○ 先般の地方自治法の改正で、協議会や一部事務組合を脱退しやすくすることによって、広域連携を使いやすい仕組みにしようという議論があった。合併もできなかった市町村にとって、協議会等から脱退・解散がしにくいということが広域連携を維持する保証になっていたケースもあったが、そういうところは今後どうしていったらいいのか議論が必要ではないか。

広域自治体の役割について

- 今回の地方制度調査会答申では、都道府県が垂直的に市町村を補完するという一歩踏み込んだ答申を行っている。都道府県の役割の転換が求められているのではないか。
- 都道府県の役割に変化が生じているという話だが、道州制の議論とも関係があり、あまり強く打ち 出せない感じになっている。基礎自治体への分権も進み、都道府県の担う事務に変化が生じており、結 局、道州制といった大きな括りになっていかざるを得なくなるのではないか。
- 市町村の連携を促すといった連絡調整機能は残るが、都道府県の担うべき機能が少なくなってきている。

資 料

第30次地方制度調査会について

1. 虧關

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12 月、総理府(現:内閣府)に設置。

議が進められ、第26回専門小委員会において「大都市制度についての専門小委員会中間報告」がとりまとめられた。平成25年1月以降、基礎自治体 に関する議論等を行い、第5回総会において「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」がとりまとめられた。 ※ 開催実績:総会5回(H23.8.24、12.15、H24.1.17、H25.2.27、6.17)、専門小委員会36回(おおむね月2回のペースで開催) 方自治法改正案に関する意見」がとりまとめられた。第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体のあり方」について、審 第30次地方制度調査会の第1回総会では、まず総務省で検討されている地方自治法改正案を早急に審議することとされ、第2回総会において「地

2. 委員 (田): H23.8.24~H25.8.23

委員は、<u>内閣総理大臣が任命</u>することとされており、30人以内で構成。<u>任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の</u> 長等及び学識経験者により構成。

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長) 2名) 財)東京財団研究員 臨時委員 横浜市長 十 広島県議会議長(全国都道府県議会議長会会長職務代理者) 稬 X 臨時委員 刪 群馬県榛東村議会議長(全国町本指義会議長会会長) 中林 **樹浜市議会議長(全国市議会議長会会長)** 展別!!上村長(全国町村会会長) 新潟県長岡市長(全国市長会会長) 京都府知事(全国知事会会長) 30名) 呱 **宏勒**完議員 **粘勒**院義員 究勒院義員 點都完議員 S 新 記 義 記 Sa 新瑞典 ЖK 総会(全委員が出席) 6名】 敦忠太善美 夫夫文彦正 【国会議員 うえの 賢一良 地方六団体 啓正民祐忠 正健秀光 島屋浪 田 大土松谷柳 山林森佐藤高 府区中里町町会会長、新宿区町会連合会副会長 専門小委員会委員 公財)後藤·安田記念東京都市研究所理事長 キャスター・慶應義塾大学特任教授 株)宣伝会議取締役編集室長 株)三菱東京UFJ銀行間炎 関西学院大学教授 首都大学東京教授 1.柔护院大学教授 巽西护院大学教授 東京大学准教授 **原大学教授** 筑波大学教授 明治大学教授 東京大学教授 **約睪大学**教授 HZ5. 6. 13 時点 18名】 昭彦子子雄彦誠沙也子勝 学識経験者 ⊞ 村尾 然回

3. 諮問事項

・議会のあり方を始めとする住民自治のあり方→「地方自治法改正案に関する意見」(平成23年12月15日)を踏まえた地方自治法改正法を平成24年9月5日に公布 ・我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方 → 「大都市制度についての専門小委員会中間報告」をとりまとめ(平成24年12月20日)

→ H25.6.17の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」をとりまとめ。 ・東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方

地方自治法の一部を改正する法律の概要(平成24年9月5日公布)

X 住民自治の更なる充実を 直接請求制度等について必要な改正を行う。 地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、 議会と長の関係、 議会の招集及び会期、 るため、

(1) 地方議会制度

地方議会の会期

- 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。
- 通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。
- (定例会・臨時会においても同様)。 (議員修正により追加されたもの) 長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする(長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとする。 ******

臨時会の招集権 (N)

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

議分運営 (m)

- 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項(例:常任委員は会期の始めに議会で 選任)を条例に委任する。
- 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。
- 議会の調査権 (議員修正により追加されたもの) 4
- 特に必要があると認める 証言及び記録の提出を請求することができる場合を、 議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、 ときに限ることとする。
- **政務活動費** (議員修正により追加されたもの) **(2)**
- رد 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てるこ ができる経費の範囲を条例で定めることとする。
- こととする。 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努める

条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。 Ж **専決処分**(議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分) (N)

副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなけれ ばならないこととする。

条例公布 <u>რ</u>

当該条例の公布を行わな 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、ければならないこととする。

(3) 直接請求制度

解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

現行 : 有権者数の3分の1 (40万を超える部分については6分の1) 改正後:有権者数の3分の1 (40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1)

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

(5) 一部事務組合・広域連合等

一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。 広域連合は対象かとする。

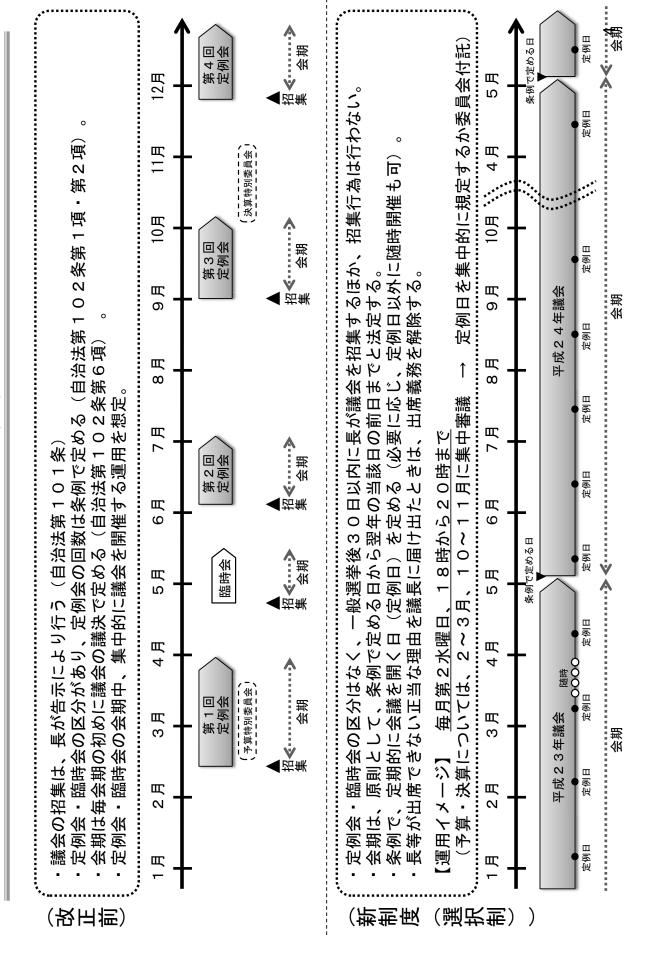
一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

〈杨伦楚四〉

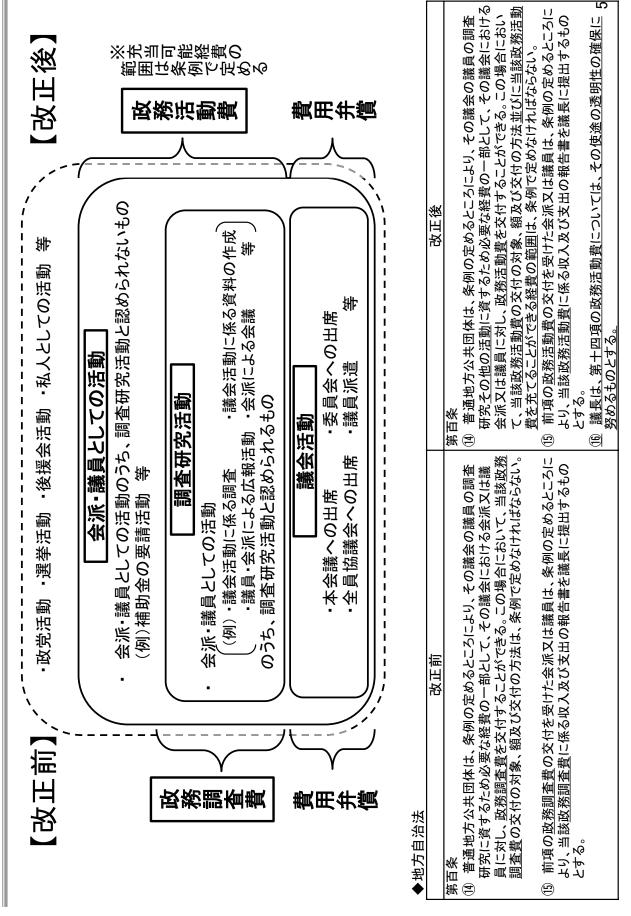
地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営(公聴会等)、議会の調査権、再議制度、専決処分、条例公布 議会運営(委員会等)、政務活動費、直接請求制度(署名数要件の緩和)、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等

平成24年9月5日 平成25年3月1

地方議会の会期のあり方の見直し(基本イメージ)



政務調査費と政務活動費の対象経費(イメージ)



解散・解職の請求に必要な署名数要件の緩和

く改正の概要等>

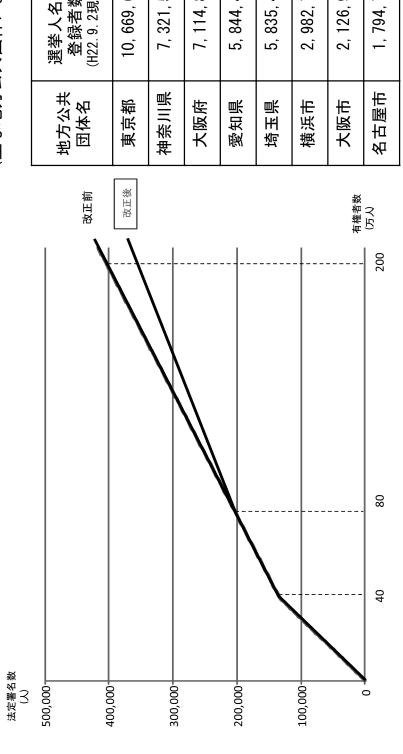
解散・解職の請求に必要な署名数要件・改正前:40万以下は1/3、40万超・改正後:40万以下は1/3、40万超 0

/3、40万超は1/6 /3、40万超80万以下は1/6、80万超は1/8

解散・解職の請求に係る法定署名数グラフ

-12-

(主な地方公共団体における法定署名数の比較)

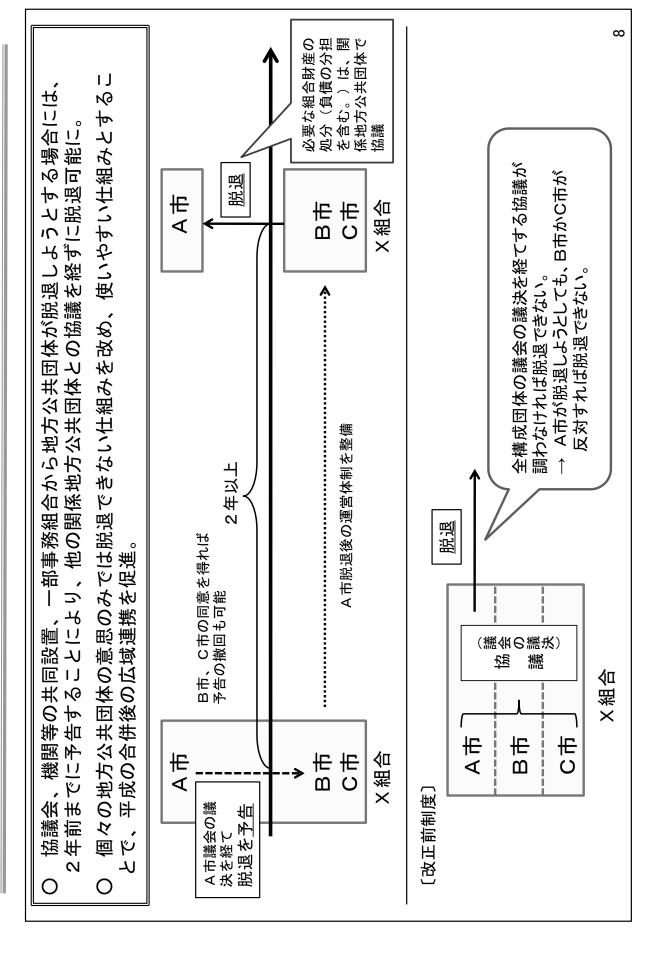


地方公共 団体名	選挙人名簿 登録者数 (H22.9.2現在)	改正前の 法定署名数	改正後の 法定署名数
東京都	10, 669, 672	1, 844, 946	1, 433, 709
神奈川県	7, 321, 561	1, 286, 927	1, 015, 196
大阪府	7, 114, 870	1, 252, 479	989, 359
愛知県	5, 844, 464	1, 040, 744	830, 558
埼玉県	5, 835, 497	1, 039, 250	829, 438
横浜市	2, 982, 704	563, 784	472, 838
大阪市	2, 126, 967	421, 162	365, 871
名古屋市	1, 794, 766	365, 795	324, 346

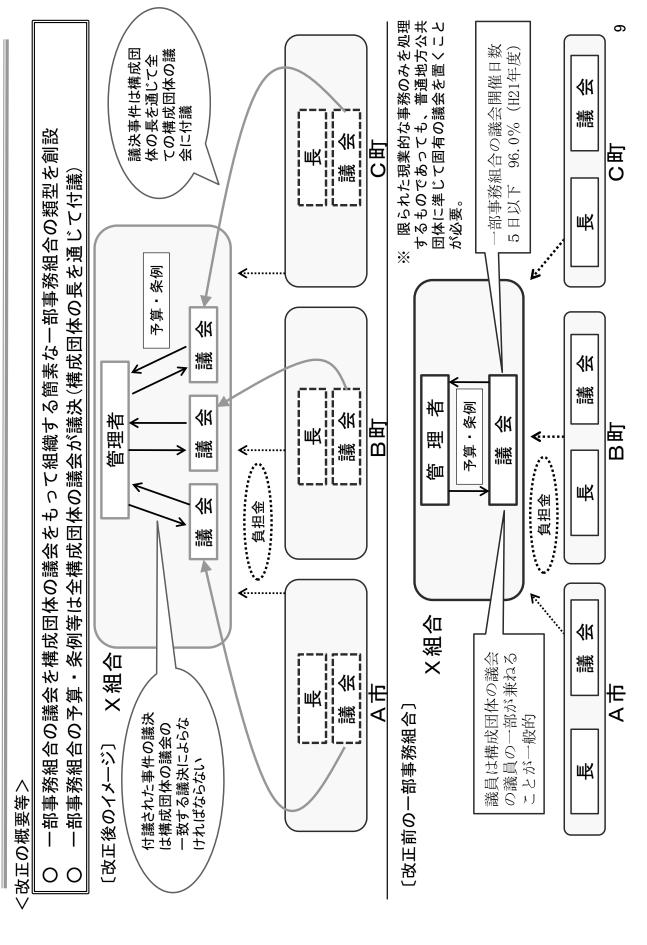
国等による違法確認訴訟制度の創設

(③の勧告に不満があるとき等) 国地方係争処理 °% ※ 自治紛争処理委員の 場合は、総務大臣に申出 (関与から30日以内) ととす、 審査の申出 地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、[ilこ、国等は違法確認訴訟を提起することができるこ。 地方公共団体 高等裁判所 自治紛争処理委員 **(**) 4 (個別)) 是正の要求、 是正の指示等 国地方係争処理委員会 Θ 現行制度上、国等 から訴訟を提起す しないとき等に、 る制度はない (鴻殿) 国等が是正の要求等をした場合に、委員会への審査の申出もしないとき等 都道府県 °°, H 動告等の措置(申出から90日以内) (地方公共団体が①に 応じた措置を講じず、 ②もしないとき等) 違法確認訴訟の提起 く改正の概要等> [アメージ] [改圧後] (m)

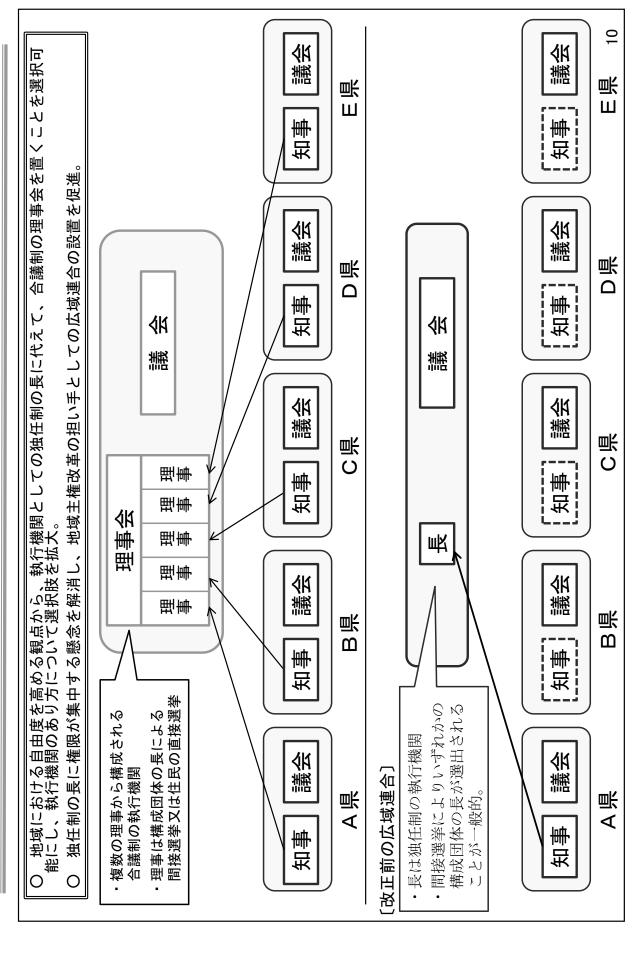
協議会等からの脱退手続の簡素化について



特例一部事務組合について



広域連合における理事会制について



地方自治法改正案に関する意見(第30次地方制度調査会)

地方職役の役期

- 原案は、現行の定例会と臨時会によって構成された議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるよう にするもの。
- この方式を選択し定例日を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開くこととすることによってこれまで とは異なる議会運営の方式が可能となる。 0
- この方式を選択する途を開くことによって、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、**その制度化を図るべき**。_ 0
- 会期の始期は条例に委ねることとすべき。
- *** * ***
- 会議の日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はない。 一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべき。
- **(原案)・** 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

 - ※ 通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。 ※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日(毎月1日以上)を条例で定める。一方、長は随時会議の開催を請求できることとする。 ※ 長等の議場への出席義務については、定例日の審議及び議案の審議に限定。

車決処分 N

- 条例と予算は議会の最も基本的な権限であり、これらの専決処分が不承認となった場合について何らの法的効果も生 じないとされている現行制度は、そのあり方に問題が残されている。
- 原案は、専決処分の効力そのものには影響を与えず長に対して将来に向かって一定の措置をとることを義務付けるも のであって、専決処分によって既に生じた法律関係にも配慮されており、**その制度化を図るべき**。 0
- 長のとる措置の内容については、議会が不承認とした趣旨を踏まえ補正予算や条例改正案の提出及び予算の未執行部分の執行停 止を行うことが基本となるものと考えられるが、これら以外にも長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を 果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれることとすべき。 0
- 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じな ればならないこととする。

直接請求制度

(1)解散・解職の請求に必要な署名数要件等

- 長又は主要公務員の解職の請求については、依然として人口が多い団体では 議会の解散及び議員、 機能しにくい状況。 直接請求のうち、 0
- 住民の主体的な行動により事態を打開する途が実質的に開かれた状態にしておくことが必要。
- 都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体については、有権者数や住民の投票数の実 態等も踏まえて**署名数要件を見直すべき**。 0
- 政令指定都市には一部の県よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集期間について都道府県と同様 こ2ヶ月に延長すべき。 O

(原案)・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行 : 有権者数の3分の1 (40万を超える部分は6分の1)

改正後:有権者数の3分の1(16万から40万の部分は6分の1、40万を超える部分は10分の1)

署名収集期間について、一定規模以上の有権者数を有する市町村も、都道府県と同様2ヶ月に延長する。

※ 現行 :都道府県2ヶ月、市町村1ヶ月

(2) 条例の制定・改廃の請求対象

- 住民自治の 〇 地方税をはじめとする地方公共団体の収入に関する事項について住民の意思が適確に反映されることは、 観点から極めて重要。
- 経済状況も大きく変化した今日、本来あるべき姿に立ち戻り、住民自治の充実・強化の観点から地方税等に関する事 頃を条例制定・改廃請求の対象とすることを基本とすべき。 0
- 地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、当面は、地方税全てを対象とするのではなく一部の税目に限定したり、50分の1となっている署名数要件を地方税等については引き上げたりするといった方策をとることも考えられる。 0
- 対象とする地方税の内容、署名数要件のあり方等について更に検討を加えた上で**制度化を図るべき**。 0
- 制度化にあたっては、地方公共団体の財政運営に与える影響や地方財政の極めて厳しい現状等への考慮も必要。 世界経済の不安定な状況が続いており、我が国においても社会保障・税一体改革についての議論が進められて このような状況を踏まえれば、**制度化の時期については、**今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を**士分見** 極めて検討する必要。 ー 方、 0

条例の制定・改廃の請求対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する。

-----12

-18-

大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の創設 4

- 代表民主制を補完する制度の一つとして、住民投票制度を法制化し、投票によって示された住民の意思に地方公共団体が法的に拘束される制度の導入について途を開くことは、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるための有益な試み。 0
- 原案は、長が大規模な公の施設の目的、位置、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め議会の承認が得られた場合に限って住民投票を実施することとしている。この手続により、議会審議等を通じてその対象に係る必要な情報や論点が住民に明らかにされるとともに、議会の役割すなわち代表民主制と直接参政 制度との調和に配慮されていると考えられる。 0
- 一方、住民投票を制度化するのであれば、その対象は、大規模な公の施設の設置ではなく、地方公共団体の存立に関 わる重要な事項である市町村の廃置分合や長と議会が対立した案件等とすべきではないかという考え方もある。 0
- 拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場 合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、**引き続き検討すべき**。 0

大規模な公の施設の設置について、条例で定めるところにより、住民投票に付することができることとする。 (原案)・

部事務組合・広域連合等

S

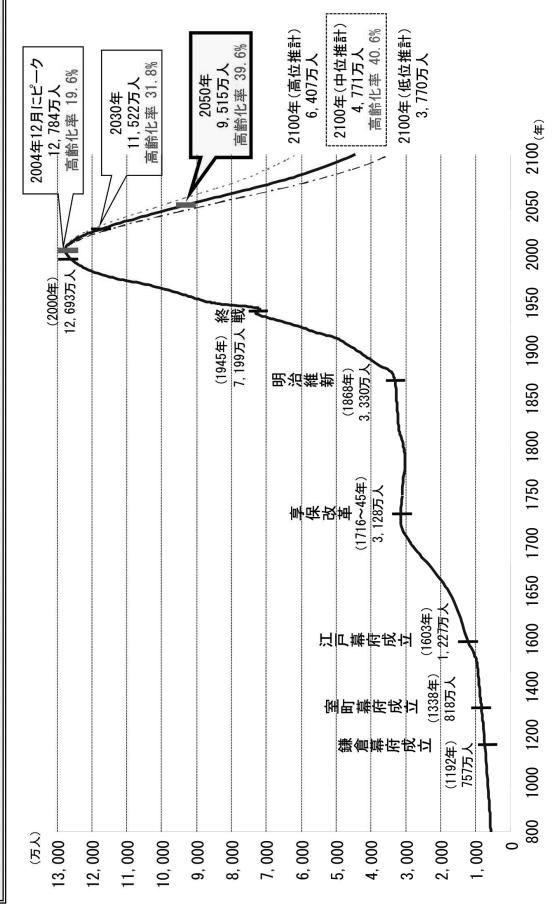
- 基礎自治体への権限移譲の進展や複雑多様化する住民サービスへの対応などを考慮すれば、基礎自治体の行財政基盤 の強化は依然として必要。 0
- その手法として、市町村間での事務の共同処理に係る広域連携の仕組みをより活用しやすいものにしていく必要があ り、一部事務組合等についてもこのような観点から制度の見直しが必要。 0
- 原案のように一部事務組合等からの脱退について予告を行うことで一定期間経過後に**脱退を可能とする仕組みを導入** 他ぐち 0

部事務組合等からの脱退の手続を簡素化す (原案)

-19-

我が国における総人口の長期的推移

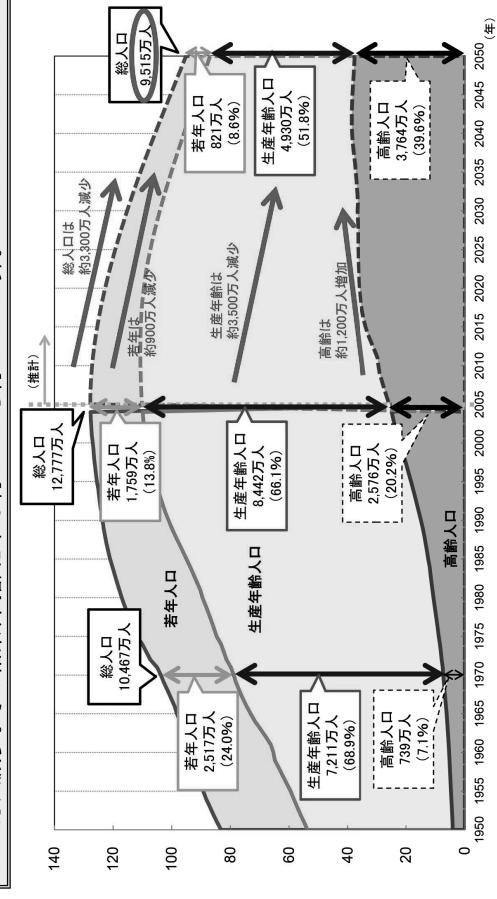
今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準 に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。 我が国の総人口は、2004年をピークに、



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ、概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

我が国における総人口の推移(年齢3区分別)

高齡人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齡人口は約3,500万人、 若年人口は約 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人(約25.5%)減少 900万人減少。その結果、高齡化率は約20%から約40%に上昇。

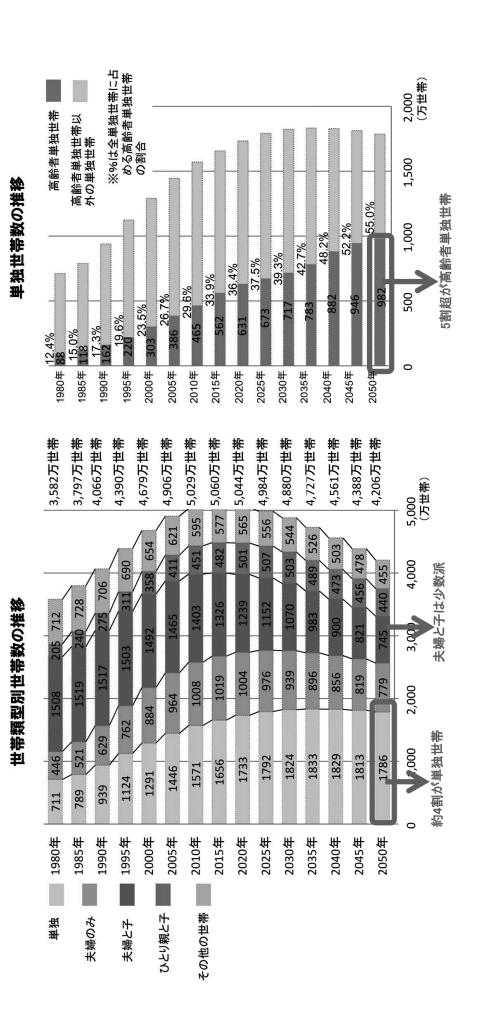


(注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口 (注2) () 内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齡不詳の人口を各歳別に按分して含めている (注4) 1950~1969、1971年は沖縄を含まない

申帯数の補移

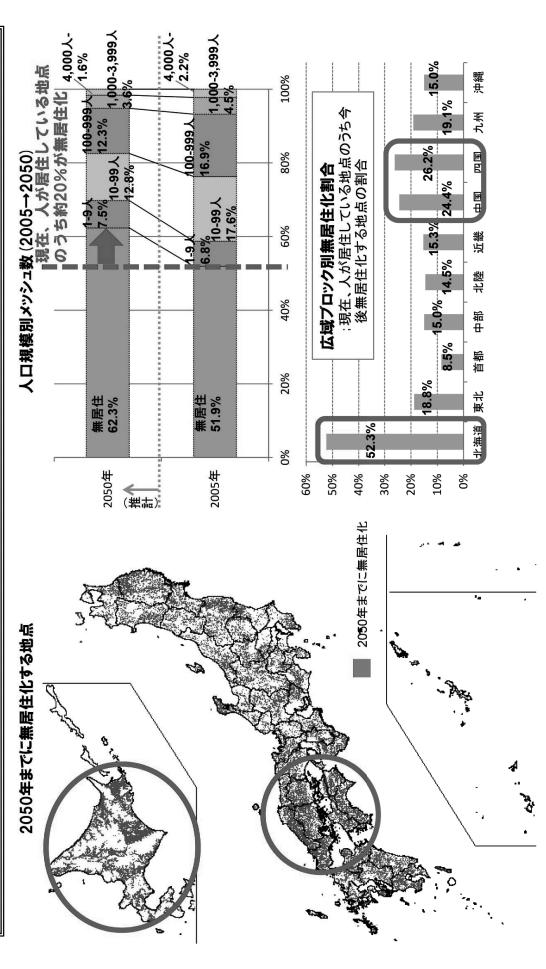
単独世帯が 単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。 これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり 主流となる。また、 約4割を占め、



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

居住地域・無居住地域の推移

- 人が居住している地域の約2割が無居住化。 現在、 2050年まで|
- 国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。 現在、一



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の の概要 **行政サービス提供体制に関する答申」**

- 度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第 5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。
- 人口減少社会(平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測)において、人々の暮らしを支え、経済 をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービ スを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。 Ō

現行の大都市等に係る制度の見直し

ı

(指定都市制度

- 〇「二重行政」の解消 (都道府県から指定都市への事務移譲等)
- 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務(31事務:県費負担教職員の給与負担など)や都道府県条例で移譲実績のある事務(21事務)(重複除くと計35事務)は移譲を基本
- 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の 区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討 (例:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限)
- 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協 議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要
- 〇 事務移譲に伴う税財源の配分
- ・県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
- 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき
 - 〇「都市内分権」による住民自治強化(特に人口が非常に多い指定都市
- ・ 区の役割の拡充、区長に独自の権限(人事・予算等)
- · 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にす べき
- ・ 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- · 区に教育委員会や区単位の市教委事務局(教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関)の設置を可能にすべき

(中核市、特例市制度)

- 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、 人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合
 - (現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提)
- ・都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用
- 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移 譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る 運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務 の要請権限の積極的活用が必要

(都区制度)

- ・都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

新たな大都市制度

(特別区制度の他地域への適用)

- 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財 政に影響が生じないよう特に留意
- 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理してい る事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区 が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理す る場合には円滑に処理できるかという点に留意
- 分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行 税財源は、道府県・特別区の事務の規模に応じて適切に配 保有税)以外の調整財源が必要となる場合があることに留意 制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本 ては、調整3税(固定資産税、市町村民税法人分、特別土地

(特別市(仮称))

- 政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行 度向上等に意義
- 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広 ることによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検 域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収す 討が必要
- まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題 は引き続き検討

三大都市圏域の調整

三大都市圏において、圏域にわたる行政課題(交通体系整 備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会 等の枠組みを設けることについて引き続き検討

自治体の行政サービス提供体制 基礎[

(総論)

自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など 多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要

(「平成の合併」後の基礎自治体)

- 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在
 - 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

(新たな広域連携等)

- 〇 新たな広域連携制度
- 以下の広域連携等を一層進めていくため、現行の一部事務組合や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき
- 地方圏における市町村間の広域連携 0
- ・地方圏では、「地方中枢拠点都市」(指定都市、中核市、特例市のうち地域の中枢的な役割を果たすべき都市)等を中心とした連携、地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な 財政措置
- それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を 層促進
- 三大都市圏の市町村における広域連携等 0
- 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市 の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進
- 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要
- 都道府県による補完

O

地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢

「大都市制度の改革及び基礎自治体の 体制に関する答申」のポイント 第30次地方制度調査会「大都市制度 行政サービス提供体制に関す

)大都市制度の改革

◎指定都市制度の改革

「二重行政の解消」

・都道府県から指定都市への事務移譲(35事務など、例・都市計画区域マスター・ ランの決定権限、県費負担教職員の給与負担)とこれに伴う税源配分の見直し (税源移譲や税交付金など)

・都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場 合の裁定等の創設

・「都市内分権」による住民自治の強化(条例で区役所の事務を規定、区長の役割を強化(人事・予算等)、区長 を特別職にすることを可能に(市長が議会同意を得て選任))

〇特別区制度の他地域への適用(大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象

・「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点を明示(例:特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意、事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本)



さいたま市(122万)、千葉市(96万)

関東

相模原市(71万)

新潟市(81万)

가 쪞

中鸭

横浜市(368万)、川崎市(142万)、

名古屋市(226万)、浜松市(80万)

静岡市(71万)

大阪市(266万)、神戸市(154万)、

京都市(147万)、堺市(84万)

近畿

広島市(117万)、岡山市(70万)

田田田

2/4

〇中核市、特例市制度

・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置 することにより中核市となる形で両制度を統合

〇特別市(仮称)(全ての都道府県・市町村の 福岡市(146万)、北九州市(97万)、 熊本市(73万) 田田 力率 计編

※括弧内はH22年人口国勢調査人口

〇都区制度(特別区(23区、895万)) 、現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提)

二重行政の完全解消など大きな意義があるが 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の 事務を処理・都道府県の区域外、

分割による懸念など、更に検討が必要

社会経済情勢の変化を踏まえた特別 区の区域の見直しを検討 極型

都から特別区への更なる事務移譲を

岩灰

指定都市

札幌市(191万) 仙台市(104万)

北 東 北 道

②基礎自治体の行政サービス提供体制~人口減少社会(平成60年(2048年)に1億人を下回ると予測)において

も人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成~

0

旭川市

札幌市

新たな広域連携 0

地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
 - それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の 取組を一層促進
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の 広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

函館市

可能とする仕組み を制度化

地方公共団体間

の柔軟な連携を

一人戸市

秋田市

青森市

- 顧囿十

上影市 新酒市 表面市

《仙台市

市局市

岐阜市 富山市 福井市〈金沢市〉〉

加路市

長野市 松本市 福島市

いわき市 字都宮市

中數毫市 雪 木 木 山 市

太田市

四日市市 静岡市 和歌山市

浜松市

響田市

/ 跨口市

三大都市圏

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、 双務的な役割分担を促進

/鳥取市 国工品 高松市 倉敷市 松江市。有温度 高知市 松山市 福岡市 佐賀市 ゾ **鹿児島市** 久留米市 佐苗保市 長墓市 地方圏の指定都市、中核市、特例市、 人口20万以上の市のうち、昼夜間人口 は、地方中枢拠点都市のイメージ 比率1以上で圏域を支える都市)

◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを 自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による 自ら選択

◎ 平成の合併」後の基礎自治体

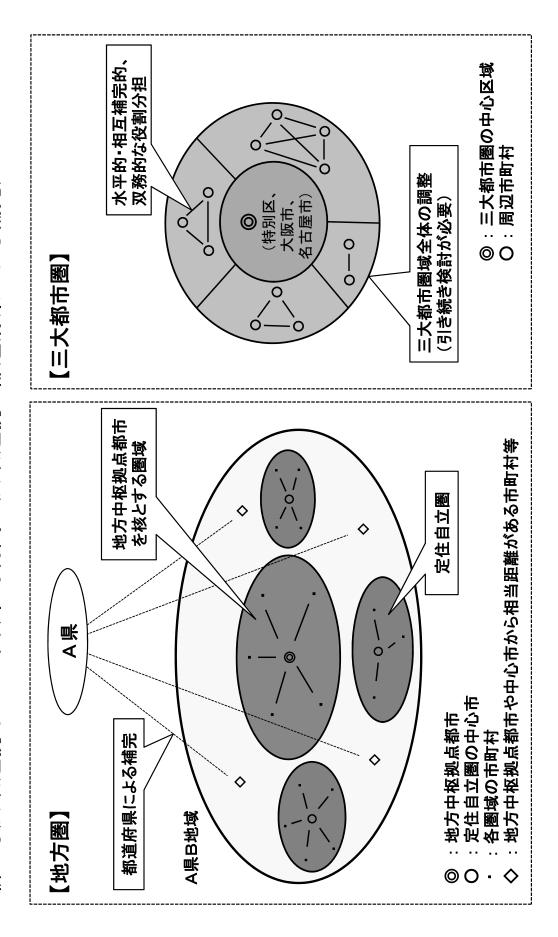
80.

那覇市

- 合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門 職員の不足等の課題も存在
- 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

〇は、三大都市圏

新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)



指定都市・中核市・特例市制度の概要

区分	指定都市	中核市	特例市
番	・人口50万以上の市のうちから政令で 指定 (人口その他都市としての規模、行財政 能力等において既存の指定都市と同等の 実態を有するとみられる都市を指定)	・人口30万以上の市の申請に基づき政令で指定	・人口20万以上の市の申請に基づき政令で指定
関与の 特例	・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	・福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	・なし
行政組織 上の特例	・区の設置 ・区選挙管理委員会の設置 等	つな・	・なし
財政上の 特例	・地方揮発油譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) ・宝くじの発売 等	・地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)	・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)
決定の 手続	・政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及 び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議 決が必要	・市からの申出に基づき、政令で指定・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要

・特例市の指定の状況 指配都市

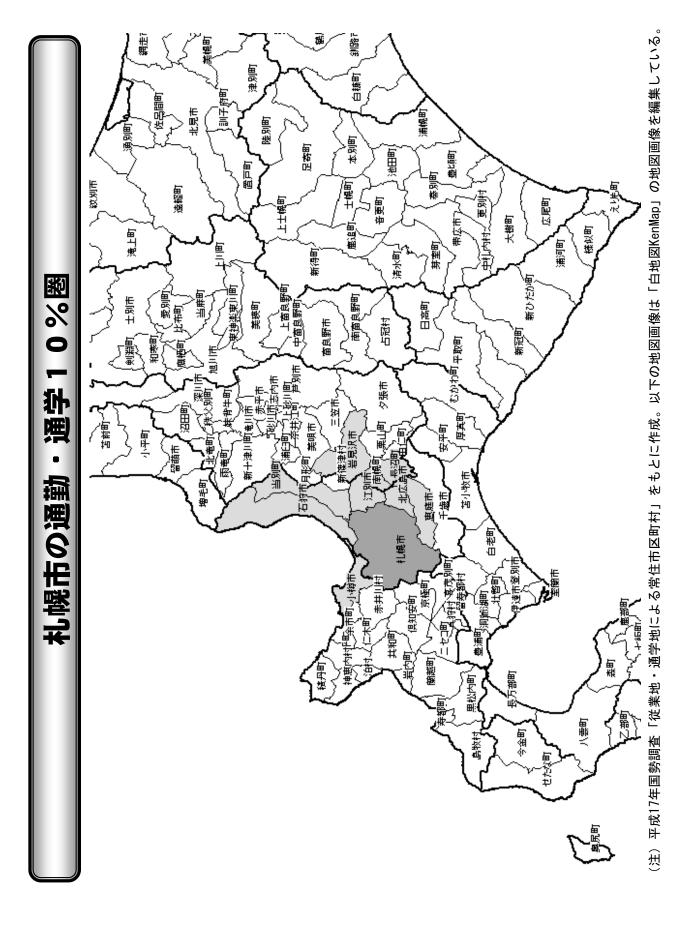
(平成25年4月1日時在)

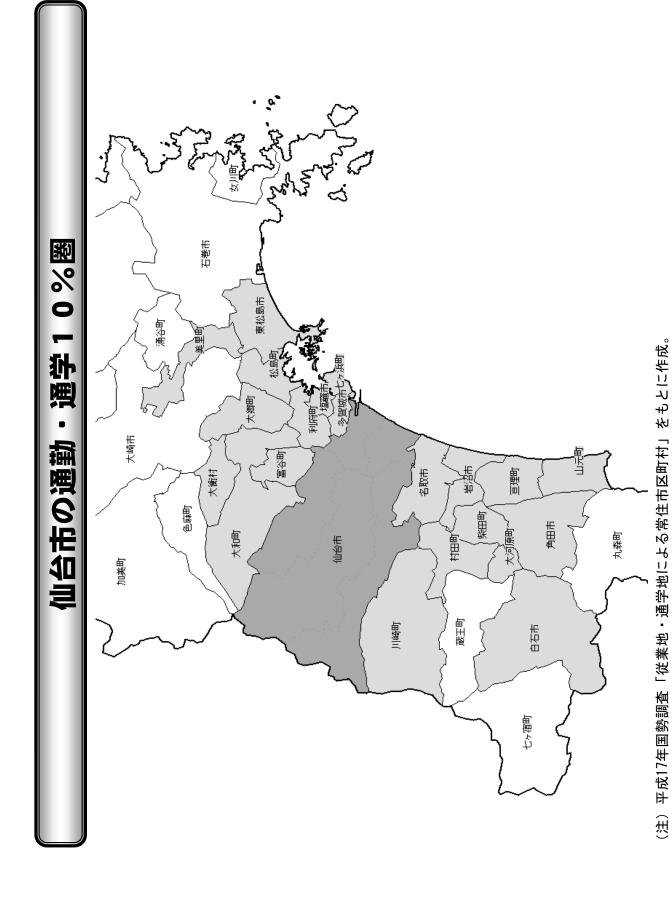
					(干成23年4月1日現任)
	指定都市	中核市	 	特例市	
	(人口50万以上で 政令で指定する市)	(人口30万以上で政令で指定する市)	(令で指定する市)	(人口20万以上で政令で指定する市)	旨定する市)
全国	20市	42市	(参考)人口30万以上で、 政令市、中核市の指定を受 けていない市(14市)	40市	(参考)人口20万以上30 万未満の市で、特例市の指 定を受けていない市(8市)
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)			
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)		山形(25)、八戸(23)	福島(29)
屋 報 屋	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉(96) 相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、横須賀 (41)、柏(40)、高崎(37)、前橋 (34)、川越(34)	八王子(58)、川口(56)特、 松戸(48)、市川(47)、 町田(42)、藤沢(40)、 所沢(34)特、越谷(32)特	川口(56)、所沢(34)、越谷(32)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部(23)、茅ヶ崎 (23)、厚木(22)、大和(22)、つくば(21)、太田 (21)、伊勢崎(20)、熊谷(20)、小田原(19) 甲府(19)	市原(28)、府中(25)、 上尾(22)、調布(22)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)		長岡(28)、福井(26)、上越(20)	
中部圏	名古屋(226)、浜松(80)、 静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一′宣(37)特、春日井(30)特 四日市(30)特	一宫(37)、春日井(30)、四日市(30)、 富士(25)、松本(24)、沼津(20)	津(28)
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、 西宮(48)、尼崎(45)、 豊中(38)、和歌山(37) 奈良(36)、高槻(35)、大津(33)	枚方(40)特、 吹田(35)特	枚方(40)、吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋川(23)、宝塚 (22)、岸和田(19)	
里中	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)		呉(23)、松江(20)、鳥取(19)	
四里		松山(51)、高松(41)、高知(34)			徳島(26)
九州	福岡(146)、北九州(97)、 熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、 長崎(44)、宮崎(40)、 久留米(30)		佐世保(26)	佐賀(23)
沖縄		那覇(31)			

(備考) ・人口は、平成22年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。 ・指定都市は、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。 ・「特」としているのは、現在、特例市の指定を受けている市。

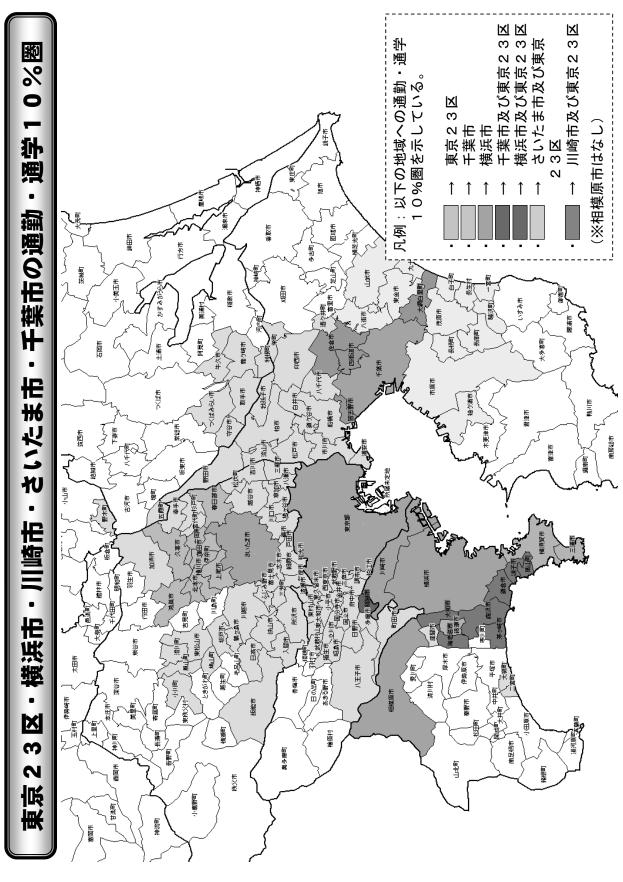
地方公共団体の主な役割分担の現状

(治安・安全・防災)	・警察(犯罪捜査、 運転免許等)				 ・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 (その他) ・戸籍・住基 区
(まちづくり)	・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認 可 ・指定区間の1級河川、 2級河川の管理	・区域区分に関する都市 計画決定 ・指定区間外の国道、県 道の管理 ・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理	・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向 ・サービ来の登録	・市街化区域又は市街化 調整区域内の開発行為の 許可 ・土地区画整理組合の設 立の認可	 ・上下水道の整備・管理運営・都市計画決定(上下水道等関係) ・都市計画決定(上下水道等以外) ・市町村道、橋梁の建設・管理 ・準用河川の管理
(環境)	・第一種フロン類回収 業者の登録 ・公害健康被害の補償 給付	・建築物用地下水の採 取の許可	・一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設の 設置の許可 ・ばい煙発生施設の設 置の届出の受理	・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の居出の回	・一般廃棄物の収集や 処理 ・騒音、振動、悪臭を 規制する地域の指定、 規制基準の設定 (市の み)
(教育)	・小中学校学級編制基 準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立 高等学校の設置認可 ・高等学校の設置語可	・県費負担教職員の任 免、給与の決定	・県費負担教職員の研 修		・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の服 務の監督、勤務成績の 評定
(埋外)	・保育士、介護支援専 門員の登録 ・身体障害者更生相談 所、知的障害者更生相 談所の設置	・児童相談所の設置	・保育所、養護老人 ホームの設置の認可・ 監督 ・介護サービス事業者 の指定 ・身体障害者手帳交付		・保育所の設置・運営 ・生活保護 (市及び福祉 事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設 置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業
(保健衛生)	(元) ・ 麻薬取扱者(一部)の免 三 許 ・ 精神科病院の設置 ・ 臨時の予防接種の実 施	指 に 置 が ・動物取扱業の登録 市	・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の 経営許可	恭宣任	 ・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施・定期の予防接種の実施・定期の予防接種の実施・結核に係る健康診断・・ 埋葬、火葬の許可・ 埋葬、火葬の許可

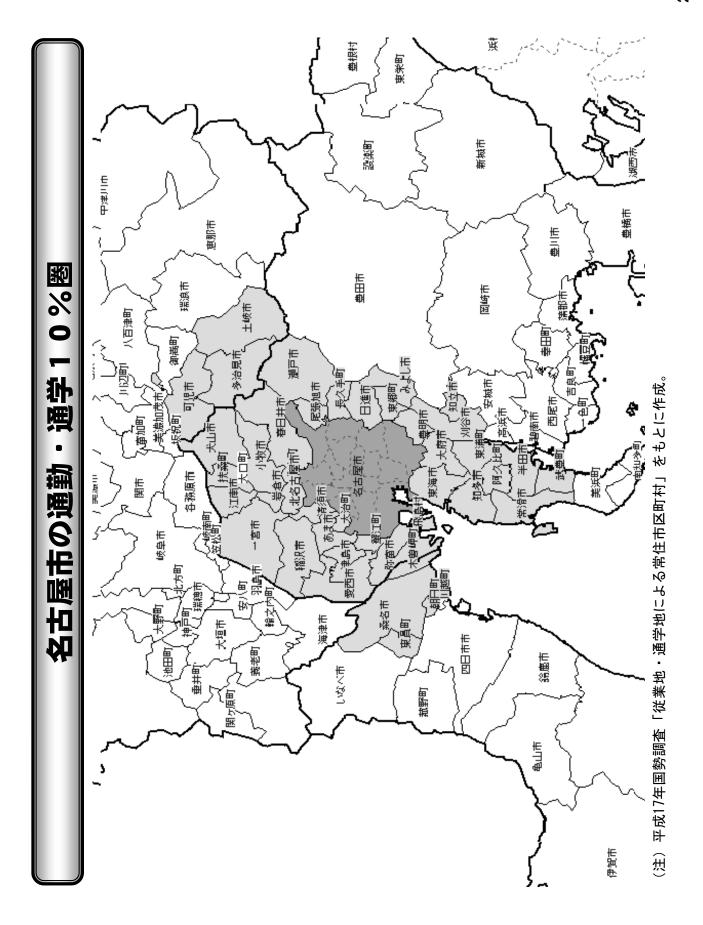


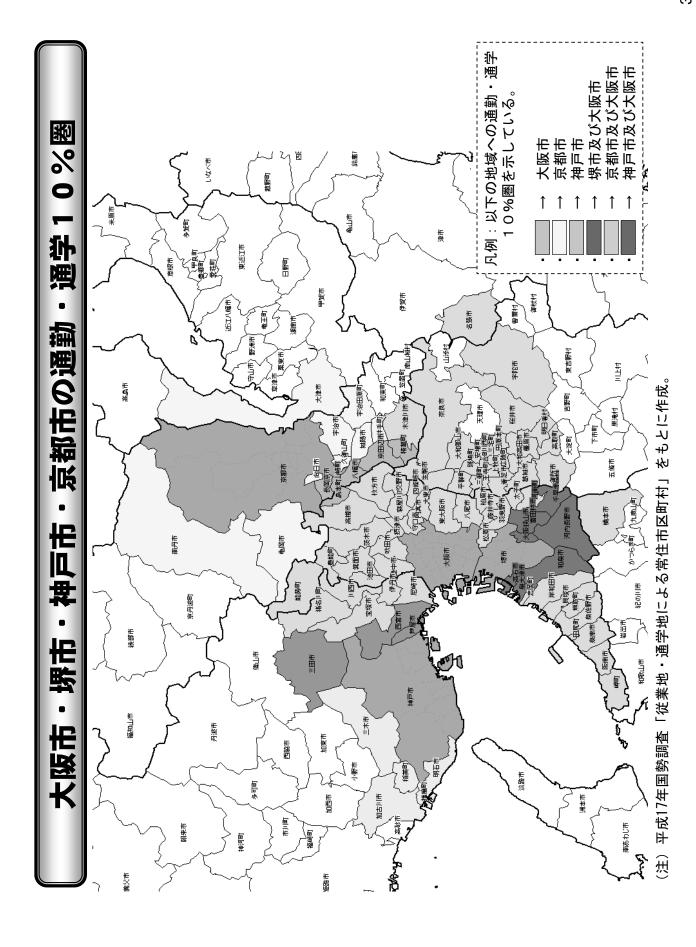


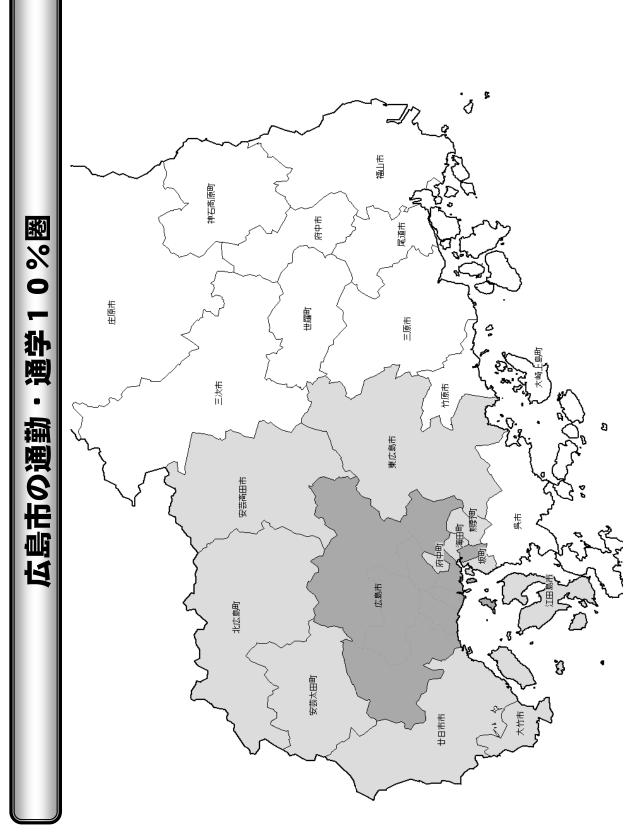
-33-



(注)平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。







(注)平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

(注)平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

福岡市 北九州市 福岡市及び北九州市 凡例:以下の地域への通勤・通学 10%圏を示している。 上毛町 級上町 \uparrow \uparrow \uparrow 0%圈 行橋市 任男 人 赤村 ※田里 東峰村 小馬 香春町 沙西は市 嘉麻市 朝倉市 飯塚市 照野甲 內粘市 宗像市 久留米市 说然野市 Ç 神埼市 佐賀市 甲華田

-38-

物区制版の概要

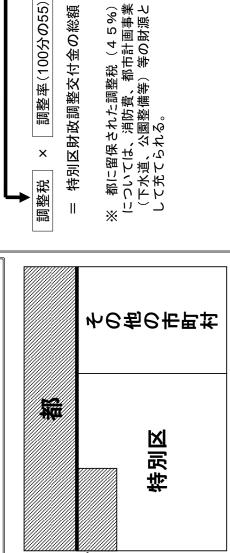
- 特別区は特別地方公共団体として法人格を有し、公選の長と公選の議会を 区を特別区とし、ととされている。 都の区) \ 鮰
- 人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及 特別区の存する区域を通じて<u>都が一体的に処理することが必要である</u> <u>と認められる事務</u>を処理するとされている。 市町村が処理する事務のうち、 び統一性の確保の観点から、 都は、 0

事務配分の特例

(主なもの)

- 管理運営 上水道の整備、

- ・公共下水道の整備・管理運営 ・消防に関する事務 ・都市計画決定(上下水道、電気ガス供給施設、 業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係、



都区財政調整制

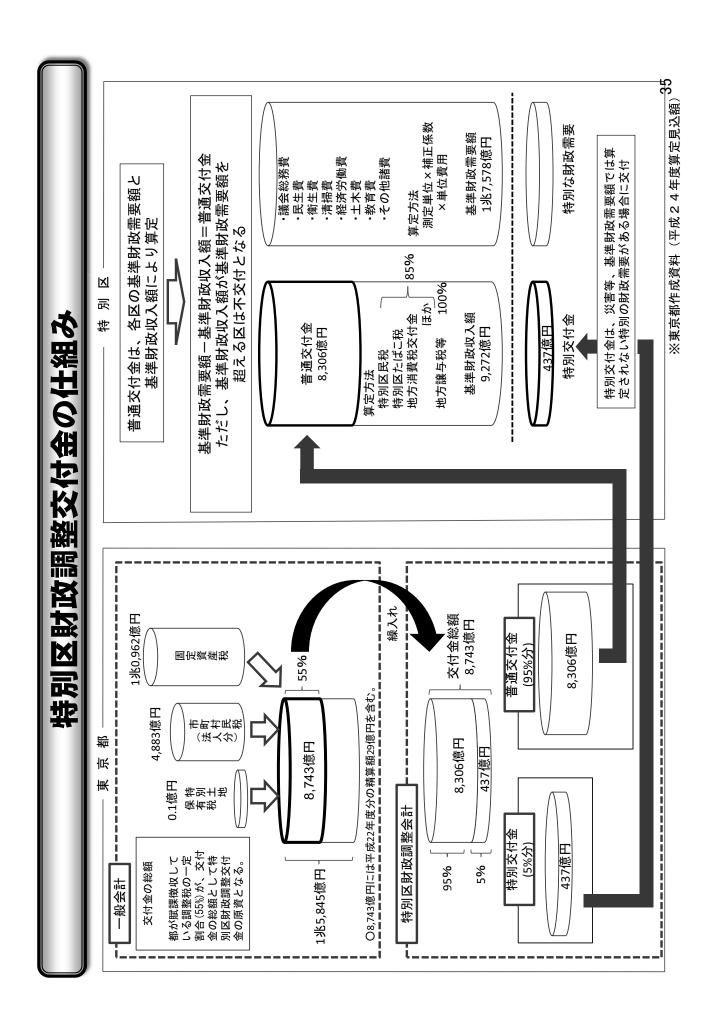
都区の事務配分に応じた財源の均衡化を図るため、都が法定の都税(市町村民税(法人分)・固定資産税)の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を行うもの。



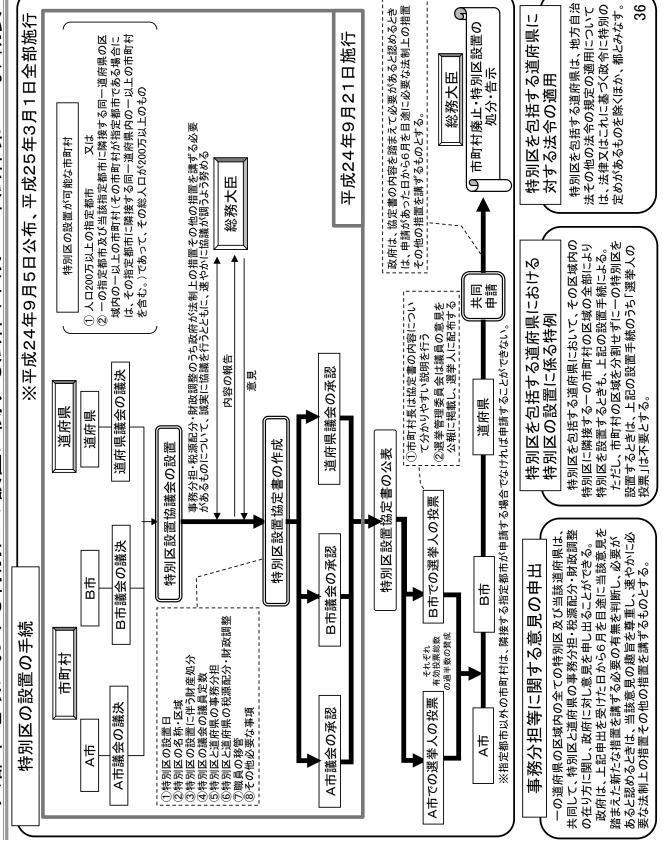
-39-

都区制度の沿革

昭和18年7月	申 市 数 集 下 条 5	○ 市庁庁・市庁市を廃し、庁の区域をたって市庁がを設置
		東京都の機能は、従来の都長官(官吏)が都を約
昭和21年9月	東京都制改正	都長官・区に、条
昭和22年5月	地方自治法制定	〇 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け 〇 特別区に、原則として市に関する規定を適用 〇 都知事・特別区の区長は、引き続き直接公選
昭和27年8月	地方自治法改正	
昭和39年7月	地方自治法改正	○ 都の福祉事務所等を特別区へ移管 ○ 特別区に、地方税法上の課税権を付与
昭和49年6月	地方自治法改正	○ 区長公選制を復活○ 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管○ 都からの配属職員制度の廃止
平成10年5月	地方自治法改正	○ 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理○ 一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務の移管等34







に関する法律の対象となる指定都市 大都市地域における特別区の設置

1 単独で人口200万人を超える指定都市

640. 3万人) 隣接自治体を含む合計 (368.9万人、 IC 洪

354.3万人) (226.4万人、隣接自治体を含む合計 Æ 幽 山 绐 (N)

564.6万人) 隣接自治体を含む合計 (266.5万人、 ₩ 阪 K

 \odot

隣接市町村を含めると人口200万人を超える指定都市 S

251. 5万人) (191.4万人、 隣接自治体を含む合計 IC 犚

4

(D)

346.7万人) 隣接自治体を含む合計 (122.2万人、 Æ ₩ た ے \neq 1U

213.3万人) 隣接自治体を含む合計 (96.2万人、

₩

쌞

#

6

埿

511.4万人) 隣接自治体を含む合計 (142.6万人、 ₩

428.4万人) 隣接自治体を含む合計 (84.2万人) 七

203.1万人)

隣接自治体を含む合計

(147.4万人、

Æ

쑏

沿

 (∞)

幹

6

290.9万人) 隣接自治体を含む合計 (154.4万人、 七 屸 本

隣接する市町村に指定都市が含まれる場合に、当該指定都市に隣接する市町村も含めた場合の総人口 (参考)

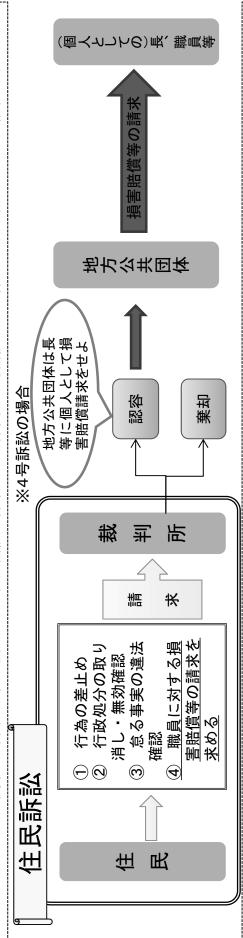
(640.3万人) 横浜市·川崎市

(629.9万人) IC 市 ・ 場 大阪 **3**

住民訴訟に関する検討会報告書について(概要)

〇住民訴訟制度とは

- 地方公共団体が行った公金の支出等について違法であると考える場合、住民であれば誰でも裁判所に訴えること ができる(住民訴訟)
 - 訴えることができる内容は、違法な支出により地方公共団体に生じた損害を補てんするために、長等に個人として 損害賠償等を請求することを、地方公共団体に対して求める(4号訴訟)等の4種類
 - 平成19~20年度の2年間に全国で提起された住民訴訟の件数は431件。うち4号訴訟は357件(82.8%)(出典:地方自治月報第55号)



04号訴訟において個人としての長に対する損害賠償請求が認められた実例

神戸市が外郭団体(神戸市障害者スポーツ協会等)に補助金約3億6651万円を支出。そのうち神戸市からの派遣職 員の給与に充てられた分2億5379万円が違法。神戸市が市長に対し2億5379万円の損害賠償請求をすることが命 じられた(最高裁で確定。ただし、議会が市長に対する損害賠償請求権を放棄 神戸市(大阪高裁平成21年1月20日判決)

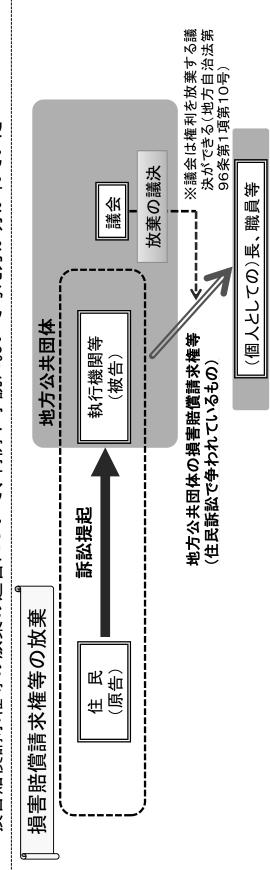
、※「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」によると、補助金を派遣職員の給与に充てるこ

京都市がゴルフ場開発予定地であった土地の買取代金として47億5623万円を支出。そのうち約26億1257万円分 は適正価格を大幅に超えて違法。市長に対し約26億1257万円の損害賠償が命じられた(最高裁で確定) 京都市(大阪高裁平成15年2月6日判決)

38

つ損害賠償請求権等の放棄

- 近年、地方公共団体の議会が、4号訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決を行う事例が発生 神戸市の補助金支出の事例においても、議会が市長に対する2億5379万円の損害賠償請求権を放棄
 - 損害賠償請求権等の放棄の適否について、判例や学説において考え方が分かれていた



○損害賠償請求権等の放棄に関する最高裁判決(平成24年4月20日及び同23日

【住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について】

- ▶ 地方公共団体の損害賠償請求権等を放棄することの適否の判断については、議会の裁量権に基本的に委ねられている
 - > ただし、裁量権の逸脱・濫用に当たると裁判所が判断したときは、さかのぼって放棄が無効となる

【千葉勝美裁判長(元最高裁行政局長)の補足意見において次のように言及】

- 住民訴訟制度の下、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる場面が生じている
 - 議会による放棄は、過大な責任が追及されることを踏まえた議会なりの対処の仕方
- ば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、個人的な利得のために違法行為をした場合等に限り、それ以外は、 所が違法宣言をし、地方公共団体において懲戒処分等をすることを義務付ける等の方法も考えられる 例えば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、裁判所が違法宣言をし、地方公共団体において徴ボ加へ



最高裁判決は、議会による損害賠償請求権の放棄について、議会の裁量判断のあり方や住民訴訟制度 の下における長等の責任追及のあり方について問題を提起。総務省において地方自治法の改正など立 法による制度的な解決を検討する必要

〇「住民訴訟に関する検討会」の設置

の住民訴訟のあり方について検討を行うため、平成24年7月に自治行政局において「住民訴訟に関する検討会」(座長:碓井 住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について最高裁判所の判断が示されたことから、今後 光明明治大学教授)を開催。計7回の会議を経て、平成25年3月に報告書を取りまとめ。

明治大学法科大学院教授(行政法) ◎確井 光明 (委員)

学習院大学法科大学院教授(行政法)

東京大学大学院法学政治学研究科教授(行政法) 裕耐 諡

小林 大橋

婖 少口

東京大学大学院法学政治学研究科教授(民法) 東京大学大学院法学政治学研究科教授(憲法) 為三郎 〇長谷部 恭男 和彦 料田 불 불

-橋大学大学院法学研究科教授(民事訴訟法) 慶應義塾大学法学部教授(商法) 座長代理:〇) ※五十音順、敬称略)(※座長:◎

O「住民訴訟に関する検討会報告書」の概要

東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授(政治学)

小洞

- 最高裁判決が提起した問題に対し、「考えられる方策」として6つの対応案を提示
 - 各対応案には、それぞれに意義及び留意すべき点がある
- 解決の方向性をあえて一案に絞ることはせず、今後、これらをたたき台として更に議論が深められることを期待

考えられる方策

案 I 違法事由の性格等に即した注意義務違反の明確化

例えば、補助金の支出にどのくらい関与していたか、当時の補助金に 対する他の地方公共団体の取扱いはどうか等、特定の支出について、違 法を防ぐために長等が払う注意のレベルに応じ、長等が個人として損害 賠償責任を負うかを訴訟で慎重に検討されるようにする

軽過失免責

長等に故意又は重大な過失があったときのみ損害賠償責任を負い、軽 微な過失のときは損害賠償をしなくてよいこととする。国家賠償法(個人 責任の追及については軽過失免責)との均衡を図る

案皿 違法確認訴訟を通じた是正措置の義務付けの追加

できるようにする。違法が確認されると、地方公共団体は再発防止体制 の整備など組織としての対応を必須とする。一方、個人としての長等に対 住民が公金の支出等が違法であることの確認を裁判所に求めることが する損害賠償責任は軽過失免責とする

案Ⅳ 損害賠償限度額の設定

軽過失のときに限って、個人として長等が負う損害賠償の額を例えば 年収の数倍までと限度額を設定する

案V 損害賠償債務等を確定的に免除する手続の設定

を新設する。長や議会から独立した監査委員が免除する額を決めること 裁判で確定した長等の損害賠償債務を確定的に免除するための手続 とする。議会による任意の放棄はできなくなる (監査委員の免除決定)

案Ⅵ 損害賠償債務等を免除する手続要件の設定

(監査委員からの意見聴取)

見を述べることとして、議会の議決に至る議論の公正さや適正さを高める 議会が長等の損害賠償債務を免除する議決をする前に監査委員が意

地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書について(概要)

地方公共団体の監査制度の充実強化の必要性(検討の背景)

〇 地方公共団体の監査制度については、これまで第29次地方制度調査会や地方行財政検討会議において、制度の 見直しを含めたそのあり方に関する議論が行われてきたが、具体的な制度化は行われていない。

度に関する研究会」(座長:宇賀克也東京大学教授)を設けた。計7回の議論を行い、平成25年3月に報告書をとりまと そこで、改めて制度改正に向けた具体的な検討を行うため、平成24年9月に自治行政局に「地方公共団体の監査制

克尚輝敏也秀夫朗 ◎ 石字遠光 川賀瀬田 飯島 (委員)

公認会計士(日本公認会計士協会常務理事 **東京大学大学院法学政治学研究科教授** 说理士(日本税理士会連合会常務理事

大阪市代表監査委員

属町田田田

副 の田村

新潟大学大学院実務法学研究科教授 前群馬県代表監査委員

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 横浜国立大学法科大学院准教授 日本大学法学部教授 惠連祥隆 美人邙诏

座長代理:〇) (※五十音順、敬称略)(※座長:◎

監査制度の見直しが求められている背景

- (1) 第29次地方制度調査会答申(平成21年6月)において、監査委員の監査の結果の決定方法や外部監査制度の導 入方法の見直し等が提言されたが、監査委員事務局の共同設置を可能にしたことを除き制度改正に至らず。
- (例:架空取引に基づき業者に預け金を保有させ、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるい 会計検査院による検査報告書(平成22年12月)により、都道府県及び政令指定都市の全てにおいて不適正経理 わゆる「預け」など)が指摘された。
- (3) 地方行財政検討会議を踏まえとりまとめられた「地方自治法抜本改正の考え方」(平成23年1月)において、現行の 監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで見直しを進め、制度化に向け、関係者の意見を聴 きながら更に詳細に検討するとされた。
- ②内部と外部の監査機能の明確化(監査委員を廃止し新たに内部監査役を設け外部監査人と役割分担) 直し案:①長の責任の明確化及び監査機能の外部化(内部統制を整備し監査委員を廃止、監査は外部化)
 - 監査機能の共同化(地方公共団体が都道府県単位等で監査を共同して行う組織を設立
- (3)を受け、監査委員をはじめ地方公共団体関係者は、監査制度の見直しの動向について注視している。

地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性①

▶地方公共団体の監査を行う際に基づくべき全国で統一された監査基準(監査の実施や報告を行う際の観点 や手法を定めたガイドライン)が不存在であり、法令上も位置づけがない。

〇監査基準は、国や個々の地方公共団体とは別の主体が作成することが必要。併せて実施細則や運 〇監査結果の信頼性を高めるため、統一された監査基準が必要。 〇監査基準に従って監査を行わなければならないことを法令で規定。

マニュアルも作成。

監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要。

▶議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、短期交代の例も多く専門性及び独立性 が不十分との意見。

〇監査委員に必要な専門性が確保されていることを選任要件とする。

〇監査委員を議員から選任することを必須とせず、定数の上限を設けたうえで地方公共団体が判断。 議会で選挙することも含め、監査委員の選任方法の議論が必要。

|監査委員事務局職員は、長部局等から人事異動で配属され、在職期間も3年程度。専門性及び独立性 が不十分。

〇事務局職員に必要な専門性が確保されていることを任命要件とする。

〇弁護士、公認会計士等を任期付き職員として活用することや、監査法人等への監査事務の一部の 委託も有効。

〇専門性の高い外部の人材活用の観点から監査委員による専門委員(専門分野の調査を行う学識 経験者。現在は長のみ任命可能(自治法174条))の任命も検討すべき。

つ地方公共団体において監査委員事務局の共同設置も真剣に検討されるべき

監査委員事務局の

性及び独立性

監査委員の専門

地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性②

監査制度のあり方と内部統制の整備及び運用は密接に関連。

へ 内部統制

事前又は事後にリスクをコントロールすることを目的とし、組織内部において、違法行為や不正、ミスなど が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定 め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組み。

- ▶内部統制が十分に整備及び運用されていることを前提に、よりリスクの高い箇所を中心に監査することによ り実効性が高まる。
- |監査結果の指摘を活用し、組織全体で改善策を講じるためにも内部統制の整備は有効。

内部統制の整備及び運用

- 〇地方公共団体が内部統制を整備しなければならないことを法令で規定。
- 〇内部統制の整備及び運用の状況は監査の対象。議会、住民にも報告し公表。 〇具体的な体制は各地方公共団体が実情を踏まえ、整備及び運用。
- 地方公共団体の特性を踏まえた内部統制の整備・運用については更に詳細な検討が必要。
- 監査委員監査と外部監査のそれぞれの機能を踏まえた新たな役割分担を考えることが必要。
- 〇包括外部監査と個別外部監査の仕組みを維持するかを含め制度のあり方について検討。
- 〇監査委員が外部監査のテーマを選定することや、決算審査等の全部又は一部を外部監査に委ね
 - 〇客観性を高めるために外部監査人の選任方法の見直しが必要。 監査委員と役割分担を行う方法も考えられる。

のあり

外部監査制度

- 〇外部監査人に必要な専門性を確保されていることを選任要件とする。
- ○義務付団体(都道府県・指定都市・中核市)以外の団体が実情に応じ柔軟に導入できるよう対応。

これらを踏まえると、地方公共団体の監査をサポートするシステムの構築が必要

「監査サポート組織」のあり方について検討が必要

地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性③

地方公共団体の監査を支援するため、「監査サポート組織」のあり方について検討が必要 (以下の案は「たたき台」

 ・監査委員、外部監査人、監査委員事務局職員に必要な専門性を認証 「認証方法として考えられる案」 a案) 試験方式、b案) 研修方式、c案) 試験方式と研修方式の並用 ・監査委員、外部監査人は認証を受けた者であることが要件 (注) 監査委員事務局職員については、小規模団体について考慮することが必要 	地方公共団体の監査を行う場合に基づくべき統一された「監査基準」を作成	監査委員及び外部監査人の監査結果を評価し、その結果を公表	・監査関係者の研修(長期を含む)を実施・監査関係の調査研究及び地方公共団体への情報提供
監査主体の専門性の確保	監査基準の作成	監査の品質管理	研修及び調査研究
***************************************	322		

これらの機能に加え、

監査サポート組織が外部監査人の推薦等

〇監査サポート組織が認証した者の名簿を作成し、名簿搭載者の中から各地方公共団体に外部監査人を推薦 〇外部監査の導入:法律の規定により各地方公共団体が任意に導入。但し、一定の団体には義務づけ

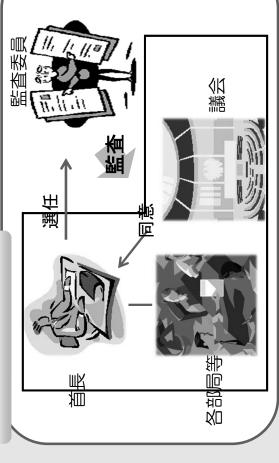
○外部監査のテーマ:①監査委員が決定 ②外部監査人が決定することとする場合は、サポート組織が助言

〇要求監査の対応 :監査委員の判断により、外部監査人の推薦を依頼

これに加えて、監査サポート組織が自ら監査を実施するという選択肢も考えられる。

(参考)地方公共団体の監査制度

制度 監査委員



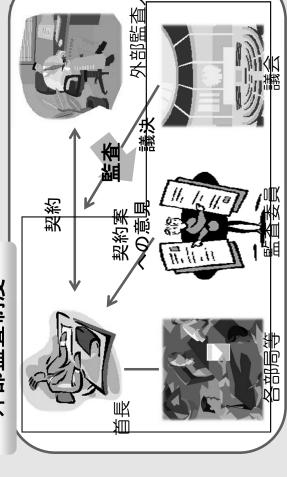
- 長は議会の同意を得て、識見を有する者及び議会の議員か ら監査委員を選任
- 定数は次のとおり
- 都道府県、人口25万人以上の市:4人(うち議員は2人又は
- ※ 識見を有する者から選任される監査委員は、条例で定数を ・上記以外の市町村:2人(うち議員は1人) 増加することが可能
- 監査委員は、監査を行い結果を長等に報告し、公表
 - 全国の監査委員数(実数):4, 319人 (H22.4.1現在) 事務局は、都道府県は必置、市町村は任意設置
 - (1760市町村中1105市町村が設置(H21.4.1現在))
- 監査委員に要する費用:都道府県 約107億円、 約348億円 市区町村

(H23決算ベース)

- 包括外部監査と個別外部監査の二種類
- 長は議会の議決を経て外部監査人と契約を締結
 - 外部監査人は補助者を使用することが可能
- 外部監査人の資格:弁護士、公認会計士、税理士
- 国・地方公共団体の監査等の実務経験者 ●包括外部監査の概要
 - 毎会計年度、外部監査人がテーマを決めて監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市は義務付け、その他の市町村は条例 により任意に導入
 - 包括外部監査導入団体:119団体(うち任意導入:13団体)
- 包括外部監査に要する費用:都道府県 約7億円、市区町村 約10億円 個別外部監査の概要
- 議会・長・住民から要求のある場合、外部監査によることが適 当と認めるときに、外部監査人による監査を実施
 - 全地方公共団体が条例により任意に導入
- 個別外部監査導入団体:175団体(うち包括 106団体)
- 個別外部監査に要する費用:市区町村 約7千万円

(計数はいずれもH22.3.31現在)

外部監査制度



地方公共団体における実務的な課題に対応するための基礎的研究会(平成25年度)について

研究会等設置の趣旨

〇第30次地方制度調査会 の答申後も、地方公共団 体の行政運営に関する課 題は山積。



Oこれらの課題に対応する ため、有識者等による研究 会において、実務的かつ基 礎的な検討を実施。

※ 昨年度の監査制度、住 民訴訟制度の見直しに係 る研究会に引き続き検討

邻 地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討

〇背 景

- 地方分権、行政改革の更なる進捗のためには、住民の地方公共団体に対する 信頼が極めて重要。
- ⇒ 地方公共団体から不適正経理、事務ミス、法令違反等の不祥事を追放するため、 新しい組織マネジメント(内部統制※)の導入検討が必要。
- ※ 内部統制
- ・企業などが、組織内部において違法行為や不正、ミスなどが行われないよう、業務を適切に進め るためのチェックシステムなどの決まりごとを設け、取締役、従業員等がそれに基づき業務を行う プロセス

〇検討項目

民間企業の実態や地方公共団体の取組み状況を参考に、地方公共団体が実行可 能な内部統制の整備・運用のスタンダードを明らかにする。

- ・地方公共団体の特性、実情を踏まえた内部統制の目的、対象をどう考えるか
- |・関係者(長、職員、議会、監査委員等)の役割と責任、牽制機能をどう設計するか

粃

〇検討会メンバー(別紙1参照)

- •座長:小早川光郎(成蹊大学法科大学院客員教授)
 - ・その他の委員:学識経験者、地方自治体関係者等

O スケジュール

平成25年7月 第1回検討会 開催 以降、本年度末までに報告書とりまとめ

地方議会のあり方に関する研究会 Ħ

메氏 完

- ・ 地方分権の進展に伴い執行機関に対するチェック機能等の 地方議会の果たすべき役割は大きくなっている。
- 近年、地方議会において、そのあり方を自ら見直し、住民の 信頼確保に向けた取り組みを進めようという動きも見られる中 今後の地方議会のあり方に関する検討を行う必要がある。

〇検討項目

- ◎議会審議の充実(実質的な審議・調整過程の可視化の検討等)
- 議会が住民や専門家、執行機関等から幅広く意見を聴く →長が立案する計画等につき素案段階で議会と意見交換
 - 〇議会の監視機能のあり方の検討
- →形骸化が指摘される議会の監視機能の見直し ○議会と住民の双方向コミュニケーションの強化
- →公聴会制度の活用、住民との意見交換会、議会報告会

〇検討会メンバー(別紙2参照)

- |座長:長谷部恭男(東京大学大学院教授) |その他の委員:学識経験者

ロメケジューア

以降、本年度末 までに報告書とりまとめ 第1回研究会開催 平成25年8月

に関する研究会 地方公共団体の財務制度| 目

呈尽 〇背

- ・我が国の情報通信技術は著しく発展してきていることから、 地方自治法等で定める財務制度についてもこのことに関する 検討が必要。
- ムの調達などでは、価格だけで競争するのではなく、性能や品 ・大量更新時期を迎えているインフラの維持管理や情報システ 質も確保するような入れ・契約方式が求められている。

〇検討項目

- ◎収入・現金・支出
- →ICT技術を利活用した収入、支払、指定金融機関のあり方 〇契約
- →予定価格の事前公表のあり方や年度前入札公告等 ○財産
 - →行政財産の貸付けの要件緩和等

〇検討会メンバー(別紙3参照)

- •座長:碓井光明(明治大学法科大学院教授
- •その他の委員:学識経験者、地方自治体関係者等

〇スケジュール

までに報告書とりまとめ 第1回研究会開催 以降、本年度末 平成25年7月

第2回

- ・ 地方議会における一票の較差について
- ・基礎自治体の広域連携をめぐる現状と課 題について

21世紀地方自治制度についての調査研究会(平成25年度) (第2回)議事要旨

- 1 日 時 平成25年12月5日(木)17:00~
- 2 場 所 (財) 自治総合センター 大会議室
- 3 出席者 出雲 明子 東海大学政治経済学部政治学科准教授(政治学)

今井 亮佑 首都大学東京大学院社会科学研究科・都市教養学部法学系教授 (政治学)

姥浦 道生 東北大学大学院工学研究科准教授(工学)

大橋 真由美 成城大学法学部法律学科教授(行政法)

甲斐 朋香 松山大学法学部法学科准教授(政治学)

央戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授(憲法)

砂原 庸介 大阪大学大学院法学研究科准教授(行政学)

- 4 議 題 (1)地方議会における一票の較差について
 - (2) 基礎自治体の広域連携をめぐる現状と課題について

5 概 要

地方議会選挙における一票の較差について

- 地方議会選挙は、国政が公職選挙法及び同法別表で定めているのに対し、国会が定めたルールの下、 都道府県議会が条例で選挙区割・定数配分を行っていることが特徴。
- 地方議会選挙における一票の較差に関する最高裁判例は平成13年が最後。平成25年12月、東京都議会の較差に関する判決(島部を除き、千代田区と北多摩3区の間で3.208倍の較差)が出る。 その間の国政選挙に関する訴訟で大きな判断の変化を踏まえた判断が行われる。
- 過去の判例には、特例選挙区(公選法第271条)と関係ない投票価値の平等が問題になるケースと、 特例選挙区があることによって生じる較差が問題になるケースの二つの流れがある。

○ 「特例選挙区以外の選挙区間の一票の較差」については、昭和59年5月17日の東京都の判例(一票の較差7.450倍を違法と判断)では、投票の価値の平等を憲法上の要請とし、一票の投票の価値は必ずしも均等である必要はないが、その是正が裁量権の合理的な行使として是認されるかを問うている。その判断は、①投票価値の不平等が地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素を斟酌してもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているとき、②人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が同項の規定上要求されているにもかかわらずそれが行われないとき、という二つの側面から行われる。

①の具体的な水準としては、東京都の3.09倍の例は違法(最判平成3年4月23日)、愛知県の2.89倍の例は適法(最判平成5年10月22日)とされており、当時、衆議院中選挙区制について1対3までの較差は許容されていると言われていたものに近似した数字になっている。また、②合理的期間論については、兵庫県での、較差が1対3を超える水準であったが、国勢調査結果の告示から選挙まで8カ月しかなかったケースについて、合理的期間を徒過していないと判断している。

○ 「特例選挙区を含む選挙区間の一票の較差の問題」については、①特例選挙区を設置することが適 法かという問題と、②特例選挙区を置いたときにその結果として生じる一票の較差が許されるかという 問題の二段階で判断するという姿勢を示している。

①については、最高裁はかねてより、郡市という地域的まとまりを尊重し、地域代表を確保するという観点から特例選挙区を置くことに合理性があるとしていたが、平成5年の判決(最判平成5年10月22日)において、都道府県は市町村行政を補完する役割を持つため、都道府県議会には地域代表の確保が求められるからという理由を追加してきた。

一方、特例選挙区を設置したときにも、②配当基数が 0.5 よりも著しく下回る場合は、その設置は違法となり得る。しかし、人口が多い選挙区は当然あるから、全体として 5 倍になっても許容されるという判断をしている。その判断は、特例選挙区を含む最大較差、含まない場合の最大較差と、人口比定数との隔たりの程度を審査する方法がとられている。

○ 特例選挙区の適法性については、最高裁でも厳しい意見が示されている。具体的には、平成12年の千葉県に関する最高裁判決(最判平成12年4月21日)で、5人中2人の判事が特例選挙区を置くこと自体が許されない場合があるとしている。その1人は、そもそも特例選挙区制度は「当分の間」設けることができるものであるから、あくまで時限的な措置であり、市町村合併のために一票の較差が大きくなるという事態が生じた場合、その1度だけ特例選挙区にすることはできても、2度3度と続けて

特例選挙区を維持することが本来許されないとの意見を付けている。

○ 国政選挙における一票の較差については、最近の判例では大きく考えが変化してきている。これまで最高裁は、過密地域の代表を減らし過疎地域の代表者を増やす定数配分・選挙区割りは許容されるとしてきたが、平成23年の判決(最大判平成23年3月23日)では都市集中化の評価・反映を考慮要素から外している。また、それまで人口比例の修正は裁量権の合理的行使の問題であり「その投票価値の不平等が通常考慮し得る諸般の要素を斟酌しても、なお一般の合理性を有するもおとは考えられない程度に達しているとき」としていた実体基準について、「裁量権を考慮してもなおその限界を越えており是認することができない場合」と変更している。

衆議院小選挙区制は、47都道府県に1人別枠で議席を配分し、残る253議席を人口比例で配分しているが、この方式ではどうしても一票の較差が生じていた。それまでの最高裁の判断はやむを得ないとしていたところ、平成23年の判決は、一人別枠方式は較差を生じさせる主要な要因であり、激変緩和措置として合理性を喪失していると判断した。これは参議院に関する平成24年の判決(最大判平成24年10月17日)でも同様であり、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況では、仕組み自体の見直しが必要としている。

- 今後の展望として、最高裁の判断の厳格化の方式を地方議会に持ち込んだ場合に何が起きるかといえば、まず、国政と同様に投票価値の平等を重視することになり、一票の較差を生み出す制度の仕組みである特例選挙区制度、あるいは郡市の区域を選挙区にするといったことについて厳しい判断が下る可能性があるものと考えられる。
- 平成25年12月に公職選挙法の一部改正が行われ、一定の要件の下で、市町村を単位として条例 で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分け た区域を選挙区の単位とすることができるようになった。

改正により一票の較差が縮小されることは期待されるが、他方、特例選挙区制度が残っている以上、 それに由来する一票の較差は残ってしまうこととなる。

○ 指定都市になった岡山市が2011年に選挙を実施した際に、区に選挙区が分割された結果、選挙 運動が非常に地域密着型になったという指摘がある。選挙区が小さくなり、他方で、政党化が進行して いないとなると非常に選挙運動が地域密着型になり、議会での議論や関心も地域密着型になっていく。 本当にそれでいいのかという論点がある。また、大都市地域であれば利益代表構造に配慮した制度設計 として、中選挙区制・大選挙区制・比例代表制といったことも考えられるのではないかという指摘もある。「地方議会は何を、いかに代表するのか」という問題提起としたい。

- 地方行政では二元代表制を採用しており、その結果、首長と議会の選挙のサイクルが政治的に影響することがある。一方で、二元構造の中で議員がどのような役割を担うのかという議論につながる。二元代表制といっても制度的に首長に強い権限を認める自治体もあってもいいと思うし、逆に議会に強い権限を認めて事務の執行まで議決・決定をして、首長は事実上お飾りであるというような自治体があってもいいのではないか。
- 地方議会選挙制度の問題は、今後、都道府県という単位をどうするか、都道府県という単位にどんな役割を期待するかという問題につながってくるものと考える。都道府県を市町村を補完する存在と位置づけるのであれば、都道府県議会の議員は、各市町村を代表してきているという側面が必要ではないか。この問題は、最終的には都道府県をどう考えるか、その中における議会の議員の役割、その議員と地方の関係をどう考えるということに収斂するだろう。そのプリンシプルがないまま一票の較差が広がったというのはやはりおかしい。
- 大統領制か議会制かという話があったが、大統領制だから議会と連携をしなくていいということは全くない。どこの国でも安定的に政権を運営しようとすれば議会の協賛が必要であり、何らかの政党という仕組みを使うかどうかは別として、何らかの議会工作は行われる。
- 一票の較差の議論について、一番重いところと軽いところを比べても意味がないのではないか。例 えば今回の衆議院の違憲訴訟でも、神奈川県の方が人口が多いのに、大阪府よりも神奈川県の議席数が 少ないのは何故だと訴えたらどうなるのか。
- それは日本国憲法15条の選挙権ないし投票権の侵害だと議論するのが筋だろう。ところが伝統的に、選挙権、投票権というものはそこまでの権利内容を持つものだと考えられておらず、むしろ憲法14条の投票価値の平等という客観的な原則が信頼されている結果、選挙が違法であると訴えている。
- アメリカでは1人の投票価値は1票だという確信が1950年代位に急速に広まって固まった。民 主主義はみんながどう思うか、その政治文化によって規定されているところがある。確信が固まったと

ころで、実は一票の較差が 1 対 2 ありますと言われると、そのシステムに対する不信に転化するのだろうと思う。

- 最高裁が一票の較差にこだわり過ぎているのではないか。 1 人別枠とは、いわゆるアダムズ式という割り振りの方式であり、アダムズ式で割る方がドント式よりも比例性が高いことは十分にあり得る。 実態として、裁判が提訴された以外の多くの県の住民は裁判に興味がないのではないか。世論調査を行っても、そもそも較差がどの程度あるかもよく理解していないし、較差があること自体にもあまり興味がないというのが有権者の実態であろうと。だからこそ特に一票の較差にこだわらなくてもいいのではないか。
- 都道府県レベルにおいてドイツの連邦参議院のようなものを導入することは可能だろうか。つまり、 行政区画主義をある程度維持し続ける限り、どうしても較差は存在し続ける。それをなくそう思えば、 完全に行政区画を取り払って道路単位で区割りをするか、もしくは全県1区にするかしかない。道路区 画で割るというのは現実的にかなり困難であるから、事実上より一層区割りを大きくしていく方向で較 差をなくすという話になるだろう。そうした場合、どうしても地域から代表が選出されない地域が出て くる。そうしたときに、あえて地方議会を二院制にしてしまい、ドイツの連邦参議院のような第二院を 置くというやり方というのはあり得るだろうか。
- 地方議会の議員は住民が直接選挙で選ぶことになっている。その観点からいうと議会自体は公選でなければならない。だから、制度としては、地方自治法上、議会とはまた別に審議会のような第二院を置いて、そこに一定の権限を割り振る形になるだろう。そこに区長や市長、あるいは市の代表者を集めるということは、当然、地方自治法上の制度設計として可能ではないかと思う。
- もちろん地方自治体の基本条例で置くことは可能だと思うが、問題は、その新しい第二院が、憲法 や地方自治法上の長や議会の権限を破るようなものになりかねない。法律上の規定があったほうが、権 限範囲が明確ではないか。
- 例えば審議会の議決が通ったものでないと議会としては議題にしないとすればいいのではないか。
- 地方議会が住民投票条例を制定するときの話と同じ考え方ではないか。裁判所の解釈では、住民投票条例は地方自治法上の地方議会の権限を侵していないと解釈される。この問題をクリアするためには

地方自治法でそういう定めをオプションとしておいた方がいいだろう。

基礎自治体の広域連携をめぐる現状と課題について

○ 今後の広域連携のあり方について、いわゆる小規模自治体がどういう方法で行政体制の整備をしていくつもりか。全国町村会の研究会の報告書を見ても、町村のレベルでそれほど共同化という熱がなく、 定住自立圏構想もそれほど高い優先順位と捉えられていない。

広域連携に向けた協議がなかなか整わないという状況で、本当は希望している広域連携がかなわないということがあるのであれば、そこに都道府県が入っていって、あっせんをするのも1つの方法。

都道府県による垂直補完の仕組みは必要だという意見が出ているが、新たな補完の仕組みは国民保険、 介護保険、障害者の認定といった政策領域で特に必要ではないか。

- 市町村合併という究極の広域連携をやったにも関わらず、人口減少に伴うさまざまな問題を抜本的 に解決するに至っていない。さらなる広域連携、水平補完や垂直補完を推進する一つの視点は、平成の 大合併でうまく合併できなかった市町村をどう救っていくかということではないか。
- これからの人口減少時代に対応していくために、定住自立圏を県内にもう1圏域、2圏域と設定していく可能性が考えられる。しかし、どこかの市が中心市としての名乗りを上げるのかというと、その可能性はさほどないという感じがある。

水平補完にしても垂直補完にしても少し飽和状態になっている地域もある。場合によっては水平補完 や垂直補完というよりも事務の再配分の形で対応していく方がよいという考えもある。

- 定住自立圏を都市計画というハード面から考えると、医療施設を例にとれば、各地にある病院をできるだけ1つに集約して、病院がなくなったところについては救急車をたくさん持たせてあげるというのが基本であるが、施設の集約とリンクさせている例はほとんどないのではないか。
- 既存の枠組みの中で広域連携ができているため、定住自立圏が生まれない。その1つの理由は、そもそも一部事務組合等で既に広域連携がなされているため、今さらする必要がないということがあるが、一方で、その定住自立圏の枠組み自体が、交通の枠組み、ごみ処理の枠組み、水道供給の枠組み等、行政分野によって一様ではないことがある。

- 余剰施設を整理して選択と集中をするために定住自立圏を形成するという話よりも、むしろ1次・ 2次・3次の医療圏域の体制を組むのが大変だという現状を踏まえ、最低限の地域医療を確保する手段 として定住自立圏を活用して、既存の病院を再編成してはどうか。
- 定住自立圏では特別交付税が措置されており、それだけでも嬉しいと手を挙げる市町村も小さいと ころではあるだろうが、病院施設など、施設に対するインセンティブがあるといい。例えば医療施設の 集約を計画に位置づけ、実践した団体には補助金を増額させるなどの措置が必要ではないか。
- これから日本全体が人口減少社会になる。そうなれば、例えば公共施設の適正配置などについて、 それぞれ自立で頑張りますというだけではだめだという、将来に向けての意識を持たなければいけない。 水平連携でやろうという方向に雰囲気が変わるのかどうか。もう財政的に成り立たなくなるから水平連 携をするのでは遅く、体力があるうちにお互いの助け合いを推進するために、何が契機になるのか考え る必要がある。
- 聞き取り調査で何人かの人から聞いたのは、自立し単独で生き残るために市町村合併をしたのであって、その新市の一体感を持たせるだけで精一杯で、よそとの連携に手を広げる余裕はないということであった。
- 水平連携という言葉は美しいものに感じるが、都道府県が広域自治体としての役割でもって調整しなければ、現実問題として、市町村が動き始めるきっかけになりにくいのではないか。

資 料

地方議会における一票の較差

宍戸常寿(東京大学)

1 はじめに

東京高裁平成25年12月25日判決(予定) 島部を除き、千代田区と北多摩3区の間で3.208倍の較差、逆転現象12通り 原告=泉徳治弁護士

- 2 地方議会における一票の較差に関する最高裁判例
- (1) 地方議会における選挙区割・定数配分の方法 【資料①】 行政区画主義(1項)

- (2) 特例選挙区以外の選挙区間の一票の較差 【資料②】
- ・憲法上の要請としての投票価値の平等と公選法15条8項
- ・15条8項但書の適用による人口比例の修正は裁量権の合理的行使の問題
- →①投票価値の不平等が地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしやく してもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているとき
 - ※判決①:衆議院中選挙区制に関する最大判昭和51・4・14を踏襲
 - →判決②:公選法の選挙区割りに関する規定に由来する較差を許容
 - ※判決⑦:3.09倍は違法、判決®:2.89倍は適法
 - ②人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が同項の規定上要求されているにもかかわらずそれが行われないとき
 - ※判決①③⑦:1970年国勢調査から部分的是正として合理的期間徒過 判決⑤:国勢調査告示から8ヶ月後の選挙について合理的期間内とする
- (3)特例選挙区を含む選挙区間の一票の較差 【資料②】
- ①特例選挙区設置の適法性
 - ・郡市という地域的まとまりの尊重による地域代表確保の必要 判決⑧:市町村行政の補完を強調
 - ・特例選挙区の設置は裁量権の合理的行使の問題
 - →配当基数が0.5よりも著しく下回る場合
 - ※判決⑧⑨:0.3116でも適法
 - ※判決®⑨⑩藤島補足意見:配当基数0.25を下回る場合は違法 判決⑬⑭福田反対意見:特例選挙区は時限的措置
- ②定数配分規定の適法性

特例選挙区を含む/含まない最大較差と人口比定数の隔たりの程度

※判決®⑨:特例選挙区を含む最大較差5.02は適法 ※逆転現象の有無・程度は重要な意味を持たない?

- 3 衆参両院における一票の較差に関する最高裁判例
- (1) 最大判平成16・1・14補足意見2の「判断過程統制」にはじまる審査の強化
- (2) 最大判平成23・3・23
 - ・都市集中化の評価・反映を考慮要素から外す
- →裁量権を考慮してもなおその限界を越えており是認することができない場合
- 一人別枠方式は較差を生じさせる主要な要因→激変緩和措置として合理性喪失
- (3) 最大判平成24·10·17
 - ・投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合
 - ・都道府県を選挙区の単位として固定する結果,投票価値の大きな不平等状態が長期に わたって継続している状況では、仕組み自体の見直しが必要
- (4) 最大判平成25·11·20
 - ・制度の仕組みの見直しに準ずる作業が必要→合理的期間徒過せず
- 4 今後の展望
- (1)地方議会における一票の較差の判断の厳格化?投票価値の平等の重視、公選法の人口比例主義の再評価の可能性制度の仕組みの見直し→行政区画主義、特例選挙区の時限性強調の可能性
- (2) 今国会における公選法改正 【資料①③④】
- (3) 地方議会は何を、いかに代表するのか
 - ・岡山市: 2009 年政令指定都市→2011 年選挙実施、選挙運動はより地域密着型に
 - ・「大都市地域の利益代表構造に配慮した制度設計」「選挙区の大括り化や比例代表制 の導入等、多角的な観点から制度改革が検討されて然るべき」(伊藤)

【参考文献】

伊藤正次「大都市制度改革と選挙制度―論点と課題」月刊選挙 2012 年 12 月号、大山礼子「判批」地方自治百選(第 4 版、2013)、宍戸常寿「投票価値の平等」論ジュリ 1 号 (2012)、砂原庸介「地方議会における選挙制度改革」地方知事職員研修 2012 年 1 月号、林紀行「地方自治体における代表制論」憲法論叢 19 号 (2012)、日笠完治・ジュリ 1156 号 (1999)、安田充=荒川敦編『逐条解説公職選挙法(上・下)』(ぎょうせい、2009)、横大道聡「第 93 条」戸松秀典=今井功編『論点体系判例憲法 3』(第一法規、2013)

【資料①】公職選挙法新旧対応(私家版、抄)

旧

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

- 2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の 議員の定数をもつて除して得た数(以下本条中「議員一人当りの人口」 という。)の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域 と合せて一選挙区を設けなければならない。
- 3 第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても 議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。
- 5 一<u>の郡市</u>の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における<u>第一項から第三項まで</u>の規定の適用<u>(前項の規定の適用がある場合を含む。)</u>については、当該各区域<u>を郡市</u>の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、 条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二 条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、 区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 <u>第二項、第三項</u>又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、 人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情 があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定 めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区 及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令 で定める。

(略)

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十一条 第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の二第 三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道におい ては支庁の所管区域とする。

2 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

新

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、<u>一の市の区域、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域</u>を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県 の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議 員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければ ならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たり の人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせ て一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、隣接する他の<u>市町村</u>の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上である ときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一<u>の市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、区。以下この項において同じ。)</u>の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における<u>前各項</u>の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、 条例で選挙区を設けることができる。<u>ただし、指定都市</u>については、 区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 <u>第一項から第四項まで</u>又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、 人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情 があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定 めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域(市町村の区域に係るものを含む。)は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(略)

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十一条 昭和四十一年一月一日現在において設けられている 都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都 道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た 数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、<u>第十五条第二</u> 項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けること ができる。

	自治体端光	特例選	最大較差(特例含訂)	最大較差(特例含まず) 逆転現象	逆転現象	結響	備考
①最判昭和59·5·17民集38巻7号721頁	(基金十 東京都 (1981)	- 72記事	島部除外	7.45	(者しいもの)	(含建的期間の成年点) 違法 1970国勢調査	藤崎反対意見
②最判昭和60·10·31判時1181号82頁	千葉県 1983	3 0.35	6.49	4.58	(5)	違法 1975国勢調査	
③最判昭和62.2.17判時1243号10頁	東京都 1985	2	島部除外	3.40	62	違法 1970国勢調査	
母最判平成元·12·18民集43巻12号2139頁	千葉県 1987	0.35	3.98 (4.35)	2.81 (2.91)	31	適法	
⑤最判平成元·12·21民集43卷12号2297頁	兵庫県 1987	7 0.42	4.52 (3.72)	3.81 (3.15)	LZ	違法狀態1985国勢調査*	*選挙まで8ヶ月
○最判平成元·12·21判時1337号38頁	岡山県 1987	7 0.474	3,445 (3,465)	2.834 (2.851)	0	適法	
②最判平成3·4·23民集45卷4号554頁	東京都 1989	6	多部除外	* 60°E	(9) 75	違法 1970国勢調査	* 多(の選挙区 * 人口比定数
⑧最判平成5·10·22民集47卷8号5147頁(⑨最判平成5·10·22裁民170号231頁)	爱知県 1991	0.3116	5.02 (5.02)	2.89 (2.84)	77	適法	藤島補足意見 中島補足意見
⑩最判平成5·10·22裁民170号123頁	千葉県 1991	0.36	3.48 (4.07)	2.45 (2.76)	16	適法	藤島補足意見 中島補足意見
①最判平成7·3·24判時1526号87頁	東京都 1993	3 0.426	3.52 (3.52)	2.04 (2.04)	18 (1)	適法	
①最判平成8.9.24判9922号191頁	名古屋市 1995	2		1.73	14 (4)	適法	
⑩最判平成11·1·22判時1666号32頁	東京都 1997	0.375	3.95	2.15 (2.15)	20 (2)	適法 (上告乗却、なお書き)	福田反対意見
(4) 最利平成12·4·21判時1713号44頁	千葉県 1999	9 0.374	3.73 (4.14)	2.76 (2.76)	雄宗教	適法 (上告乗和、なお書き)	福田反対意見 梶谷反対意見
⑤最判平成13·12·18裁判集民事204号379頁	名古屋市 2000補欠			1.81	20 (9)	適法 (工告受理の上業却)	

【資料③】全国道府県議会議長会緊急声明

公職選挙法の改正を求める緊急要請

平成 21 年 10 月 27 日

都道府県議会議員の選挙制度は、明治 11 年の府県会規則以来、一貫して郡市という歴 史的行政単位が選挙区とされており、郡市の地域代表という性格を強く有している点に特 徴がある。

しかしながら、大正 10 年の「郡制廃止に関する法律」によって郡制が廃止された結果、 現在「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位として の郡の存在意義は大きく変化している。

第 29 次地方制度調査会の答申では、議員定数の法定上限を撤廃し各地方公共団体の自主性に委ねることにより議会制度の自由度を高めるとされた。さらに、自由度を高めるとともに地域間格差を是正する観点からは、都道府県議会議員の選挙区の設定も全国一律の基準とするのではなく、地域代表と人口比例を調和させながら地域の実情に応じて自主的に選挙区を設定できることとすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることが喫緊の課題となっている。

よって、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第 15 条)を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請する。

平成 21 年 10 月 27 日 全国都道府県議会議長会

【資料④】公職選挙法の一部を改正する法律案(第183回衆第41号)・理由

都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に 鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるように するとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位と する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

21 世紀地方自治制度研究会

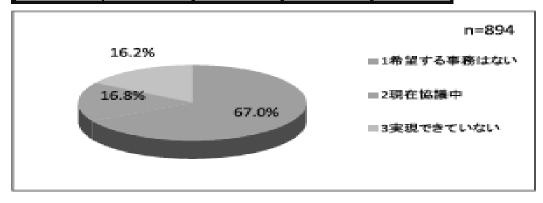
基礎自治体の広域連携をめぐる現状と課題

<広域連携のしくみ>

- 1) 事務の共同処理
- → (参考資料) 総務省自治行政局市町村体制整備課「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」(H24. 7.1.)
- 2) 定住自立圏構想 → (参考資料) 総務省「全国の定住自立圏の取組状況」(H25.9.) より(抜粋) ※「中心市宣言」を行った「中心市」 248 市中 79 団体(32%) のみ
 - Cf. 「地方中枢拠点都市」候補で中心市宣言済み =旭川・函館・八戸・山形・長岡・伊勢崎・松江・鳥取・高松・高知・徳島・下関・久留米・長崎のみ
- 3) 今後の広域連携のあり方について
- Cf. 全国町村会「道州制と町村に関する研究会」報告書 『「平成の合併」の終わりと町村のこれから』(平成 22 年 4 月)

<共同化を希望する事務>

1希望する事 務はない	2現在協議中	3実現できて いない	2.3	無回答
599	150	145	5	48



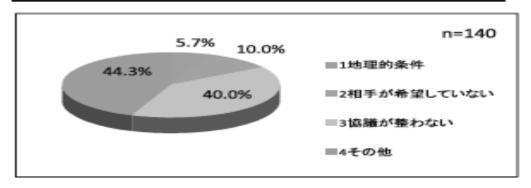
現	在協議中」である事務の内容	件数	2の選択数に 占める割合
1	消防	41	20.2%
2	ごみ処理	34	16.7%
3	電算処理関係	16	7.9%
4	税(徴税等)	13	6.4%
5	介護保険	9	4.4%
	消費者行政	9	4.4%
7	観光	7	3.4%
8	救急	6	3.0%
9	火葬場	5	2.5%
10	定住自立團構想	4	2.0%
11	上水道	3	1.5%
	し尿処理	3	1.5%
	医療体制整備	3	1.5%
14	教育委員会	2	1.0%
	学校給食	2	1.0%
	福祉事務所の設置	2	1.0%
	公平委員会	2	1.0%
	障害者福祉	2	1.0%
	共同発注	2	1,0%
	下水道	2	1.0%
	その他(上記以外・検討中・無回答)	36	17.7%

「実現できていない」事務の内容	件數	3の選択数に 占める割合
1 国民健康保険	42	20.7%
2 電算処理関係	20	9.9%
3 ごみ処理	19	9.4%
介護保険	19	9.4%
4 下水道	17	8.4%
5 消防	10	4.9%
火葬場	10	4.9%
7 税(徴税等)	9	4.4%
8 し尿処理	8	3.9%
9 保健·福祉関係	7	3.4%
10 上水道	6	3.0%
教育委員会	6	3.0%
12 学校給食	4	
監査	4	2.0%
農業委員会	4	2.0%
15 農業施策関連	3	1.5%
16 都市計画関係	2	1.0%
消費者行政	2	1.0%
職員研修	2	1.0%
医療体制整備	2	1.0%
公平委員会	2	1.0%
公共交通	2	1.0%
その他(上記以外・検討中・無回答)	43	21.2%

※事務の内容の分類は、回答の内容に従い、大括引に設定した。 ※件数は延べ数であるため、合計は2の選択数と一致していない。 ※事務の内容の分類は、回答の内容に従い、大揺りに設定した、 ※件数は至べ数であるため、合計は3の選択数と一致していない。

<事務の共同化について他市町村との協議が整わない理由>

1地理的条件	2相手が希望 していない	3協議が整 わない	4その他	無回答	
8	14	56	62	5	

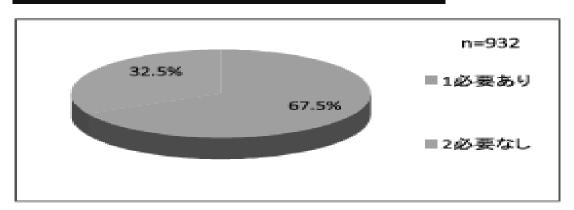


	「その他」の理由	件数
1	協議の場がない・協議まで至らない	19
2	検討中	12
	希望はあるが具体的な取組に至っていない	11
4	県レベルの検討のため	6
5	法律・制度の問題	4
6	費用面の問題	2
7	その他	8

※「その他」の理由の分類は、回答の内容に従い、大括りに設定した。

<都道府県によるさらなる補完のしくみ>

1必要あり	2必要なし	どちらとも 言えない	無回答
629	303	14	1



<都道府県による新たな補完のしくみを検討してもよいと考えられる政策領域>

1国保	2介護	3障害者	4後期医療	5消防救急	にみし尿	7道路	8下水道	9上水道	10消費者相談	11その他
457	415	332	435	218	157	49	94	68	297	7

「その他」の記述内容					
学校教育指導主事の配置	稅務關係棄務				
故育委員会事務	危機管理各計画策定				
町県民税の藩納処理	義務教育施設設置、管理運営				
公立病院事務					

^{※「11}その他」については回答内容が具体的な事務でないと判断されるものは除いて集計した。

2. 愛媛県における広域連携の現状

①人口の推移(推計)

	(総)	人口数)	(指数 20	10年=100として)	(65 歳以上人口割合%)
年	2010年	2040年	2025 年	2040 年	2040 年
愛媛県	1, 431, 493	1, 074, 618	88. 7	75. 1	38. 7
松山市	517, 231	438, 364	94. 8	84. 8	36. 1
今治市	166, 532	113, 071	84. 7	67. 9	40. 4
宇和島市	84, 210	51, 891	80. 3	61. 6	43. 4
八幡浜市	38, 370	22, 438	78. 3	58. 5	46. 6
新居浜市	121, 735	94, 403	90. 0	77. 5	36. 1
西条市	112, 091	89, 273	91. 1	79. 6	37. 7
大洲市	47, 157	29, 529	80. 4	62. 6	43. 3
伊予市	38, 017	26, 998	86. 1	71. 0	38. 9
四国中央市	90, 187	66, 687	88. 1	73. 9	39. 1
西予市	42, 080	25, 242	78. 9	60.0	46. 6
東温市	35, 253	29, 455	93. 9	83. 6	37. 1
上島町	7, 648	4, 402	77.8	57. 6	42. 3
久万高原町	9, 644	4, 300	67. 7	44. 6	56. 7
松前町	30, 359	24, 249	91.8	79. 9	36. 9
砥部町	21, 981	16, 806	90. 5	76. 5	41. 0
内子町	18, 045	10, 721	78. 0	59. 4	44. 7
伊方町	10, 882	5, 565	72. 3	51. 1	50. 5
松野町	4, 377	2, 410	75. 9	55. 1	52. 2
鬼北町	11, 633	6, 874	78. 2	59. 1	50. 2
愛南町	24, 061	11, 940	73. 1	49. 6	54. 9

②財政状況

<県内市町 実質単年度収支 平成24年度決算>

1 今治市 2,665,815

2 宇和島市 1,527,368

3 四国中央市 1,216,701

4 西予市 965,061

5 東温市 369,965

6 久万高原町 270,029

7 大洲市 172,613

8 新居浜市 169,588

9 内子町 115,456

10 砥部町 24,426

11 松野町 △ 16,389

12 鬼北町 △ 24.312

13 八幡浜市 △ 37,994

14 上島町 △ 58,772

15 愛南町 △ 63,747

16 松前町 △ 183,572

17 伊予市 △ 305,773

18 伊方町 △ 452,549

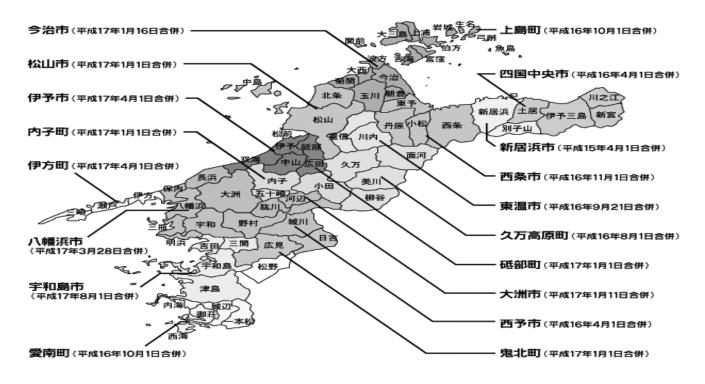
19 西条市 △ 556, 241

20 松山市 △ 776,355

(単位:千円)

③「平成の大合併」の状況

図:「県内の合併の状況」愛媛県庁 HP (URL: http://www.pref.ehime.jp/h10800/gappei/index.html)



③広域連携の状況

■圏域:宇摩(=**四国中央**)、△**新居浜・西条、今治**(+上島)

=東予

松山(+久万高原・伊予・松前)

=中予

○八幡浜・大洲(+西予・伊方・内子)、○宇和島(+松野・鬼北・愛南) =南予

※太字→定住自立圏構想における「中心市」要件を充たす市、下線→中心市宣言済み

△→平成 19 年度時点で広域市町村圏計画策定を行う一部事務組合が存在したが現在は廃止

○→広域市町村圏計画策定に関わる一部事務組合が平成19年度時点と同じ枠組みで現存

- ■市町間における事務の共同化 → (参考資料)『愛媛県市町要覧 平成 24 年度版』
- ■定住自立圏 今治市・合併1市型 → 今後さらに波及する可能性はあるか?
- ■県による「補完」
- ・「愛媛県・市町連携推進プラン」2012年4月~ ※松山=「地方中枢拠点都市」となれるか?
- ·「市町担当支援職員」制度、BBS
- ・県職員の派遣 15 市町へ22 人
- Cf. 2010 年県内市町職員 (課長級) に対するアンケート調査:

「市民との協働」「民間活力」「国の関与」(=制度改革による事務再配分?)

(3) 協議会 (平成24年4月1日現在)

名 和	称	設置年月日			構	成	ζ	<u> </u>	体			共同処理する事務
南予地方水道水協議会	"質検査	S60. 3. 1	宇和島市◎	松野町	鬼北町	愛南町	八幡浜市〇	西市	伊方町	南予水道企業団	津島水道企業団	水道法に定められた水質検査 のほか、原水及び浄水工程の 水質試験、水道水質に係る調 査研究
新居浜·西条地 行政圏協議会	区広域	H20. 4. 1	新居浜市◎	西条市								広域行政圏・ふるさと市町村圏 の計画に関すること 病院群輪番制病院運営費補助 事業等に係る事務に関すること

[※] 二重丸は事務局のある市町を示す。

(2) 広域連合

(平成24年4月1日現在)

名 称 (コード番号)	設置年月日	構成団体名	共同処理する事務	(郵便番号) 事務所の位置 電話番号
愛媛県後期高齢者医療 広域連合 (389129)	平成19. 2.19	県下全市町 (20市町)	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)に規定する 後期高齢者医療制度の事務のうち、 次に掲げる事務 (1) 被保険者の資格の管理 (2) 医療給付 (3) 保険料の賦課 (4) 保健事業 (5) その他後期高齢者医療制度の 施行に関する事務	(799-2430) 松山市北条辻6 松山市役所北条支所内 (089)911-7733

(1) 一部事務組合

(平成24年4月1日現在)

○広域行政

	HTT 10 : -			(E00 0001)	
宇和島地区広域事務	昭 48. 4. 1	宇和島市	(1) 宇和島圏地方拠点都市地域基本計画の策定	(798 - 8601)	
組合 ⑧		松野町	並びに同計画に基づく広域的事業の実施及び同	宇和島市曙町1	346
(388882)		鬼北町	計画に基づき関係市町等が実施する事業の連絡	宇和島市役所内	
		愛南町	調整	(0895) 22-8664	
			(2) 救護施設		
			(3) 乳児院 (4) 児童養護施設		
			(5) 老人デイサービスセンター		
			(6) 養護老人ホーム(宇和島市、松野町及び鬼北		
			町に限る。)		
			(7) 特別養護老人ホーム(併設するケアハウスを含む。)		
			(8) し尿処理施設(宇和島市、松野町及び鬼北町		
			に限る。)		
			(9) と畜場(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。)		
			(10) 消防・救急(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。)		
			(1) 高圧ガス消費者への立入検査(宇和島市、松		
			野町及び鬼北町に限る。)		
			(12) 液化石油ガス設備工事の届出受理(宇和島		
			市、松野町及び鬼北町に限る。)		
			(3) 火葬場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼		
			北町に限る。)		
			(4) ごみ処理施設(宇和島市(旧三間町)、松野町		
			及び鬼北町に限る。)		
			(⑤) 一般廃棄物最終処理場(宇和島市(旧三間		
			町)、松野町及び鬼北町に限る。)		
			(6) 一般廃棄物中間処理施設整備計画策定		
			(17) 汚泥再生処理センター		
			(8) 鬼北総合公園(宇和島市、松野町及び鬼北町		
			に限る。)		
			(9) 老人居宅介護等事業(身体介護及び家事等サ		
			ービス)		
			(20) 介護保険法に基づく要介護・支援認定調査		
八幡浜·大洲地区広	昭 45, 8,27	八幡浜市	(1) 八幡浜・大洲地区地方拠点都市地域基本計画	(795 – 8601)	
域市町村圏組合 ⑧		大洲市	に基づく広域的事業の実施及び関係市町等が実	大洲市大洲 690 - 1	_
(389048)		西予市	施する事業の連絡調整	大洲市役所企画調整課内	
(000010)		内子町	(2) 運動公園	(0893) 24-2111	
		伊方町	(3) 観光センター	(0000) 21 2111	
		0 23 - 3			
i e					

○第一次産業振興

松山市,東温市共有 山林組合	明 34. 7.23	松山市 東温市	共有山林の管理、経営	(791 — 0242) 松山市北梅本町 759	_
(388327)				松山市役所小野支所内 (089) 976-7152	

⁽注) ®は、地方自治法第285条に規定する複合的一部事務組合である。職員数欄の数値は、平成22年地方公共団体定員管理調査に基づく職員数である。

組合の名称	設置	#	共同処理する事務	(郵便番号)	職
(コード番号)	年 月 日	構成団体名	共 同 処 理 する 事 務	事務所の位置 電話番号	数

○厚生福祉

○厚生福祉					
松山養護老人ホーム 事務組合 (388343)	昭 28.12.22	松山市 伊予市 東温市	(1) 養護老人ホーム(2) 診療所	(790 - 0003) 松山市三番町 6 - 6 - 1 松山市役所第4別館内 (089) 948-6415	28
伊予市·伊予郡養護老人ホーム組合 (388416) 八幡浜地区施設事務	昭 34.11.25	伊予市 砥部町 松前町	(1) 養護老人ホーム (2) 介護保険法に基づく指定特定施設入居者生活 介護事業等 以下の事務(西予市については、旧三瓶町地域に係	(791-3153) 伊予郡松前町大字大溝 96-1 (089) 984-1265	18
八幡从地区加設事份 組合 (388629)	昭 44. 7.17	八幡浜市 西予市 伊方町	は下の事務(四ア市については、旧三版町地域に保 る第1号から第5号までの事務に限る。) (1) 特別養護老人ホーム (2) 消防・救急 (3) 診療所休日・夜間急患センター (4) 高圧ガス消費者への立入検査 (5) 液化石油ガス設備工事の届出受理 (6) し尿処理施設 (7) 神越緑地	(796 — 0111) 八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 5-2 (0894) 36-1020	146
大洲喜多特別養護老 人ホーム事務組合 (388696)	昭 45. 9.24	大洲市 内子町	 (1) 老人デイサービスセンター(療養併設に限る。) (2) 特別養護老人ホーム (3) 軽費老人ホーム (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援及び要介護・支援認定調査 (5) 配食サービス事業に係る調理事務 	(795 - 0012) 大洲市大洲 810 - 1 (0893) 23-0210	117
松山広域福祉施設事 務組合 (388980)	昭 50. 8.28	松山市 伊予市 東温市 松前町 砥部町 久万高原町	(1) 特別養護老人ホーム(2) 救護施設	(790 - 0003) 松山市三番町 6 - 6 - 1 松山市役所第4別館内 (089) 948-6416	65
(再掲)宇和島地区広域事務組合 ® (388882)	昭 48. 4. 1	字和野市 电子型	 宇和島圏地方拠点都市地域基本計画の策定並びに同計画に基づく広域的事業の実施及び同計画に基づき関係市町等が実施する事業の連絡調整 救護施設 乳児院 (4) 児童養護施設 老人デイサービスセンター 養護老人ホーム(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) 特別養護老人ホーム(併設するケアハウスを含む。) し尿処理施設(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) と畜場(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) 消防・救急(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) 液化石油ガス設備工事の届出受理(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) 次葬場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) 大葬場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) 一般廃棄物最終処理場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) 一般廃棄物最終処理場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) 定済泥再生処理センター 鬼北総合公園(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) 老人居宅介護等事業(身体介護及び家事等サービス) 介護保険法に基づく要介護・支援認定調査 	(798 - 8601) 宇和島市曙町1 宇和島市役所内 (0895) 22-8664	346

組合の名称	設置	構成団体名	共同処理する事務	(郵便番号)	職
(コード番号)	年月日	愽风凹仰石	共同処理する事務	事務所の位置 電話番号	数数

○環境衛生

南予水道企業団 (388866)	昭 48. 2. 1	宇和島市 八幡浜市	水道用水供給事業	(798 - 0027) 宇和島市柿原字童子甲 1929-34	35
(388800)		八幡供用 西予市 伊方町		(0895) 25-3222	33
津島水道企業団 (388939)	昭 49. 2.20	宇和島市 愛南町	水道用水供給事業	(798-3312) 宇和島市津島町山財 1574 (0895) 32-4620	3
伊予地区ごみ処理施 設管理組合 (388653)	昭 45. 5. 7	伊予市 松前町	ごみ焼却(旧中山町区域は除く)	(799 - 3193) 伊予市米湊 820 伊予市役所内 (089) 982-1287	5
内山衛生事務組合 (388921)	昭 48.10. 1	大洲市 伊予市 砥部町 内子町	(1) ごみ処理施設(旧大洲市、旧伊予市、旧双海町、旧長浜町、旧砥部町及び旧小田町の区域に係るものを除く。) (2) ごみ収集・運搬業の許可等(")	(795 - 0392) 喜多郡内子町平岡甲 168 内子町役場環境設備班内 (0893) 44-2111	1
伊予市松前町共立衛 生組合 (388408)	昭 34.11. 9	伊予市 松前町	し尿処理施設(旧中山町、旧双海町の区域に係るものを除く。)	(791-3120) 伊予郡松前町大字筒井 1795-10 (089) 984-5602	9
大洲·喜多衛生事務 組合 (388424)		大洲市 伊予市 砥部町 内子町	(1) し尿処理施設(旧伊予市、旧砥部町及び旧小田町の区域に係るものを除く。) (2) し尿及び浄化槽に係る汚泥に関する事務(") (3) 浄化槽清掃業の許可(")	(795-0042) 大洲市米津乙1-2 (0893) 26-0200	8
(再掲)八幡浜地区施 設事務組合 (388629)	昭 44. 7.17	八幡浜市 西予市 伊方町	以下の事務(西予市については、旧三瓶町地域に係る第1号から第5号までの事務に限る。) (1) 特別養護老人ホーム (2) 消防・救急 (3) 診療所休日・夜間急患センター (4) 高圧ガス消費者への立入検査 (5) 液化石油ガス設備工事の届出受理 (6) し尿処理施設 (7) 神越緑地	(796 — 0111) 八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 5-2 (0894) 36-1020	146
松山衛生事務組合 (388262)	昭 41. 4. 2	松山市 東温市 砥部町	し尿処理施設(旧広田村の区域に係るものを除く。)	(790 - 0003) 松山市三番町 6 - 6 - 1 松山市役所第4別館内 (089) 948-6431	8
(再掲)宇和島地区広域事務組合 (388882)	昭 48. 4. 1	宇和野田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	(1) 宇和島圏地方拠点都市地域基本計画の策定並びに同計画に基づく広域的事業の実施及び同計画に基づき関係市町等が実施する事業の連絡調整 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 児童養護施設 (5) 老人デイサービスセンター (6) 養護老人ホーム(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (7) 特別養護老人ホーム(併設するケアハウスを含む。) し尿処理施設(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (8) と畜場(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (10) 治防・救急(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (11) 高圧ガス消費者への立入検査(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (12) 液化石油ガス設備工事の届出受理(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (13) 火葬場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) (14) ごみ処理施設(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) (15) 一般廃棄物最終処理場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) (16) 一般廃棄物中間処理施設整備計画策定 汚泥再生処理センター (18) 鬼北総合公園(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。)	(798 - 8601) 宇和島市曙町1 宇和島市役所内 (0895) 22-8664	346

組合の名称 (コード番号)	設 置年月日	構成団体名	共同処理する事務	(郵便番号) 事務所の位置 電話番号	職員数
			(9) 老人居宅介護等事業(身体介護及び家事等サービス) (20) 介護保険法に基づく要介護・支援認定調査		
伊予消防等事務組合 (388858)	昭 47. 9.13	伊予市 松前町 砥部町	(1) 消防(消防団、消防水利に関する事務を除く。)(2) 救急(3) 高圧ガス消費者への立入調査(4) 液化石油ガス設備工事の届出受理(5) 火葬場	(799-3193) 伊予市米湊 820 伊予市役所総務課内 (089) 982-1111	155
○教育					
高知県宿毛市愛媛県 南宇和郡愛南町篠山 小中学校組合 (388599)	昭 26.10. 1	愛南町 高知県宿毛市	小中学校教育	(798 - 4195) 南宇和郡愛南町御荘平城 3063 愛南町役場御荘支所内 (0895) 72-1113	_
○消防					
(再掲)伊予消防等事 務組合 (388858)	昭 47. 9.13	伊予市 松前町 砥部町	(1) 消防(消防団、消防水利に関する事務を除く。)(2) 救急(3) 高圧ガス消費者への立入調査(4) 液化石油ガス設備工事の届出受理(5) 火葬場	(799-3193) 伊予市米湊 820 伊予市役所総務課内 (089) 982-1111	155
大洲地区広域消防事 務組合 (388963)	昭 49. 6. 1	大洲市 内子町	(1) 消防(消防団、消防水利に関する事務を除く。) (2) 救急	(795 - 0012) 大洲市大洲 1034 - 4 (0893) 24-0119	105
(再掲)八幡浜地区施 設事務組合 (388629)	昭 44. 7.17	八幡浜市 西予市 伊方町	以下の事務(西予市については、旧三瓶町地域に係る第1号から第5号までの事務に限る。) (1) 特別養護老人ホーム (2) 消防・救急 (3) 診療所休日・夜間急患センター (4) 高圧ガス消費者への立入検査 (5) 液化石油ガス設備工事の届出受理 (6) し尿処理施設 (7) 神越緑地	(796 — 0111) 八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 5-2 (0894) 36-1020	146
(再掲)宇和島地区広 域事務組合 (388882)	昭 48. 4. 1	字和野町町町町	(1) 宇和島圏地方拠点都市地域基本計画の策定並びに同計画に基づく広域的事業の実施及び同計画に基づき関係市町等が実施する事業の連絡調整 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 児童養護施設 (5) 老人デイサービスセンター (6) 養護老人ホーム(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (7) 特別養護老人ホーム(併設するケアハウスを含む。) し尿処理施設(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (8) と畜場(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (1) 治防・救急(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (1) 治防・救急(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (2) 液化石油ガス設備工事の届出受理(宇和島市、松野町及び鬼北町に限る。) (3) 火葬場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) (4) ごみ処理施設(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) (5) 一般廃棄物最終処理場(宇和島市(旧三間町)、松野町及び鬼北町に限る。) (6) 一般廃棄物して限る。) (6) 一般廃棄物して限る。) (6) 一般廃棄物して限る。) (6) 一般廃棄物して関る。) (6) 一般廃棄物して関して限る。)	(798 - 8601) 宇和島市曙町1 宇和島市役所内 (0895) 22-8664	346

組合の名称 (コード番号)	設 置年月日	構成団体名	共同処理する事務	(郵便番号) 事務所の位置 電話番号	職員数
			(19) 老人居宅介護等事業(身体介護及び家事等サービス)		
			(20) 介護保険法に基づく要介護・支援認定調査	<u> </u>	
)その他 	III 04 1 12	ロマナ	(4) 粉萃マ歴のとは往りとマと財立の岡は、郷林	(700 2102)	
伊予市外二町共有物 組合 (388891)	明 24. 1.13	伊予市 松前町 砥部町	(1) 救荒予備のため積み立てた財産の増殖、維持管理及び処分 (2) 非常凶荒にかかり生活が著しく困難となった者の救済 (3) 公共事業・福祉事業で組合議会の議決を経たものへの救助	(799 - 3193) 伊予市米湊 820 伊予市役所内 (089) 982-1111	_
愛媛県市町総合事務 組合 (388289)	昭 32. 7. 5	大伊四西東県外事西大伊四西東県外事西大伊四西東県外事西大伊四西東県伊事大域組下 15組市市市中市市町(9吋合区事工) 15組市市中市市町(9吋合区事工) 15組市市中市市町(9吋合区事工) 15組市市中市市町(9吋合区事工) 15組市市中、町(9吋合区事工) 15組市市、町(9吋合区事工) 15組計 16組計 16組計 16組計 16組計 16組計 16組計 16組計 16	市町職員等の退職手当の支給 (1) 非常勤消防団員等に係る損害補償等(伊予消防等事務組合、大洲地区広域消防事務組合は除ぐ) (2) 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給(伊予消防等事務組合、大洲地区広域消防事務組合は除ぐ) (3) 消防吏員等に係る賞じゅつ金の支給 愛媛県自治会館の管理 市町議会議員の公務災害補償等	(790 - 0001) 松山市一番町 4 - 1 - 2 愛媛県自治会館内 (089) 941-7598	12
		東温市 県下全町(9町) 西条市 大洲市 伊予市 西予市 東温市 県下全町(9町)	交通事故により災害を受けた組合市町の住民・その 遺族の生活の共済		
愛媛地方税 滞納整理機構 (389111)	平 18. 4. 1	県下全市町 (20 市町)	(1) 地方税法(昭和25年法律第 226 号)の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務 (2) 関係市町の職員に対する徴収業務に関する研修に係る事務 (3) 関係市町の徴収業務に関する分析及び提言に係る事務	(790 - 0001) 松山市一番町 4 - 1 - 2 愛媛県自治会館内 (089) 913-5800	_
)企業団(再掲)					
南予水道企業団 (388866)	昭 48. 2. 1	宇和島市 八幡浜市 西予市	水道用水供給事業	(798 - 0027) 宇和島市柿原字童子甲 1929-34 (0895) 25-3222	35

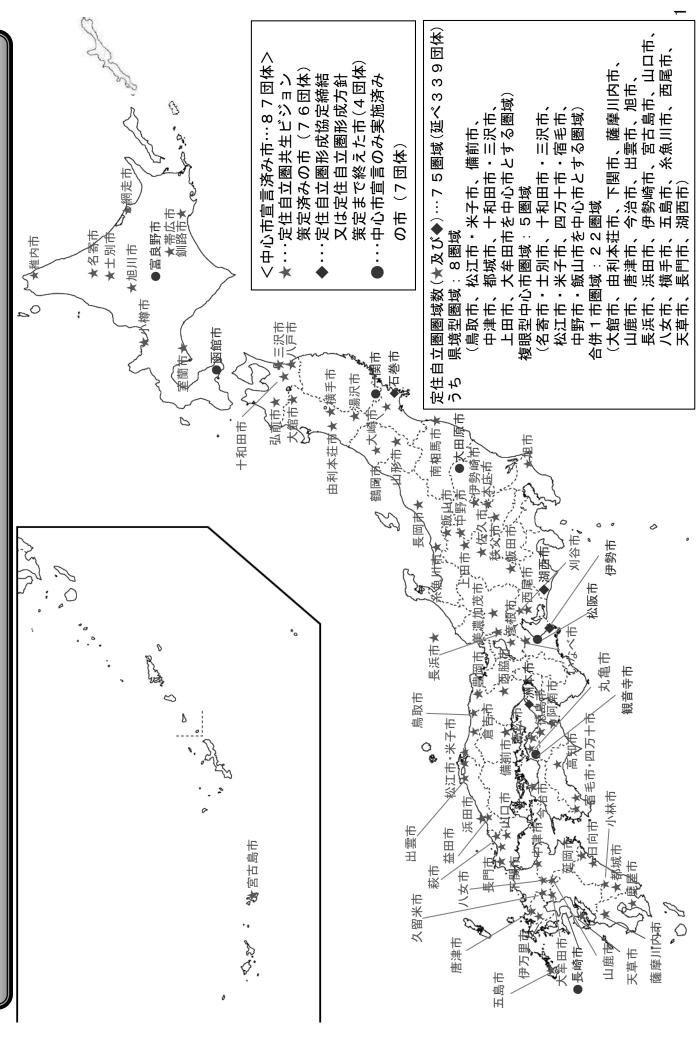
南予水道企業団 (388866)	昭 48. 2. 1	宇和島市 八幡浜市 西予市 伊方町	水道用水供給事業	(798 - 0027) 宇和島市柿原字童子甲 1929-34 (0895) 25-3222	35
津島水道企業団 (388939)	昭 49. 2.20	宇和島市愛南町	水道用水供給事業	(798 — 3312) 宇和島市津島町山財 1574 (0895) 32-4620	3

組合の名称	設置	構成団体名	共同処理する事務	(郵便番号)	職
(コード番号)	年 月 日	伸成凹徑石	共 同 処 理 する事 務	事務所の位置 電話番号	数

○構成団体が2以上の都道府県にわたる一部事務組合

(再掲)	昭 26.10.1	愛南町	小中学校教育	(798 - 4195)	
高知県宿毛市愛媛県		高知県宿毛市		南宇和郡愛南町御荘平城 3063	_
南宇和郡愛南町篠山				愛南町役場御荘支所内	
小中学校組合				(0895) 72-1113	
(388599)					

(平成25年9月末現在 定住自立圏の取組状況



記
뺲
阿和
都道
阿(
化
F.

団体は既

下線付(

X

3大都市圏 0 0 0 0 中心市宣言を行った団体 るま市 式 益市 五島市 東近江市 たつの市 奄美市、 **菊池市、** 小林市、 安来市 北九州市、福岡市、<u>大牟田市、久留米市、</u> 直方市、飯塚市、田川市、<u>八女市</u>、朝倉市 下松市、 八幡浜市、四国中央市 福山市, iŲ 伊万里市、 禁 甲 市、 宮古島市、 観音寺市 日南市、 <u>|屋市</u>、出水市、指宿市 |霧島市、南さつま市、 西脇市、 栗東市、 益田市. 山鹿市 佐伯市 萩市、 尾道市、 中哲島市、1、大溪市、1 中心市名 島原市、 新宮市 <u>山口市</u>、 周南市 玉名市、 平山市、 豐岡市、 草津市、 出雲市、 坂出市、 鳥栖市、 日田市、 延岡市、 名護市、 倉吉市 呉市、三原市、 三次市、庄原市 鹿屋市、 松山市、<u>今治市</u>、宇 新居浜市、西条市、 和歌山市、田辺市、 佐世保市、 宮崎市、都城市、 <u>目向市</u> 宇部市、東門市、 倉敷市、 八代市、 人吉市 丸亀市、 **洲本市、** 米子市、 唐津市、 中海市、 浦添市、 長浜市、 加西市 浜田市, 回那市 高知市、南国市 鹿児島市、<u>鹿</u> 薩摩川内市、第 熊本市、、 天草市、 姫路市、 加東市、 南九州市 福知山市 **万翼市**、 岩国市、 高松市、 佐賀市、 那覇市、 鳥取市、 広島市、 府中市、 大分市、 彦根市、 国工市、 徳島市、 長崎市、 松江市、 天理市 中心市数 262 Ŋ 0 ო ო Ŋ 4 Ø တ Ŋ Ŋ ဖ Ŋ ∞ ∞ Ø 4 ∞ \sim 4 ത / 和歌山県 빺 都道府県 兵庫県 奈良県 滋賀県 京都府 大阪府 鳥取県 熊本県 大分県 島根県 田二県 世口田 愛媛県 巡 业 灬 뺃 业 빤 児島県 空 徳島 高知 福岡 佐賀リ 無 配 沖繩 広島! <u>哪</u> 無三 匨 25 47 29 56 27 30 41 44 31 36 45 46 28 32 33 35 39 40 42 43 34 37 38 3大都市圏 olololo 0 0 0 沼津市、熱海市、富士市、牧之原 1、裾野市、<mark>湖西市</mark>、掛川市、御殿 新城市 光亮 岐阜市, 大垣市, 高山市, 中津川市, 美濃加茂市, 関市 五所川原市、十和田市 伊達市、 日立市、土浦市、常総市、つくば市、 筑西市、神栖市 苫小牧市、<u>稚内市</u>、 <u>富良野市</u>、伊達市、 真岡市、 柏崎市、新発田市、 <u>糸魚川市</u>、上越市、 一鸎市、 太田市、 田原市、 室蘭市、 湯沢市、 新庄市、 飯田市、 亀山市 射水市 会津若松市、郡山市、いわき市、 喜多方市、二本松市、<u>南相馬市</u> 宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、 大田原市、那須塩原市、日光市 北上市、 桐生市、伊勢崎市、 大崎市 旭川市、 函谷市、 佐久市 西尾市、 津市、四日市市、<u>伊勢市、松阪市</u>、 いなべ市、伊賀市 О 猫田市、 黒部市、 大館市、 小浜市 中心市名 富士吉田市 市磐田市、袋井市、裾野市、 場市 気仙沼市、 大船渡市、 横手市、 上田市、 条市、 小棒市、 網走市、 石狩市、 十日町市、村上市、燕市、 佐渡市、南魚沼市 八戸市、 米沢市、鶴岡市、 越部市、 安城市、 魚津市、 小松市 中野市 大仙市 图古市, 聚<u>汽</u>市 带広市、 弘前市、むし市 石巻市、 高面市、 七尾市、 静岡市、浜松市、 敦賀市、 北杜市、 豐田市、 新潟市、長岡市、 松本市、 海川市、 能代市、 高馬市、 配面市. 伊那市、 本庄市 旭市 秋田市、能⁴ 由利本在市、 **翻** 千市路線 市市 下 殿园市、 船石市、 <u> 山形市</u>、 東根市 福島市、 白河市、 長野市、 諏訪市、 青森市、 三沢市、 水戸市、 鹿嶋市、 町橋市、 浜川市、 秩父市、 金沢市、 福井市、 富山市、 刈谷市、 仙台市、 甲府市、 館山市、 青梅市 中心市数 12 ဖ _ _ 4 _ ဖ ∞ ∞ ∞ ω Ø Ø 0 വ 4 ო O ဖ ဖ _ 神奈川県 ┉ 埼玉県 千葉県 石川県 福井県 北海道 宮城県 東京都 富山県 上梨県 业 账 账 빺 账 账 业 业 账 业 业 빺 业 业 都道府 新潟 青森 栃木! 長野! 静岡 副 秋田 上 茨城 愛知 黑 卅 驷 ሞ 业 峏 盐 쎃 Ш 14 24 12 15 17 9 3 9 18 6 22 23 20 7 က 4 2 9 7 ∞ 6 21

定住自立圏の形成状況 (1)

H25.9.末現在

徊

- 2 圏域 <u>∞</u> 87団体 中心市宣言の状況
- ※周辺市町村の重複 5 圏域 (純計326団体。延べ339団体) 団体が周辺市町村259団体と定住自立圏形 体が定住自立圏形成方針を策定済み に住自立圏共生ビジョンを策定済み 定住自立圏の形成状況 75圏域(結長野県飯田市等中心市58団体が周辺を附田県由利本荘市等22団体が定住自 00000
 - 立圏形成協定を締結済み
- 青森県八戸市等76団体が

複眼型中心市の圏域 ※斜体字は、

	都道府県名	中心市名	周辺市町村名	周辺 市町村数	中心市宣言日	協定締結日	ビジョン策定日
-	北海道	小樽市	積丹町、古平町、仁木町、余市町 、赤井川村	5	平成21年9月15日	平成22年4月1日	平成22年11月29日
2	東戦北	半器等	釧路町(H22.3.24)、鶴居村、浜中町(H22.6.23)、白糠町(H22.8.4)、厚岸町(H22.9.27)、標茶町(H23.6.23)、弟子屈町(H23.6.23)	7	平成21年12月11日	平成22年3月24日	平成22年 9月29日
က	北海道	室蘭中	登別市、伊達市、壮瞥町、豊浦町、 洞爺湖町	5	平成21年12月15日	平成22年9月30日	平成23年3月23日
4	北海道	旭川市	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布 町、愛別町、上川町、東川町	7	平成21年12月28日	平成22年10月 1日	平成23年3月29日
5	北海道	稚内市	猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝 幸町、豊富町、礼文町、利尻町、 利尻富士町、幌延町	6	平成22年3月2日	平成23年1月20日	平成23年 5月20日
9	北海道	網走市	大空町	1	平成22年9月2日	平成23年3月23日	平成23年 9月21日
7	北海道	帯広市	音更町、士幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	18	平成22年12月15日	平成23年 7月 7日	平成23年 9月30日
8 0	北海道	名寄市· 士別市	和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、中	11	平成23年 3月28日	平成23年 9月30日	平成24年 3月28日
10	北海道	富良野市			平成25年9月4日		

定住自立圏の形成状況(2)

	都道府県名	中心市名	周辺市町村名	周辺 市町村数	中心市宣言日	協定締結日	ビジョン策定日
-	北海道	函館市			平成25年9月26日		
12	青森県	八戸市	おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村	7	平成21年3月19日	平成21年 9月24日	平成22年 2月22日
13	青森県	弘前市	黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、 大鰐町、田舎館村、西目屋村	. 7	平成23年 3月23日	平成23年10月12日	平成24年2月29日
14	青森県	十和田市 三沢市	六戸町、七戸町、東北町、 野辺地町、横浜町、六ヶ所村、 おいらせ町、小坂町	8	平成24年 3月29日	平成24年10月 4日	平成25年3年28日
16	岩手県	一関市			平成25年 7月23日		
17	宮城県	石巻市	東松島市、女川町	2	平成22年 2月23日	平成22年10月1日	
18	宮城県	大崎市	色麻町、加美町、涌谷町、美里町	4	平成22年3月3日	平成22年10月6日	平成24年3月9日
19	秋田県	由利本荘市	(※合併1市圏域)	_	平成21年3月19日	平成21年 9月25日	平成22年3月19日
20	秋田県	大館市	(※合併1市圏域)	_	平成21年9月1日	平成21年12月17日	平成22年3月15日
21	秋田県	湯沢市	羽後町、東成瀬村	2	平成22年3月25日	平成23年 1月17日	平成23年3月28日
22	秋田県	横手市	(※合併1市圏域)	-	平成22年10月 2日	平成22年12月15日	平成23年3月18日
23	山形県	山形市	上山市、天童市、山辺町、中山町	4	平成23年1月27日	平成23年7月5日	平成23年11月24日
24	山形県	鶴岡市	三川町、庄内町	2	平成24年3月22日	平成24年10月5日	平成25年3月21日
25	福島県	南相馬市	飯舘村	-	平成21年3月25日	平成21年10月6日	平成22年2月16日
26	栃木県	大田原市			平成25年3月4日		
27	群馬県	伊勢崎市	(※合併1市圏域)	I	平成21年12月16日	平成22年 9月28日	平成22年12月 1日
28	埼玉県	秩父市	横瀬町、皆野町、長瀞町、 小鹿野町	4	平成21年3月19日	平成21年 9月25日	平成22年3月26日

定住自立圏の形成状況 (3)

	都道府県名	中心市名	周辺市町村名	周辺市町村数	中心市宣言日	協定締結日	ビジョン策定日
29	埼玉県	本庄市	美里町、神川町、上里町	3	平成21年9月18日	平成22年7月2日	平成22年11月29日
30	千葉県	旭市	(※合併1市圏域)	1	平成22年3月26日	平成22年 6月28日	平成23年3月14日
31	新潟県	長岡市	小千谷市、見附市、出雲崎町	3	平成21年3月2日	平成21年12月21日	平成22年3月25日
32	新潟県	糸魚川市	(※合併1市圏域)	I	平成23年3月25日	平成23年6月30日	平成23年12月15日
33	長野県	飯田市	松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、	13	平成21年3月24日	平成21年 7月14日	平成21年12月24日
34	長野県	出出	東御市、立科町、青木村、長和町、 坂城町、嬬恋村(H24.10.9)	9	平成23年 2月 3日	平成23年7月27日	平成23年12月8日
35	長野県	佐久市	小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、 川上村、南牧村、南相木村、北相木 村、軽井沢町、御代田町、立科町	11	平成23年 7月21日	平成24年 1月12日	平成24年 2月10日
36	長野県	中野市飯山市	山ノ内町、木島平村、野沢温泉町、 栄村	4	平成24年 6月19日	平成24年12月13日	平成24年12月20日
38	岐阜県	美濃加茂市	坂祝町 (H21.10.26)、川辺町 (H22.9.30)、富加町、七宗町 (H23.3.28)、白川町 (H23.9.29) 八百津町 (H23.12.22)、東白川村 (H23.12.22)	7	平成21年3月24日	平成21年10月26日	平成22年 5月10日
39	静岡県	湖西市	(※合併1市圏域)	I	平成24年12月 4日	平成25年3月21日	
40	愛知県	西尾市	(※合併1市圏域) 平成23年4月1日合併	I	平成21年8月24日	平成21年12月24日	平成22年 5月31日
41	愛知県	刈谷市	知立市、高浜市、東浦町	3	平成22年4月1日	平成23年3月30日	平成24年3月1日
42	当重三	松阪市			平成23年10月11日		
43	当重三	いなべ市	東員町	1	平成21年9月1日	平成22年 4月 9日	平成22年8月31日
44	三重温	伊勢市	志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町 大紀町、南伊勢町、明和町	7	平成25年 2月25日	平成25年7月18日	

定住自立圏の形成状況(4)

	都道府県名	中心市名	周辺市町村名	周辺 市町村数	中心市宜言日	協定締結日	バジョン策応日
45	滋賀県	彦根市	愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	4	平成21年 4月15日	平成21年10月 4日	平成22年3月25日
46	滋賀県	長浜市	(※合併1市圏域)	I	平成22年11月29日	平成23年9月22日	平成23年11月25日
47	兵庫県	西脇市	多可町	-	平成22年1月29日	平成22年10月 6日	平成23年3月31日
48	兵庫県	出田	朝来市、養父市、香美町 新温泉町(H25.7.1)	4	平成23年3月24日	平成24年 7月 3日	平成24年 9月20日
49	兵庫県	洲本市	淡路市	1	平成24年10月1日	平成25年3月28日	
50	鳥取県	自吉市	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄 町	4	平成21年3月9日	平成22年 3月31日	平成23年3月14日
51	鳥取県	鳥取市	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、 新温泉町(H24.3.30)	5	平成21年 6月 5日	平成22年3月29日	平成22年3月31日
52 53	鳥取県・ 島根県	*子布· 松江市	境港市(鳥取県)、安来市	2	平成21年 4月30日	平成21年10月7日	平成22年3月30日
54	島根県	浜田市	(※合併1市圏域)	_	平成22年 2月26日	平成22年 9月22日	平成23年3月8日
52	島根県	出雲市	(※合併1市圏域)	-	平成22年3月23日	平成22年 6月28日	平成22年12月3日
56	島根県	益田市	津和野町、吉賀町	2	平成22年3月26日	平成24年 7月 3日	平成24年11月30日
57	岡山県	備前市	赤穂市、上郡町(兵庫県)	2	平成21年3月18日	平成21年12月25日	平成22年3月23日
58	省口巾	下関市	(※合併1市圏域)	_	平成21年2月16日	平成21年 9月29日	平成22年3月11日
29	一一一	半口巾	(※合併1市圏域)	1	平成22年8月31日	平成22年 9月28日	平成23年3月30日
09	山口県	萩市	阿武町	1	平成23年3月24日	平成23年12月10日	平成24年3月30日
61	山口県	長門市	(※合併1市圏域)	1	平成24年 7月 4日	平成24年12月27日	平成25年3月29日

定住自立圏の形成状況 (5)

	都道府県名	中心市名	周辺市町村名	周辺 市町村数	中心市宣言日	協定締結日	ビジョン策定日
62	徳島県	徳島市	小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上坂町	11	平成22年 9月21日	平成23年 3月30日	平成23年 9月27日
63	徳島県	阿南市	那賀町、美波町	2	平成22年3月25日	平成23年3月24日	平成23年9月1日
64	香川県	高松市	上庄町、小豆島町、三木町、 直島町、綾川町、 さぬき市(H24.4.13)、東かがわ市 (H24.4.13)	7	平成21年3月4日	平成22年 1月14日	平成22年 3月30日
65	香川県	丸亀市	善通寺市、多度津町、琴平町、ま んのう町	4	平成23年 7月 1日	平成24年 4月19日	平成24年11月26日
99	香川県	観音寺市			平成21年10月21日		
67	愛媛県	今治市	(※合併1市圏域)	I	平成21年12月 7日	平成22年 6月25日	平成22年 9月15日
69	高知県	四万十市 ·宿毛市	土佐清水市、大月町、黒潮町、 三原村	4	平成21年 4月27日	平成22年 1月19日	平成22年 8月31日
70	高知県	高知市	南国市、香南市、香美市	3	平成21年9月30日	平成22年10月6日	平成22年11月30日
71	福岡県	久留米市	大川市、小郡市、うきは市、 大刀洗町、大木町	5	平成21年3月30日	平成22年3月13日	平成22年 4月21日
72	福岡県	八女市	(黒木町、立花町、矢部村、 星野村) ※平成22年2月1日八女市に 編入合併	I	平成21年4月24日	平成21年12月25日 ※平成22年12月10日に定住自立圏形成方針に切替	平成22年12月15日
73	福岡県	大牟田市	みやま市、柳川市(福岡県) 荒尾市、長洲市、南関町 (熊本県)(25.03.28)	5	平成21年 8月28日	平成22年10月8日	平成23年3月31日
74	佐賀県	伊万里市	有田町	1	平成21年8月19日	平成22年 1月18日	平成22年 4月23日
75	佐賀県	唐津市	(※合併1市圏域)	ı	平成21年9月8日	平成22年3月25日	平成22年12月13日

定住自立圏の形成状況(6)

米生ビジョン 76団体	協定締結等 75圏域 (延べ339団体)	中心市宣言 87団体 (80圏域)	259団体			合	
平成23年3月29日	平成22年 9月28日	平成22年3月30日	I	(※合併1市圏域)	宮古島市	沖縄県	87
平成22年3月25日	平成21年12月25日	平成21年3月30日	I	(※合併1市圏域)	薩摩川内市	鹿児島県	86
平成22年3月31日	平成21年10月6~7日	平成21年3月27日	7	垂水市、志布志市、大崎町、 東串良町、錦江町、南大隅町、 肝付町	鹿屋市	鹿児島県	8
平成22年3月3日	平成21年10月 6日	平成21年 4月22日	3	三股町(宮崎県)、曽於市、 志布志市(鹿児島県)	都城市	宮崎県	84
平成22年 4月 6日	平成21年12月18日	平成21年3月27日	4	門川町、美郷町、諸塚村、 椎葉村	日向市	宮崎県	83
平成25年7月1日	平成24年10月 1日	平成24年3月16日	2	えびの市、高原市	小林市	宮崎県	82
平成22年 5月10日	平成22年 1月 7日	平成21年3月17日	8	日向市、門川町、諸塚村、 椎葉村、美郷町、高千穂町、 日之影町、五ヶ瀬町	世恩班	宮崎県	8
平成22年3月12日	平成21年11月2日	平成21年 4月30日	5	字佐市、豊後高田市(大分県)、 豊前市、築上町、上毛町(福岡県	中	大分県	80
平成25年3月28日	平成23年12月20日	平成23年 2月28日	I	(※合併1市圏域)	天草市	熊本県	79
平成23年1月31日	平成22年3月18日	平成21年9月1日	I	(※合併1市圏域)	山鹿市	熊本県	78
平成24年 7月 6日	平成23年3月25日	平成22年 6月30日	_	(※合併1市圏域)	五島市	長崎県	77
		平成23年12月14日			長崎市	長崎県	92
ボジョン策定日	協定締結日	日旱草半心中	周辺市町村数	周辺市町村名	中心市名	都道府県名	

定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

における主な取組例と圏域数 月末時点) 5年9 (平成2 5 豳英 定住自立圈 7

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療

75圈域

医師派遣、適正受診の啓発、休 日夜間診療所の運営等

福祉

□■「川」 介護、高齢者福祉、子育て、 58圏域 障がい者等の支援

教育

※■■■ 図書館ネットワーク構築、文化・ス 61圏域 ポーツ交流、公共施設相互利用等

産業振興

まば♀♀ 広域観光ルートの設定、農産物 71圏域 のブランド化、企業誘致等

堀 境

圏域マネジメント語力の強化

合同研修·人事交流 61 圏域

記 合同研修の開催や 職員の人事交流等

市町村間の結びしまやネットワークの強化

地域公共交通

71 圏域

■ 地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等

CTインフラ整備・利活用

35圈棋

メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備 44圏域

生活道路の整備等

地產地消

■学校給食への地元特産物の 活用、直売所の整備等

39圈域

57 圏域

■ 共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等

外部専門家の招へい

28圈域

■医療、観光、ICT等の 専門家を活用

တ ※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。 他の圏域と重複する定住自立圏(圏域重複型)

(県境型) 県境を超えて形成された定住自立圏



民の生活実態を踏 県境の市町村 間で圏域を形成 まええ 世

※いずれの圏域も県境を超 えて地域住民の移動(通勤 通学等)が存在

県境での取組例

定住自立圏エリフ

青森県·秋田県 長野県·群馬県

十和田市·三沢市

ト田市 鳥取市

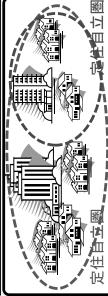
中心市名

診療所運営事業 図書館連携事業

立圏 極た垣 定任日

(複数の中心市と連携 ある市町村が複 数の圏域を形成 する周辺市町村

重復市町村	浜頓別町、中頓別町、枝	おいらせ町	東御市、立科町	志布志市	新温泉町
中心市名	稚内市、名寄市·士別市	八戸市、十和田市·三沢市	上田市、佐久市	都城市、鹿屋市	豊岡市、鳥取市



山陰海岸ジオパークを核とした観光事業

鳥取県·兵庫県境 鳥取県·島根県境 岡山県·兵庫県境 大分県·福岡県境

中海(県境の湖)の水質保全

広域観光ルートの設定

が他の圏域を包合 して圏域を形成

大規模な市の圏域

日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村 延岡市、日向市

2つの市を中心市とする定住自立圏(複眼型)

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏(合併一市型)

6年1年國棋型

休日診療、夜間救急体制維持 県境コミュニティバス路線新設

宮崎県·鹿児島県境

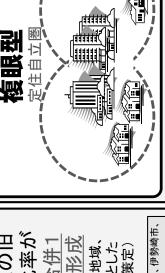
福岡県・熊本県境

大牟田市

中半十 都城市

備前市

地域中小企業の振興等



市の昼夜間人口比率が 合併市で人口最大の旧 市で定住自立圏を形成 1以上のものは、合併1 広域的な合併を行った (人口最大の旧市を中心地域、 他の旧市町村を周辺地域とした

定住自立圏形成方針」を策定)

2つの市が共同して中心市 となり、圏域を形成

十和田市·三沢市 名寄市·士別市 中野市·飯山市

米子市·松江市

四万十市·宿毛市

大館市、由利本荘市、糸魚川市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、 宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市、長門市、天草市、湖西市

定住自立圏

合併市

-96-

米子市·松江市

「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成24年7月1日現在)」の概要

総務省自治行政局市町村体制整備課

【調査結果のポイント】

共同処理の総数及び関係団体

● 共同処理している総件数及び関係団体数は、事務の委託の増加等により前回調査から総件数は358件、関係団体数は344団体増加している。 (総件数7,921件、関係団体数は延べ20,827団体)

処理方式別の状況

● 事務の委託は、住民票の写し等の交付に関する事務、公平委員会に関する事務、ご み処理に関する事務の増加等により前回調査からは404件増加している。

事務の種類別の状況

● 住民票の写し等の交付に関する事務が、市町村間での事務の委託等の増加により前 回調査から72件増加し、公平委員会に関する事務は市町村から都道府県に対する事 務の委託等の増加により60件増加している。一方、広域行政計画等に関する事務は、 広域行政圏施策の廃止による協議会の解散、一部事務組合の事務の廃止等により78 件減少している。

一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況

● 一部事務組合は、構成団体数が2団体のものが568組合と最も多く(36.7%)、 次いで3団体のもの367組合(23.7%)、4団体のもの203組合(13.1%) となっており、あわせて全体の7割を超えている。広域連合は、各都道府県内の全市 区町村で構成する後期高齢者医療広域連合の数が多いため(47広域連合)、構成団 体数が10団体以上のものが59広域連合と全体の5割を超えている。

第1 調査の趣旨

総務省では、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、従来から隔年で 調査を実施してきた。

平成24年度においても、平成24年7月1日現在における協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団よる事務の共同処理の状況について調査し、その結果をとりまとめた。

なお、地方開発事業団については、平成23年度に施行された地方自治法の一部を改正する法律により制度が廃止されたが、経過措置により現存している青森県新産業都市建設事業団を調査対象としている。

第2 調査結果の概要

- 1 共同処理の総数及び関係団体
 - (1) 共同処理している総件数7,921件、関係団体は延べ20,827団体。
 - (2) 事務の委託の増加等により前回調査 (平成22年7月1日現在) から総件数は358件、 関係団体数は344団体増加している。

2 処理方式別の状況

- (1) 処理方式では、事務の委託が 5, 6 6 8 件で最も多く全体の 7 1. 6 %を占めている。 次いで、一部事務組合の 1, 5 4 6 件 (19. 5%)、機関等の共同設置の 4 0 0 件 (5. 0%)となっている(図 1)。
- (2) 前回調査との比較では、事務の委託は、住民票の写し等の交付に関する事務、公平委員会に関する事務、ごみ処理に関する事務の増加等により404件増加している。一方、一部事務組合は、組合の統合等により26件減少し、協議会は、広域行政圏施策の終了に伴う解散等により25件減少している。
- (3) 一部事務組合の設置件数の推移は、昭和42年から昭和49年まで、毎年ほぼ同じ割合で増加し、昭和49年には3,039件に達したが、それ以降、昭和53年には多少の増加を示しているものの、すう勢的に減少している(図2)。これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)により、一部事務組合同士の統合が進んだためと考えられる。また、平成の合併以降、減少傾向に拍車がかかっている。
- (4) 広域連合の設置件数は、平成19年に各都道府県で後期高齢者医療広域連合が設置されたこともあり100件を超えている(図2)。前回調査からは件数の変化はなく115件となっている。

3 事務の種類別の状況

(1) 事務の種類別にその件数をみると、公平委員会に関する事務の1,296件が全体の12.2%と最も多く、次いで、住民票の写し等の交付に関する事務の1,161件(10.9%)、競艇事業に関する事務869件(8.2%)、ごみ処理に関する事務572件(5.4%)となっている。

- (2) 前回調査との比較では、住民票の写し等の交付に関する事務が、市町村間での事務の委託等の増加により72件増加し、公平委員会に関する事務は市町村から都道府県に対する委託等の増加により60件増加している。一方、広域行政計画等に関する事務は、広域行政圏施策の廃止による協議会の解散、一部事務組合の事務の廃止等により78件減少し、132件となっている。
- (3) 事務の委託における事務の種類別の割合では、公平委員会に関する事務が1,165件で全体の20.5%と最も多く、以下、住民票の写し等の交付に関する事務の1,159件(20.4%)、競艇事業に関する事務の853件(15.0%)の順となっている。
- (4) 一部事務組合では、ごみ処理に関する事務が398件(設置件数の25.7%)、し尿処理に関する事務352件(同22.8%)、消防に関する事務及び救急に関する事務282件(同18.2%)の順となっている。

4 設置主体別の状況

- (1) 設置主体では、市町村相互間によるものが6,090件(全体の76.9%)となっている。そのうち共同処理方式別では事務の委託が3,896件(64.0%)、一部事務組合が1,507件(24.7%)となっている。また、都道府県と市町村相互間によるものは1,805件(全体の22.8%)となっており、そのうち共同処理方式別では事務の委託が1,749件(96.9%)となっている。
- (2) 前回調査との比較では市町村相互間によるものが245件増加し、都道府県と市町村相互間によるものは122件増加している。

5 一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況

- (1) 一部事務組合及び広域連合の構成団体数では、一部事務組合は構成団体が2団体のものが568組合で全体の36.7%と最も多く、以下、3団体のもの367組合(23.7%)、4団体のもの203組合(13.1%)の順となっており、あわせて全体の7割を超えている。
- (2) 広域連合は、構成団体が3団体のものが15広域連合で全体の13.0%と最も多く、以下10~19団体及び20~29団体のものが14広域連合(12.2%)、30~39団体のものが13広域連合(11.3%)の順となっている。広域連合は、都道府県内全市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合の数が多いため(47広域連合)、構成団体が10団体以上のもので59広域連合と全体の5割を超えている。

図1 共同処理の方式別割合

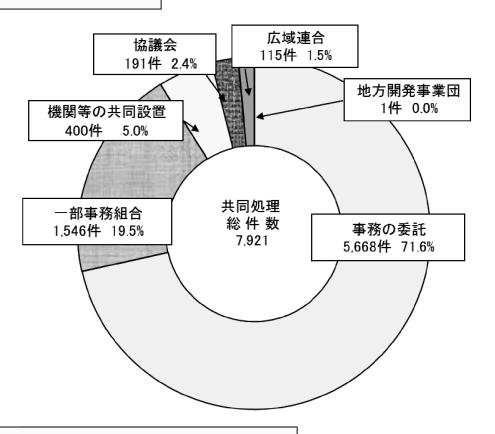
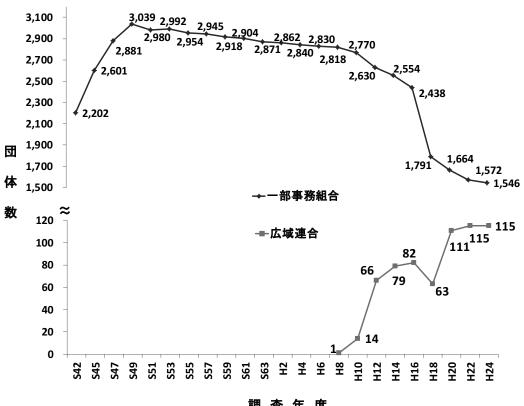


図2 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



調査年度

共同処理別構成団体の状況(H24.7.1現在)

(設置数)

構成団体別		2以上の都道府県にわたるもの	県にわたるもの	1都道府県内のもの		都道府県				
######################################	都道府県相互間	都 道 府 県・市町村相互間	市町村相互間	都 道 府 県・市町村相互間	市町村相互間	• 町村相互	市町村相互間	抽	前回(H22) 調査結果	增 (H24)-(H22)
共同從軍刀弘	٨	В	O	D	Е	B+D	C+E	A+B+C+D+E		
1 協議会	-	4	2	7	177	11	179	191	216	-25
2 機関等の共同設置	ı	1	1	1	398	1	399	400	395	5
3 事務の委託	23	26	825	1,693	3,071	1,749	3,896	5,668	5,264	404
4 一部事務組合	2	1	16	37	1,491	37	1,507	1,546	1,572	-26
5 広域連合	ı	1	-	5	109	9	109	115	115	l
6 地方開発事業団	I	I	I	1	I	1	I	-	1	I
苮	26	61	844	1,744	5,246	1,805	6,090	7,921	7,563	358
構成比(%)	0.3%	%8.0	10.7%	22.0%	66.2%	22.8%	76.9%	100.0%	1	I

事務の種類別共同処理の状況(分野別)(H24.7.1現在)

(事務件数)

按	協議会	414		2 機関設	機関等の共同 設置	il i	3 事務	事務の委託		4——	部事務組合		5 広域	広域連合		6 地方	地方開発事業団	臣	7 1~(~6の合計	
22年度 24年度 1			増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減
72 38	38		-34	ı	I	ı	-	-	ı	142	105	-37	32	23	6-	-	-	ı	248	168	-80
12 14	14		2	ı	I	I	111	141	30	174	175	1	4	5	1	ı	I	I	301	335	34
-	-	i	1	ı	2	2	2	-	-1	14	16	2	-	2	-	-	-	ı	18	23	D.
1 2	2		1	-	-	-1	10	5	-5	72	26	-1	6	10	1	-	ı	ı	48	43	-2
1		3	2	1	1	1	46	46	ı	20	19	-1	5	9	1	-	ı	ı	72	74	2
1		1	_	ı	-	I	2	2	1	3	3	_	4	4	I	1	ı	I	10	10	1
16		21	5	250	259	6	259	336	77	169	669	8	248	246	-2	-	ı	ı	1, 464	1, 561	6
19		17	-2	-	3	2	547	621	74	1, 302	1, 306	4	73	92	3	1	ı	I	1, 942	2, 023	81
92		79	_	18	18	I	232	234	2	154	150	-4	14	13	-1	1	ı	I	497	494	-3
ı		-	1	ı	3	3	I	6	6	5	5	_	I	ı	I	ı	I	I	5	18	13
3		3	_	-	9	5	2	22	20	16	18	2	1	1	I	1	ı	I	23	20	27
10		35	25	ı	I	I	348	357	6	839	846	7	57	58	1	ı	ı	I	1, 254	1, 296	42
38		40	2	124	125	1	3, 704	3, 893	189	392	423	31	57	11	14	ı	ı	I	4, 315	4, 552	237
252		255	3	395	416	21	5, 264	5, 668	404	3, 779	3, 791	12	205	515	10	2	2	ı	10, 197	10, 647	450

(注)協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

第3回

- ・地方自治体における選挙制度改革の論点について
- ・国と地方公共団体との間における関与等 及び係争処理の現状と課題について

21世紀地方自治制度についての調査研究会(平成25年度) (第3回)議事要旨

- 1 日 時 平成26年1月24日(金)17:00~
- 2 場 所 (財) 自治総合センター 大会議室
- 3 出席者 出雲 明子 東海大学政治経済学部政治学科准教授(政治学)

今井 亮佑 首都大学東京大学院社会科学研究科·都市教養学部

法学系教授 (政治学)

大橋 真由美 成城大学法学部法律学科教授(行政法)

甲斐 朋香 松山大学法学部法学科准教授(政治学)

央戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授(憲法)

砂原 庸介 大阪大学大学院法学研究科准教授(行政学)

山本 未来 明治学院大学法学部法律学科准教授(行政法)

- 4 議 題 (1)地方自治体における選挙制度改革の論点について
 - (2) 国と地方公共団体との間における関与等及び係争処理の現状と課題について

5 概 要

地方自治体における選挙制度改革について

○ 民主主義において代表をどのように選出するかは非常に重要な論点。しかし、特に地 方選挙制度の改革はほとんどされていない。現行制度の運用において、地方では、人口移 動や市町村合併が関心の中心であり、都道府県では選挙区割りが、市町村では定数削減が 専らの選挙制度の関心であった。

現行の中選挙区制・大選挙区制における単記非移譲式投票 (single non-transferable vote) は政党投票を妨げており、例えば、福祉を主張する候補者同士が選挙においては最

大のライバルになり、本来主張が近いにも関わらず協力することが困難になる。政策が近いゆえに票が割れ、共倒れすることのリスクにもなっている。

- 地方議会において政党投票の導入を検討すべきではないか。特に首長は個人であるため、在任中の発言等について退任後に責任を問われないのであり、政策の継続性の点からも政党投票は重要ではないか。現在は選挙において首長をコントロールしているが、他の方法を考えるべきではないか。
- 統一地方選挙という選挙制度に関する問題を紹介したい。異なる選挙を同時に行うメリットとして、費用節約の話があるが、それ以外に最近の研究では、同時性による実質的な影響(コートテール効果)が指摘されている。即ち、首長選挙と議員選挙を同時に行う場合、議員にとって首長を支持するか否かという論点が加わり、保守分裂が生じる可能性が低くなるというものである。

国政選挙と地方選挙というレベルの違う選挙においても、同時性による影響が見て取れる。つまり、同日の選挙となると国政での政党間の対立が地方に波及することがあり、前回は相乗り候補だった者が、今回は国政で対決するのでどちらかの政党を選ぶということが生じる。また、小選挙区の衆議院選挙と同日選挙となる地方選挙では、投票率が上がり、その結果、非同時の選挙に比べ候補者は広く支持を集めることが重要な点になってくる。

- 同時性の効果を狙った選挙が行われており、大阪府知事選挙と大阪市長選挙が同日に 行われたことはその典型だが、他にも愛媛県で松山市長を辞職して愛媛県知事選挙に出馬 して松山市長に後継者を立てた同日選挙を行い圧勝した例がある。
- 同時期に首長と議員の選挙を行うこととする場合、毎回同じ争点で争うことにより、 首長と議員の結びつきが強くなる。国政政党との関係も政党の推薦・支持の有無の話にも なる。選挙の時期について現職に大きな裁量があることは問題であり、よく考えなければ ならない。
- 地方選挙の再統一について、2007年に自民党の選挙制度委員会で議論があった。 しかし、任期を統一するために、1回だけの特例任期を認めるか、あるいは選挙時期が近

いものを統一するか、等について党内の意見がまとまらなかったようだ。

仮に統一した場合にも首長が死亡した場合の対応や、辞職した場合の対応が問題となる。 例えば、インドネシアにおいては市長と副市長がペアで立候補する制度を採用しており、 そういった同時選挙、セットでの選挙としておくことで、問題時に副職が補職をして対応 することも考えられるのではないか。

- バロットデザインについて、多くの国が記号式等の形式を取っている中、日本では自 書式投票が基本となっており、それゆえ、按分票という問題が生じる。按分票はどのよう に按分されたか投票者には分からない。また按分の基準も明らかでなく、選管の委員長の 裁量が大きい。記号式投票は自治体選挙では既に可能となっており、記号式投票にすべき というのが1つの案である。
- 按分票が選挙結果に大きな影響を及ぼしたと考えられるのが平成25年10月の神戸市長選である。当選者の久元氏と同じ読みの名字である久本氏が立候補したが、久本氏については選挙ポスターの掲示も行っておらず、選挙運動も確認出来なかったにも関わらず、2万6,548票と非常に大きな票を獲得している。

これは有権者が候補者の漢字を混同して投票したことが一つの理由と考えられるが、加えて、投票所の紙面掲示が大きく影響しているものと考えられる。区ごとの投票結果を見ると、当該区における紙面掲示において久元氏と久本氏のどちらの名前が右側にあるか、ということと得票率の両者に高い相関関係が認められた。按分についても区ごとに行われているため、併せて非常に大きな得票となったと考えられる。

記号式投票でも勘違いによる誤投票は生じるが、自署式における按分の弊害を考えれば、 記号式投票の方が望ましい。その際には投票所において候補者の名前と公約を把握できる ように選挙広報を設置する等の対応も必要ではないか。

- 選挙制度をどのように変更するか。国家が地方における代表の選び方を決めるのか、 または地方ごとに決めるのかというのは非常に大きな問題である。自治体ごとの独自性と 国家における整合性の関係をどう考えるか。
- 有権者は必ずしも政策を見て投票を行うわけではない。投票環境に左右されており、

もはやどこでどんな投票をしても正しい人が選ばれるという発想自体に限界がある。

- 規模の小さい市町村では争点となる政策も少ないため候補者の主張が同一になりかねず、選挙を政党投票とすることは難しい。しかし、非拘束名簿式の比例代表制であれば、政党としてグループを組んで票を分け合うことになり、議員間の協力が生まれる可能性がある。この点で単記非移譲式投票より優れていると言える。
- 国、地方で地方議会の政党化、国政政党との連動化が進むかどうかという話は、国政と地方選挙を同時にやるかどうかによってもかなり変わってくる。衆議院については解散があるため技術的に難しいだろうが、参議院と同時に選挙することとして、一定の比例制を地方議会に持たせることが考えられる。そうなると、参議院議員の地方代表的な側面が実質化する可能性がある。その場合は、地方の二元代表制についても一緒に考えなければならない。
- 選挙管理委員会においては、同一選挙は経費を削減するだけでなく、投票率が上がる から良いことだと考えている傾向がある。あまり投票率至上主義のようにしてはならない のではないか。
- 相乗り選挙で投票率が低かったから有権者を批判するというのは理解ができない。投票率が低いことを批判するのであれば自分が選挙にでれば良い。投票率はあくまでその結果であり、投票率を上げること自体が目標になるのは本末転倒である。
- 若者が投票に行かないから若者が損をしているという議論があるが、投票しないから 若者に何でもしていいと思うのは明らかに間違いである。政党に対して責任を問うための システムがないので、そもそも社会に対する応答性を問うことができるのだろうか。
- 地方議会をグループ化すると、様々な民意の反映が難しくなるが、それはテーマにもよるのではないか。従来の妥協システムは「今回は泣いてもらう」「その代わり次回は」というもの。それは長と議会の関係でできていたわけだが、グループ化すると議会の中でそれをやることになる。

○ 住民自治を直接民主主義的に理解し、投票を直接民主主義の代わりのように捉えて地 方議会選挙を考えてきたことの矛盾のようなものが出てきたのではないか。

国と地方公共団体との間における関与等及び係争処理の現状の課題について

- 国と地方公共団体の間における個別の紛争について正式に協議したり、審査、勧告を うけるルートを確立する必要がある。
- 自治紛争処理委員に関しては、多くの事案がここ数年のものであり、件数は少ないが 着実に利用されている。地方公共団体間等の紛争を広く対象としているため、今後も活用 されていくのではないか。

他方で、国・地方係争処理委員会の審査・勧告は、審査・勧告がなされたのはこれまでに実質的に1件である。原因は、自治紛争処理委員に比べて、対象が限定的であるためではないか。条例規則の違法確認審査、訴訟制度などを入れて対象を拡充してはどうか。

- 新潟県知事が国地方係争処理委員会に訴えた事案は、全国新幹線鉄道整備法に基づく 新幹線の工事実施計画の認可を行う場合、国土交通大臣は予め建設費用負担を行う都道府 県知事の意見を聞く必要があったが、それを経ずに認可したもの。委員会はこれを審査の 対象である関与に該当しないと却下した。こういった事案を拾えるような制度設計が必要 ではないか。
- 杉並区の住基ネット訴訟では、東京都からの是正の勧告はあったが、国から是正の要求がなかった。そのため、国地方係争処理委員会に提起することができずに、訴訟で対応した。杉並区も訴訟提起の際に「地方自治法に定める紛争処理手続ではこの問題で杉並区から訴えを提起できないため」とコメントしている。

是正の勧告に関しては、従う法的義務はないということで、行政指導のような位置づけである。それであっても相手に反論の機会を与えるべきではないか。例えば、行政手続法の改正の中で、行政指導の中止等を求めることができる制度が検討されていると聞く。是正の勧告等に関しても、審査を求めることを可能としてはどうか。

制度の改正ではなく、出訴により解決すればよいとの考えもあろうが、行政主体間の訴訟に関しては、権限の存否、行使に関する訴訟ということで、法律上の争訟ではないという判断がなされる可能性が非常に高い。国家賠償法により判断を求めるという方法もあるかと思うが、そもそも国と地方公共団体の間で損害賠償は不自然である。

- 国地方係争処理委員会は、住民への説明責任を果たせるという点はメリットであるし、 国と地方との意見対立が明確に国民や住民の目に触れるということが、民主的な手続きの 中で非常に重要な意味を持つことになる。他方、国と地方公共団体との間の紛争の解決に は、政治的判断を多分に含むものになると考えられるため、係争処理委員会には判断が困 難な場合があるのではないか。
- 国と地方の協議の場も紛争解決手段としては考えられる。既に開催実績も多く、ある程度機能していると考えるが、しかし、その構成員は国と地方の代表者に限られ、会議の招集権も内閣総理大臣にあり、個別事案について自治体側が国と協議できる場ではない。 やはり何らかの紛争の解決ルートが必要である。
- 明らかに法律を守る気がない場合、どう扱うのか、国と地方公共団体間の紛争をどこまで法律問題として扱うかという問題がある。その先にどういう手続があるかという議論は、法律問題として解決できる話と、言うことを聞かない相手にどうするかという話と、中立的な第三者として判断するという話と、いくつかの整理ができる。
- 是正の要求が出された国立市の住基ネットの事例において、国立市が自治事務に関して住民基本台帳法を自身で解釈してとった方針は誤りであるとする地裁判決があった。違法確認訴訟制度そのものは必要であるが、一方で自治体における法令解釈に対するハードルが上がるのではないか懸念している。

資 料

地方自治体における選挙制度改革の論点

大阪大学 砂原庸介

■選挙制度改革の目的

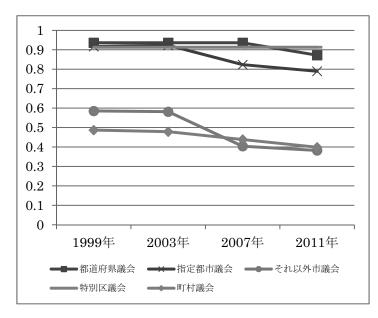
- ・地方選挙における民意の反映
 - -国政選挙は1990年代に(一応)改革、多数制を採用、参議院の問題は残る
 - -地方選挙は手付かず/人口移動と合併によって都道府県・政令市の区割りだけ変更
 - 市町村選挙はもっぱら定数削減のみ:民意をうまく反映できているのか?
- ・個人投票から政党投票へ
 - -単記非移譲式投票(SNTV)の問題点
 - →最も政策・主張が近い人が一番のライバル
 - →議会での協力が困難:より限定的な支持者へとアピール
 - →有権者から見れば支持する候補者が共倒れするリスクを抱える
 - 政策の継続性についての問題点
 - →首長はあくまでも個人/在任中の責任をやめた後に問われない
 - →選挙のみが政治家を縛るメカニズム:多選制限はむしろ望ましくない
 - →個人ではなく政党として責任を問う:政党が首長をコントロール?

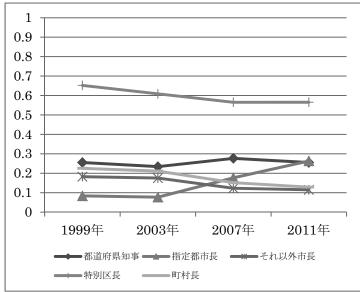
■選挙制度改革の内容

- ・選挙制度改革:投票方法や区割りに問題が集中
 - -投票方法:多数制か比例制か SNTV の維持か…
 - 区割り:主に都道府県議会議員選挙の定数不均衡問題
 - -本日は省略(砂原[2012]など)
- ・統一地方選挙における統一率
 - -統一地方選挙の開始当初は100%
 - 主に首長の死亡・辞職による統一地方選挙からの離脱
 - -昭和・平成の大合併:地方議会議員選挙におけるズレ
 - →合併以外だと汚職(東京都・茨城県など)、長の選挙と統一/長の不信任を経た解散

知事	27.66 (13/47)	都道府県議会	89.47 (44/47)
指定都市市長	26.32 (5/19)	指定都市議会	89.47 (17/19)
それ以外市長	11.47 (88/767)	それ以外市議会	39.77 (305/767)
町村長	14.03 (132/941)	町村議会	42.93 (404/941)

(平成23年度統一地方選挙執行予定団体に関する調=東日本大震災の影響は除く)





・統一選挙の論点

- -選挙の同時性 concurrency に関する研究:コートテール効果 coattail effect の存在
 - →ある選挙が同時に行われる選挙に影響を与える
 - →首長選挙が議会選挙の構図を規定する(大統領選挙を想起)
 - ・同時に行われる選挙では、首長への支持/不支持が議員にとっても重要
 - ・非同時選挙の場合、SNTVで選ばれる議員について争点は明確でない
 - ・砂原(2010):同日選挙でない知事選挙で保守分裂が起きる可能性が高い
 - →他のレベルの選挙との関係:特に小選挙区制である衆議院総選挙
 - ・国政における政党間対立が明確→地方にも波及しがち
 - ・投票率の上昇:より広い支持が重要になる
 - ・茨城県知事選挙: 2005・2009 は衆議院と同日選挙
 - ・最近:府県と県庁所在市の同日選挙(愛知・大阪・愛媛)

	2001	2005	2009	2013
投票率(%)	29.93	64.73	67.97	31.74
橋本得票率(%)	81.3	70.0	45.5	64.3

(2009年は6人乱立+分裂選挙)

-統一しないことの問題点と統一への障壁

- →二元代表/国と地方の関係が時期によってバラバラ
 - ・長と議員の結びつきが強かったり強くなかったり
 - ・国政政党との関係が強かったり強くなかったり
 - ・年中どこかで選挙:政党よりも不思議な選挙コンサルタント

→統一するための障壁

- ・2007 年自民党選挙制度委員会(鳩山邦夫会長): 統一率の向上を議論 地方選挙の集約を議論?結局先送り→どこで議論するべきか?
- ・任期の揃え方-強制的に特例の任期を認める?
- ・長と副職を同時に選択→長が欠けた後の補職/同日選挙を狙う恣意的辞職を排除
- ・投票の方法-記号式と自書式
 - 自書式投票:有権者の忠誠心を確認したい議員が要望??
 - →按分票の問題:基本的には得票数ごとに比例配分
 - ・何をどう比例配分するかどうかは不透明:選管の事務執行
 - ・按分自体の問題:「一票」がどう使われたか本人も不明/しかも比例配分なので他の人の投票結果によってその投票の価値が決まる
 - →按分の解消方法:記号式投票
 - ・自治体選挙ではすでに可能(電子投票を見据えた制度改革)
 - ・国政選挙では依然として自書式のみ(なぜ?)
 - -記号式に変更するだけでよいのか?-神戸市長選挙の教訓
 - →「久元」氏と「久本」氏の対決
 - ・「久本」氏は典型的な泡沫候補:選挙ポスターが貼られず、選挙運動の形跡なし
 - ・しかし 26548 票を獲得 (得票率 5.87%)
 - ・有権者の勘違い+自書式による按分票(按分票の量は不明)
 - →勘違いの原因-もともとの混同+投票場での混同
 - ・「久本」氏の得票率に区毎のばらつき-「久元」氏も同様
 - ・得票比と並び順の相関関係:政令市の区では区ごとに候補者の並び順が違う(図)「久元」氏が一番右→「久本」氏が近いと得票比中程度、遠いと得票比小「久本」氏が「久元」氏より大きく右(灘区・垂水区)→得票比大当選した久元氏と二位樫野氏の差は5000票→もし全ての選挙区で久元氏が4番目、久本氏が1番目で平均得票比が21%であれば逆転も???

	久元		久本		得票比	久元 (右から)	久本 (右から)
東灘区	20685.5	33.4%	3131.498	5.1%	15.1%	1	3
灘区	12990.12	32.9%	3082.877	7.8%	23.7%	4	1
中央区	11717.21	34.9%	1713.786	5.1%	14.6%	1	2
兵庫区	11614.26	37.8%	1570.74	5.1%	13.5%	2	4
北区	25004.19	37.4%	4976.809	7.4%	19.9%	3	2
長田区	10649.04	37.7%	1038.955	3.7%	9.8%	1	4
須磨区	19723.47	36.4%	1886.531	3.5%	9.6%	1	5
垂水区	20907.92	31.4%	5503.084	8.3%	26.3%	5	2
西区	28597.38	40.6%	3644.617	5.2%	12.7%	1	3

- -記号式投票の問題点:おそらく勘違いが増幅される
 - →それでは記号式は望ましくないか? そんなことはない
 - →記号式の弱点を解決する投票環境の整備
 - ・個人より政党:全員「無所属」ではなく政党所属による識別
 - ・選挙公報の設置:誰に投票するか確認できる制度
 - →選挙公報が存在しない自治体は制度化を

■選挙制度の整備に向けて

- ・地方自治体における選挙制度の特徴
 - ーそれぞれの自治体で独自の「制度」が発展
 - →区割り・定員削減の論理
 - →独自の選挙サイクル
 - →自書式/記号式、政令市における区の存在
 - 一共通して政党が弱く個人が強い
 - →これによる弊害が表面化しつつある
- ・どのように選挙制度を変更するか
 - これ自体が論点:地方制度調査会?選挙制度審議会?政党の発議?
 - →国家が地方における代表の選び方を決めるのか、地方ごとに決めるのか
 - →国政政党にとっても地方選挙には重大な関心
 - 自治体ごとの独自性をどの程度認めるか
 - →国家として整合的な制度の導入-個別自治体の「自治」の侵害?
 - →地方行財政検討会議(地方公共団体による基本構造の選択肢のモデル)のような形?

引用文献:

砂原庸介[2010]「地方における政党政治と二元代表制--地方政治レベルの自民党「分裂」の 分析から」『レヴァイアサン』 47:89-107.

砂原庸介[2012]「地方議会における選挙制度改革」『地方自治職員研修』 45(1), 31-33.

国と地方公共団体との間における関与等及び係争処理の現状と課題

I 関与

- 1 是正の要求(地方自治法 245条の5)
- (1) 国→都道府県の自治事務(地方自治法 245条の 5 第 1 項) なし
- (2) 国から指示を受けた都道府県→市町村の自治事務・第二号法定受託事務(地方自治法 245条の5第2項・第3項)

年月日	都道府県	市町村	内容
H21.2.16	東京都	国立市	住民基本台帳ネットワークへの接続等の事務を速やかに執行する
			よう要求(自治事務)
H21.8.12	福島県	矢祭町	住民基本台帳ネットワークへの接続等の事務を速やかに執行する
			よう要求(自治事務)

→是正の要求に対して何らの措置も講じず、審査の申出もしない事案があったことを踏ま えて、国等による違法確認訴訟制度が創設された(地方自治法 251 条の 7、252 条)。

(3) 国→市町村の自治事務・第二号法定受託事務(地方自治法 245 条の 5 第 4 項)「緊急を要するときその他特に必要があると認めるとき」なし

(文部科学省から沖縄県教育委員会に、教科書採択に関して竹富町に是正の要求をするよう指示しているが、県教委が従わないため、文部科学省から竹富町に対して是正の要求を検討しているとの新聞報道がある(平成25年12月19日)。)

- 2 是正の勧告(地方自治法 245条の6)
- (1) 都道府県→市町村の自治事務(地方自治法 245 条の 6)

	3 / 1 / 1 / 3 3	- 111111	(
年月日	都道府県	市町村	内容
H13.2.15	福島県	泉崎村	一時借入金の年度内償還を行うよう是正の勧告
H15.5.30	東京都	国立市	住民基本台帳ネットワークに接続していない状態の是正の
		杉並区	勧告
		中野区	
H15.6.4	福島県	矢祭町	住民基本台帳ネットワークに接続していない状態の是正の
			勧告
H16.10.4	福島県	北塩原村	固定資産評価基準に基づいていない価格で固定資産課税台
			帳に登録したことが、地方税法第 403 条第1項に違反するとし
			て、修正して登録するよう勧告
H19.4.26	埼玉県	川口市	消防本部消防長の任命行為について任命資格を満たしてい
			ないため是正するよう勧告
H20.9.9	東京都	国立市	住民基本台帳ネットワークに接続していない状態の是正の
			勧告
H21.3.17	福島県	矢祭町	住民基本台帳ネットワークに接続していない状態の是正の
			勧告
H19.4.26 H20.9.9	埼玉県 東京都	川口市国立市	帳に登録したことが、地方税法第 403 条第1項に違反する。 て、修正して登録するよう勧告 消防本部消防長の任命行為について任命資格を満たしないため是正するよう勧告 住民基本台帳ネットワークに接続していない状態の是正 勧告 住民基本台帳ネットワークに接続していない状態の是正

H21.8.6	千葉県	印西市	請求のあった臨時会を招集するように勧告
		(本埜村)	
H21.12.15	千葉県	印西市	請求のあった臨時会を招集するように勧告
		(本埜村)	
H22.7.2	鹿児島県	阿久根市	請求のあった臨時会を招集するように勧告
H22.7.23	鹿児島県	阿久根市	臨時会を招集せずに行った補正予算の専決処分は違法である
			ことから、臨時会を招集し、補正予算について議会の議決を得
			るよう勧告

- 3 是正の指示(地方自治法 245 条の 7)
- (1) 国→都道府県の法定受託事務(地方自治法 245 条の 7 第 1 項) なし

(平成22年7月、農林水産大臣が宮崎県に対し、種牛の殺処分について是正の指示の準備をしていた。)

(2) 都道府県→市町村の法定受託事務(地方自治法 245条の7第2項)

年月日	都道府県	市町村	内容
H13.4.2	奈良県	大和高田市	現業員数が社会福祉法第16条に規定する標準数に対して2~
			3名不足しているため、披保護世帯数に見合った現業員を充足
H14.10.8			し、実施体制の整備を図ること
H16.4.30	福島県	いわき市	市農業委員会が行った農地賃借の許可が違法であるとして、そ
			の取消し等の措置を講ずること
H17.11.2	青森県	弘前市	障害者福祉手当・特別障害者手当受給資格調査員証を速やかに
			交付し、交付簿を整備すること
H23.4.2	千葉県	浦安市	千葉県議会議員選挙のための期日前投票所の告示がなされて
			いないことから、千葉県選挙管理委員会が浦安市選挙管理委員会
			に対して是正を指示

(3) 国から指示を受けた都道府県→市町村の第一号法定受託事務(地方自治法 245 条の 7 第 3 項)

年月日	都道府県	市町村	内容
H14.2.21	奈良県	大和高田市	現業員数が社会福祉法第 16 条に規定する標準数に対して 2 ~
			3名不足しているため、披保護世帯数に見合った現業員を充足
			し、実施体制の整備を図り、保護の適正実施を図るため、面接相
			談員の設置を早急に行うこと

- (4) 国→市町村の第一号法定受託事務(地方自治法 245 条の 7 第 4 項) なし
- 4 代執行(地方自治法 245 条の 8) なし

Ⅱ 国地方係争処理委員会(地方自治法 250 条の7)

1 審査の申出の審査・勧告(地方自治法 250 条の 13、14)

年月日	審査の申出	事案の概要	内容
H13.7.24	横浜市長	「勝馬投票券発売税」に対	2週間以内に協議を再開することを勧
		する総務大臣の不同意	告
			(その後、25回の協議が続けられたが、
			合意に達する見込みがないとして、横浜
			市が導入を断念)
H21.12.24	新潟県知事	国土交通大臣の鉄道建	審査の対象である関与には該当しな
		設・運輸施設整備支援機構	いため、不適法として却下
		に対する北陸新幹線の工事	(その後、新潟県が建設費を負担)
		実施計画の認可	

Ⅲ 自治紛争処理委員(地方自治法 251 条)

1 紛争調停制度(地方自治法 251条の2)

年月日	申請	事案の概要	内容
H16.2.13 (調停	山口県美和町長	美和町議会が行った公共事	調停不成立
に付した目)		業の発注等に関する決議等を	
		取消す旨の裁定を求めた事案	
H22.9.17(調停	徳島県鳴門市議会	市長が再議にかけた条例案	議会基本条例案が再提出され
案の受諾勧告)		が審議未了のまま閉会したた	た場合は、双方慎重審議を尽く
		め、条例案は廃案となったと	すように努めることの調停案を
H22.10.1(調停		し、条例の公布をしなかった事	双方が受諾し、調停成立
成立日)		案	
H24.2.3 (調停案	佐賀県知事	唐津湾沖における佐賀・長崎	今後 10 年間は、暫定的に佐賀
の受諾勧告)		両県の砂利採取法に基づく砂	県の漁業取締ラインを管轄境界
		利砂採取計画の認可境界が未	として取扱い、新たな管轄境界
H24.3.26(調停		確定であることの確認及び認	の設定に向けて、等距離ライン
成立日)		可境界を等距離ラインで確定	を基本として協議を行うものと
		することを求める事案	するとの調停案を、双方が受託
			し、調停成立

2 審査請求等の審理制度(地方自治法 255 条の 5)

年月日	審査申立て	事案の概要	内容
H23.1.14 (裁定	名古屋市長	市議会の「名古屋市公開事業審査の実施	いずれの申立ても棄
日)		に関する条例の制定に関する議決」及び	却
		「名古屋市中期戦略ビジョンの策定に関	(名古屋市長は両議決
		する議決」を不服として、審査の申立てを	の取消訴訟を提起した
		した事案	が、請求は棄却(名古屋地
			判 H24.1.19))

そのほか、地方議会議員の除名処分等について、自治紛争処理委員の審理を経たものがある(平成 12 年 秋田県飯田川町議会議員失職決議、平成 15 年秋田県大内町議会議員除名処分、平成 18 年大阪府池田市議 会議員失職議決、平成 21 年福岡県糸田町議会議員除名処分、平成 22 年徳島県藍住町議会議員失職議決)。

3 審査の申出の審査・勧告(地方自治法 251 条の 3)

年月日	審査の申出	事案の概要	内容
H22.5.18 (勧告)	我孫子市長	農業振興地域の整備に関する	不同意を取消し、同意基準を作
		法律 13 条 1 項の規定に基づき、	成し公にした上で協議を再開する
		我孫子市長が農用地利用計画の	ことを勧告
		変更協議の申出を行ったが、千葉	(千葉県知事は、同意基準を作成
		県知事が不同意としたことを不	し、公にして、不同意を取消し、
		服として審査の申立てを行った	協議再開)
		事案	
H22.10.21(審査)	我孫子市長	千葉県知事が改めて不同意と	不同意は違法でも不当でもない
		したことに対し、再度審査の申出	との判断
		を行った事案	(我孫子市長は訴訟を提起せず、
			計画変更案を見直し、再度変更協
			議を行う方針とした。)

IV 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律(平成 23 年 5 月 2 日法律第 38 号)に基づきこれまで に分科会も含め 18 回開催

- 1 制度の概要
- (1) 構成 (2条1項)

内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、 地方六団体の各代表者

- (2) 協議の対象 (3条)
- ① 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ② 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ③ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの ①~③のうち、重要なものが協議の対象となる。

(3) 協議の場の招集(4条)

内閣総理大臣に招集権がある。議員は内閣総理大臣に協議の場の招集を求めることができるが、内閣総理大臣がこれに応じる義務はない。

VI 裁定的関与

- 1 裁定的関与(地方自治法 255 条の 2 等)
- ・裁定的関与としての審査請求・再審査請求
- ・行政不服審査制度の見直し方針(総務省(平成 25 年 6 月 21 日))

「国と地方の関係の在り方について実質的な変更を加えないこととしつつ、再審査請求を 存置することにより、一律に新法を適用することが適当」

2014年1月24日 21世紀地方自治制度研究会 明治学院大学 山本 未来

〈参考文献〉

宇賀克也『地方自治法概説【第5版】』(有斐閣、2013年)

宇賀克也「自治紛争処理委員について」ジュリ 1412 号 70 頁 (2010 年)

逢坂誠二「国と地方の協議の場はどう機能したか」月刊自治研55巻643号34頁(2013年)

大貫裕之「国と地方公共団体との係争処理の仕組み」ジュリ 1127 号 85 頁(1998年)

尾川豊「自治紛争処理委員による調停について」地方自治 774 号 11 頁 (2012 年)

斎藤誠「名古屋市議会の再議議決に係る市長の審査申立てに対する愛知県知事の裁定(2件、 平成23年1月14日)」自治研究87巻6号121頁(2011年)

塩野宏『行政法Ⅲ[第4版]』(有斐閣、2012年)

薗田真也「地方自治・地方分権の視点からみた裁定的関与の問題」北九州市立大学大学院 紀要 25 号 55 頁(2012年)

高橋滋「自治紛争処理委員による調停制度―制度の概要及びその特長―」地方自治 781 号 2 頁(2012 年)

中西則文「国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の審査等について」地方自治 752 号 49 頁 (2010 年)

久元喜造「地方自治法における違法確認訴訟制度の創設について(1)(2)」自治研究 88 巻 11 号 3 頁(2012 年)、12 号 3 頁(2012 年)

藤巻秀夫「『国と地方の協議の場』法の意義と課題~国と自治体関係の一断面~」札幌大学 総合研究 4 号 95 頁 (2013 年)

保科実「自治紛争処理委員による審査・勧告について」地方自治 773 号 34 頁(2012 年)

総務省 HP 〈http://www.soumu.go.jp/〉

第4回

- ・公務員の人事評価制度と公務労使関係の 変化について
- ・都市計画の観点から見た地方分権について

2 1世紀地方自治制度についての調査研究会(平成25年度) (第4回)議事要旨

- 1 日 時 平成26年2月18日(火)17:00~
- 2 場 所 (財) 自治総合センター 大会議室
- 3 出席者 出雲 明子 東海大学政治経済学部政治学科准教授(政治学)

今井 亮佑 首都大学東京大学院社会科学研究科·都市教養学部

法学系教授(政治学)

姥浦 道生 東北大学大学院工学研究科准教授(工学)

大橋 真由美 成城大学法学部法律学科教授 (行政法)

甲斐 朋香 松山大学法学部法学科准教授(政治学)

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授(憲法)

砂原 庸介 大阪大学大学院法学研究科准教授(行政学)

山本 未来 明治学院大学法学部法律学科准教授(行政法)

- 4 議 題 (1)公務員の人事評価制度と公務労使関係の変化について
 - (2) 都市計画の観点から見た地方分権について

5 概 要

公務員の人事評価制度と公務労使関係の変化について

- 国においては、平成19年に国家公務員法が改正され、能力評価・実績評価を柱とする 人事評価制度が導入された。国家公務員には既に3年前から人事評価が昇級・勤勉手当・ 昇進に反映されており、あと10年ほど経てばある程度の成果・結果が出てくる。今後、 地方公務員法においても同様の改正が見込まれている。
- 人事評価の目的は、人事管理のツールと人材育成。人事管理のツールとしての役割は ある程度なされているものの、その先の人材育成にどのようにつなげていくかが大きな課

題である。個人と組織のマネージメントツールや、あるいは個人の公務員としてのインセンティブの付与に、この人事評価制度をどのように活用していくかが重要ではないか。 現状は評価制度を運用することで精一杯になっていると思われる。

- 国においては、評価結果の活用の面で、昇級と勤勉手当への反映時に問題が生じている。評価の段階では絶対評価であるものを、昇給・勤勉手当へ反映するときには、各昇給区分に該当させることができる職員の割合が限られるため、相対評価に移行させなければならない。評価の段階でその先の昇給等における相対化を意識し、最初から標準評価であるBに厳しく寄せて評価を行うか、とりあえずS・Aでの評価をしておいて昇給等への反映段階でBに寄せるような対応を取るか、省庁により対応が分かれているのが実態。
- 既に人事評価制度を実施している自治体では、職員の能力評価と実績評価のうち、能力評価から開始している自治体が多い。これは、従前の評価対象であった「時間に厳格である」などの職員本人の性格的な評価の延長として導入ができるため、実施率が高いのだと思われる。また、能力評価に比べ、実績評価に係る目標管理は技術的な難しさがあるものと考えられる。
- 今後の人事評価制度における課題は、任命権者が異なる場合の調整をどのように行う かである。最低評価者の研修や分限処分といった場合に、任命権者間の調整が大きく影響 してくると考える。
- 能力評価と実績評価のどちらにウェイトを置くかも課題である。また、目標管理型の評価の場合には組織としての目標と個人としての目標の関連をどのように考えるのか。これは特に地方公共団体で出てくる課題と思われる。
- 自治体において目標管理を導入することは難しい。能力評価は全員が同じ評価の基準でもいいのだが、目標管理は個人ごとにオーダーメードしなければならない。その人の組織内における役割りを特定する必要がある点で難しく、なかなか導入が進まない。幹部に関してはある程度目標設定が可能であるが、一般職員に関しては難しい。

自治体の中には、目標の難易度設定の調整を行っているところもある。それは、難易度

が高い事務に取り組むと目標管理の点数が高くなる傾向があるため、組織全体が点数の上 ブレを生じないよう、自治体内部で枠を設け、難易度の高い事目標に取り組む人を限定す るような調整を行うものである。

○ ドイツの多くの州では連邦と同じ評価制度を採用しており、評価結果は給与には反映されずに昇任のみに活用されている。昇任者を決めるためのだけの評価なので必ず相対化がされ、ポストが空くと最も評価が高い人が承認するというシンプルかつ合理的な評価の仕組みである。なお。ドイツの公務員には「官吏」と「公務被用者」がある。後者はある特定の仕事のために採用されたものであり、昇進機会はないために義務的評価の対象外である。

また、ドイツの大きな特徴としては、人事評価の基準の策定と昇任者の決定は、職員代表委員会(日本でいうところの労働組合だが、非組合員も含まれる)と共同決定する仕組みになっており、日本に比べ労働組合の影響力が強いと言えよう。

- 地方では360度評価(上司のみでなく、部下、同僚及び仕事上で関連する他部署の 人など各方面の人が被評価者を評価する手法)をやりたいという話を聞く。国に比べ地方 のニーズが高いと理解しているが、果たして360度評価が地方公務員の業務を評価する 上で必要かどうかについては議論があるところ。
- 海外においては、評価制度ができたことによって給与が差別化・個別化してきたため、 労使交渉を集団的に行う意味が無くなり、集団的労使関係の影響力がほとんど無くなった という話がある。今後、人事評価制度の導入が進み、評価の昇給等への反映により給与に 差がつくことが一般的になれば、こういった事例が日本でも起こり得るのではないか。

都市計画の観点から見た地方分権について

○ 最近特に「コンパクトシティ」が提唱されている。人口減少や自治体の財源不足もあり、低密に拡散している都市構造を、公共交通を軸としながら拠点をつくり、集約していくものであり、「歩いて暮らせるまち」、「環境負荷の少ない持続可能なまちづくり」といったことが謳われている。

その際、公共サイドで動かすことができる公共施設の立地も問題になるのだが、特に問題となるのは民間開発の立地をどう調整・誘導していくのかということである。

○ 現在、用途規制など都市計画に関する権限のほとんどは市町村にある。都道府県に残る権限は都市計画区域の設定や市街化区域・市街化調整区域の線引きくらいである。

また、従前は市町村が都市計画を策定する際は都道府県に協議のうえ同意を要したが、 第1次分権一括法(平成23年法律第37号)による都市計画法の改正で、市が計画を策定す る際は都道府県への協議のみで同意が不要となった。

- 市町村が都市計画決定を行う中で、例えば大型ショッピングセンター等の大規模集客 施設のように影響が大きく、市町村の枠組みにおさまらない広域的な立地調整をどのよう にやっていくかが市町村の都市計画策定に係る非常に大きな課題である。
- 地方分権の中で、都市計画の分野は多くの権限が移譲された。自治体の自由度が拡大する一方で、広域的な調整などの点において問題が出てきている。市町村では広域的な調整を行うことは難しく、都道府県が積極的に行うべきではないか。地方分権が進んだドイツでは、自治体レベルのマスタープランの変更の際は上級行政庁の許可が必要になる等、都市計画においては日本より強力な広域的な調整が行われている。
- ドイツの商業施設の立地調整は、「ある一つの場所の中での競争」については自由競争 だが、「ある場所と別の場所の間の競争」であれば都市計画の対象であるから自由を制限す る。日本の場合、それら全てが商業調整の対象という枠組みになっており、中心市街地を 守るために調整を行うことは許されないという考え方になっている。
- もともとドイツは州が主権を持っていたため州が広域調整をやっている。日本の場合、 やる気のある市町村に権限を移譲するか、大規模な広域行政のあり方全体を変えるか。ま た、土地所有権や都市と領域の区別などヨーロッパの国土についての考え方と、農地を戦 後の農地改革によって都市化した日本の考え方はそもそも違うのではないか。これは地方 自治制度を変えただけではうまくいかない。土地所有権や国土の考え方を変えなければな らない。

- 日本においては、計画策定における住民の手続参加の権利が非常に強く保障されている。そこで自分たちに変な計画にならないよう住民がチェックしている。住民自治による都市計画形成という印象を受ける。
- 地方分権の経緯を考えれば、住民の意見を反映させるべきであり、広域的な調整により広いエリアを最適化していく場合でも、そこに住む住民の意見を適切に吸い上げることは必要ではないか。ドイツでは州によるトップダウンのプロセスを経ているようだが、住民の意見を適切に吸い上げるためのプロセスは設けられているのか。
- 都市計画は基本的に自治体と広域行政の州で決められており、広域的な調整はトップ ダウンである。一方で自治体レベルの土地利用計画などは、必ず2回の住民参加の機会を 設けなければならないとされている。住民から多くの意見書が提出され、その全てに自治 体は回答することとなっている。そういう住民の参加が積極的に行われている。

資 料

第 4 回 21 世紀地方自治制度研究会資料

「公務員の人事評価制度と公務労使関係の変化」

2014年2月18日

出雲 明子 (東海大学)

1. 国家・地方公務員制度改革における人事評価制度の位置付け

- (1) 能力・実績主義による人事管理の基礎 (H19 国公法改正)
- 倫理、組織目標と個人目標のリンク、結果の開示と主体的取り組みの促進(H20基本法) ⇒同趣旨の地方公務員法改正案は、第166国会提出
 - ⇒自律的労使関係制度と対となる同改正案は、第181国会提出、いずれも廃案
- (2) 国家公務員法改正案が成立し、幹部職員の適格性審査が導入されれば、適格性審査 (標準職務遂行能力を確認するための審査)として用いられることが見込まれる ただし、一般職員が5段階評価であるのに対して、局部長級は3段階評価、事務次官 級は2段階評価と簡素化されていることには修正が必要となっている。
- (3) 公募制を導入するのであれば、要求される能力の指針にもなりえる
- (4)上位被評価者の限定(寛大化傾向の抑制)と、下位被評価者への対応を課題としている。
- (5)全地方自治体で導入する場合には、(国と同じ)能力評価と実績評価の2本とするか、 反映も同程度とするか(相対化するか)の検討が必要となる(後述)。

2. 人事評価の目的

- (1) 人事管理:成果の把握、職務行動の評価、処遇への反映、選抜、分限処分の徹底 インセンティブを付与と、信賞必罰の徹底
- (2) 人材育成:評価を通じて、行動(職務行動、能力開発)を変化させる 職務上の個人目標設定・管理、そのために必要な能力開発を提示する(または自分で 考えさせる)。コミュニケーションの促進

個人の公務員としてのキャリア形成を明確化する

個人と組織の成長を生み出すマネージメントツール、評価者(管理者)の育成

3. 国家公務員の人事評価制度

- (1)能力評価と実績評価
- ①職制上の段階及び職務の種類に応じて定められた「職務上発揮することが求められる能力 (標準職務遂行能力) に照らし合わせて、実際に職務上とった行動を評価する「能力評価」(年1回)(コンピテンシ―型評価)
- ②期首に設定された、果たすべき「目標」を果たした程度を評価する「実績評価」(年2回) (目標管理型評価)

(2) 評価結果の活用

①昇任への活用

官職の区分ごとに、評価結果に基づいて要件を満たす者の中から、最適任者を昇任させることができる。

本省課長級未満(本省室長級以下)への昇任

能力評価で直近2回の評価結果が上位(S又はA)かつ中位(B)以上

実績評価で直近1回の評価結果が中位(B)以上

本省課長級への昇任

能力評価で直近3回の評価結果が、直近1回で上位(S又はA)かつ残り2回で中位(B)以上

実績評価で直近1回の評価結果が、中位(B)以上

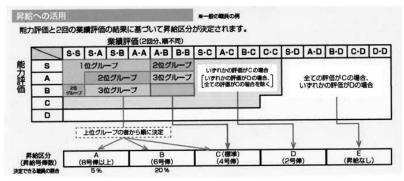
事務次官、本省局長級又は本省部長級への昇任

能力評価で直近3回の評価結果が、直近2回で上位(S又はA)かつ残り1回で中位(B)以上

実績評価で直近 6 回の評価結果が、直近 4 回のうち 1 回で上位 (S 又は A) かつ中位 (B) 以上

②昇給への活用

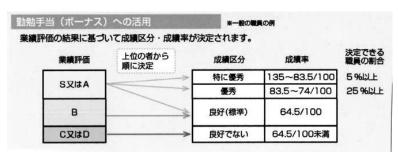
図表 1



(出典) 人事院『平成25年度人事院の進める人事行政について』12頁

③勤勉手当への活用

図表2



(出典) 同上

④降任・免職への活用

能力評価又は実績評価の全体評語が再開段階の場合、分限(降任・免職)処分の契機として活用、矯正されなかった場合には、分限処分

3年連続最低評価の場合には、分限処分可能(自民党行政改革推進本部提言案、2013年5月)

4. 地方公務員の人事評価制度

(1) 導入および活用の状況

導入率 60.9%

(都道府県、政令市、中核市、特別区 100%, 一般市 72.4%, 町 49.3%, 村 30.4%) うち、能力評価を実施 86.0%、目標管理型の実績評価を実施 43.1%、両方実施 43.1% うち、昇給に活用 46.2%、勤勉手当の成績率に活用 35.0% (いずれも平成 21 年度調べ) ¹

(2) 分布

<資料1>総務省『地方公共団体における人事評価制度の運用に関する研究会報告書』 (平成23年3月)の昇給への活用、勤勉手当への活用状況(抜粋)における分布状況 ある政令指定都市で良好未満の区分に決定された者を14.59%(特定管理職、56歳以上)、 ある都道府県で同上の者を7.02%(特定管理職以外、55歳以上)出しているが、例外的 であり、多くの団体で同上の者は0%である。

(3) 大阪市職員基本条例、大阪府職員基本条例

相対評価 (S:5%, A:20%, B:60%, C:10%, D:5%) よる人事評価制度の導入と給与への反映 2 年連続 D 評価の場合、指導研修の対象、矯正されない場合分限免職の対象

(4) 事例:川崎市人事評価制度2

特徴

- ①一般の事務・技術職員、消防局に勤務する職員、保育園に勤務する保育士等、技能・業 務職員、病院に勤務する看護職等を対象に実施している。
- ②すべて点数化して行っている(業績評価50%,能力評価50%)。
- ③目標管理の調整を重視している。
- ④面接機会、フィードバックを重視している。³
- ⑤最終評価の上位被評価者は相対化している(市長、局長による)。

(業績評価、能力評価の結果の相対化)

¹ 総務省『地方公共団体における人事評価制度の運用に関する研究会報告書』(平成 23 年 3 月) 2 頁

² 川崎市「平成24年度人事評価制度の実施結果について」(平成25年4月9日総務局)

³ 平成24年度苦情申し立て件数9件

管理職

評価 5:10%以内、評価 5 と 4 を合わせて 30%以内、評価 5 と 4 と 3 を合わせて 80%以 課長補佐以下

評価 5:10%以内、評価 5 と 4 を合わせて 30%以内

⑥結果の反映

<昇給>

評価5:6号給、評価4:5号給、評価3:4号給、評価2:2号給、評価1:昇給なし <勤勉手当>(再任用以外の職員の場合)

評価 5:81/100 以上 135/100 以下、評価 4:73.5/100 以上 81/100 未満、評価 3:66/100、

評価2および1:66/100未満

⑦評価結果 (標準点 (加点も減点もない状態で、それぞれ 50 点)

平均:業績評価 55.1点、能力評価 50.41点、合計 10.5点

⑧最終評価の分布

評価5:8.6%, 評価4:17.5%, 評価3:71.5%、評価2:2.3%、評価1:0.1%

5. 人事評価制度の課題、論点

(1) 運用の把握

調整者(目標管理および評価結果)の役割

任命権者間

評価者研修

(2)能力評価と実績評価の関係、ウェイト

一般の職員:能力評価重視

幹部職員:実績評価重視、または実績評価のみとするか(目標設定重視)

*適格性審査(国)やマニフェスト(国、地方)との関係 幹部公務員に対する業績給の導入の例(諸外国)

(3) 相対化の是非

個別評価の絶対評価、反映における相対評価 (人件費の考慮)

<参考>諸外国の例

イギリスおよびドイツが相対評価を実施している(国家公務員)

ドイツ・ノルトラインヴェストファーレン州内務省の例:4

- ・評価結果を昇任(のみ)に活用するため、相対評価を実施している。
- ・能力評価、業績評価を実施
- ・主として、官吏(職能給)を評価し、公務被用者(職務給)の評価は行わない
- ・連邦ラウフバーン令で最上位が10%、第二位が20%以内と決められており、その 枠に従っている。(7年前に、俸給に関する立法権が連邦から州に委譲されており、

^{4 2013}年11月25日のヒアリングより (総務省人事・恩給局の調査に参加したもの)

独自の枠とすることもできるが、実際に昇任できる者はより少ないため、策定していない。)

- ・幹部は、昇任機会が限定されているため (B4以上)、評価は行われていない (政 治的官吏は、大臣、事務次官のみ)
- ・人事評価の基準策定、昇任者の決定は、職員代表委員会(非労働組合員も含め、 職員が選挙で選出する)と共同決定する。
- (4) 下位被評価者への対応

研修、分限処分(根拠となる条例、要綱、指針等の整備) 対応マニュアルの作成

(5) 職場外の行動への評価の是非

例1: 育児休暇の取得、分担(消費者庁)(『日経新聞』2013年6月12日付)

例2:地域活動、社会貢献活動

「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」(代表:古川康佐賀県知事)(『日経新聞』 2012年2月27日付)

住民意向の把握、評価軸を行政の外部に(大田肇『公務員革命』ちくま新書、2011年)

4. 自治体公務労使関係と関わる論点

- ①自律的労使関係制度の措置なくして、地方公務員への人事評価制度の導入が可能か 人事評価制度は管理運営事項だが、国の評価制度でも反映部分は人事院が所管している
- ②2種類の評価制度を、地方公務員に導入するのが望ましいか。その他、地方公務員の業務に着目した評価制度の検討が可能か(特に360度評価への期待は国より高い模様)
- ③対象職員をどの範囲とするか、任命権者ごとの評価制度とするか、評価結果の調整を任 命権者を超えて行うか
- ④人事評価制度は、公務労使関係を変化させるか(諸外国では、評価結果の給与への反映 が高まった結果、給与水準が個別化し、集団的労使交渉が衰退した経緯があるが、日本 でも同様の状況となり得るか)
- ⑤評価結果(地公法 27条1項1号)を分限処分の根拠と(実際に)できるか

勤務成績の昇給への活用状況(平成21年度、都道府県一特定職員以外の職員)

			9号給									昇給	良好未満の区分に決定
団体			以上	8号給	7号給	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	が なし	良好未満の区分に決定された者の割合(%)
1	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)						C 100. 0					0.00
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)								C 100. 0			0.00
2	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)	B 1.4	B 7.8	B 0. 9	B 15. 3	B 2. 7	C 70. 8	D 0. 5	D 0. 4	D 0. 1	D 0. 1	1. 17
2	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)				B 2. 0	B 2. 0	B 3. 5	B 2. 5	C 90. 1			0.00
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)			A 2. 4		B 23. 9	-10	C 73. 2		D 0.5	E	0.54
3	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)			2. 1		20.0		A 2. 6	B 4. 8	C 91. 9	D 0. 7	0.74
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		B 8. 5	B 7. 1	B 9. 3	B 10. 2	C 64. 9	2. 0	4. 0	31. 3	0. 7	0.00
4	55歳以上	昇給区分		8. 0	7.1	9. 3	10. 2	В	В	C OF 1	D 0 1		2. 13
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分				В	В	4. 3 C	8. 5 D	85. 1	2. 1		0.00
5	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				4. 3	0. 2	95. 5 B	В	С			0.00
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分	A • B	A • B	A · B	A • B	A • B	0. 7 C		99. 3 D		Е	2. 64
6	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分	0. 1	8. 0	1.8	0. 1 A • B	0. 9	81. 6		0. 7 C	D	2. 0 E	0.99
H		人員分布率(%) 昇給区分		A		9. 9 B		С		89. 1 D	1.0	E	
7	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分		16. 5		9.3		74. 2 A	В	С	D	E	0.00
\vdash	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				A	В	C	D	100.0			0.00
8	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分				7. 5	24. 0	68. 2	0. 2 A	В	С	D	0. 21
<u> </u>	55歳未満	人員分布率(%)		В	В	В		С	3. 1	13. 3	83. 2	0. 3 E	0.35
9	55歳未満	人員分布率(%)		4. 9	9. 1	7. 6		78. 3		0		0. 1	0.07
\square	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						B 18. 3		C 81. 7			0.00
10	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)			8. 2				91.0			D 0.8	0. 78
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)									C 96. 7	D 3. 3	3. 33
11	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 1.5		B 27. 8		C 70. 3		D 0. 1		E 0. 3	0.44
["]	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						A	В	C 98. 7	D 1.3	E	1. 32
10	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		B 0. 4	B 0. 4	B 5. 8	B 2. 5	C 88. 6	D 1. 2	D 1. 0	D 0. 1		2. 31
12	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)				B 1.7	B 4. 3	B 9, 6	B 10. 4	C 72. 2	D 1.7		1.74
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 5. 4		B 26. 9	1. 0	C 67. 6	10. 7	D 0. 0	1. /	E 0. 1	0.13
13	55歳以上	昇給区分		0.4		20. 9		A A	B 15. 0	C 80. 0	D	E 5. 0	5.00
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分				B 15.0		C 04 0	D	D	D	D	0.49
14	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				15. 2		84. 3 B	0. 1	0. 1 C	D	0. 3 D	1. 52
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分			A	A	A · B	26. 4 B	С	72. 1 C	0. 5 D	1. 0 E	3. 29
15	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分			0. 2	0.1	8. 3	38. 6	49. 4 A	0. 1 B	1. 1 C	2. 2 D • E	5. 00
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分				A	В	С	0.8	3. 3 D	90. 9	0. 5 E	1. 33
16		人員分布率(%) 昇給区分				5. 6	36. 5	56. 6	A	1. 3 B • C	D	E	
\vdash	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分		A	A	A	A	В	2. 9 C	35. 9 C	59. 0	0. 2 D	2. 19
17	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分			0. 5	9.4	0.8	88. 1	0.5	0. 6 B	C		1. 18
<u> </u>	55歳以上	人員分布率(%)				В		С		99. 2 D	0.8	F	0.81
18	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 10. 2		8.0		78. 7		1.8		1. 4	3. 18
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						A 3.8	0. 4	92. 9	D 1.7	1. 3	2. 94
19	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)	0. 1	9. 5	С	C 7.7	0. 5	C 77. 7	C 2. 1	0. 7	0. 2	C 1. 5	0.56
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						C 6. 3	0. 2	C 85. 2	6. 1	C 2. 1	1. 17
00	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)					B 18. 5		C 78.3	C 2. 1	C • D 0. 7	E 0. 4	0. 92
20	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)					10.0		70.0	B 3. 7	C 96. 3	V. T	0.00
	<u> </u>	人貝万布率(%)								ა. /	ყი. ა		<u> </u>

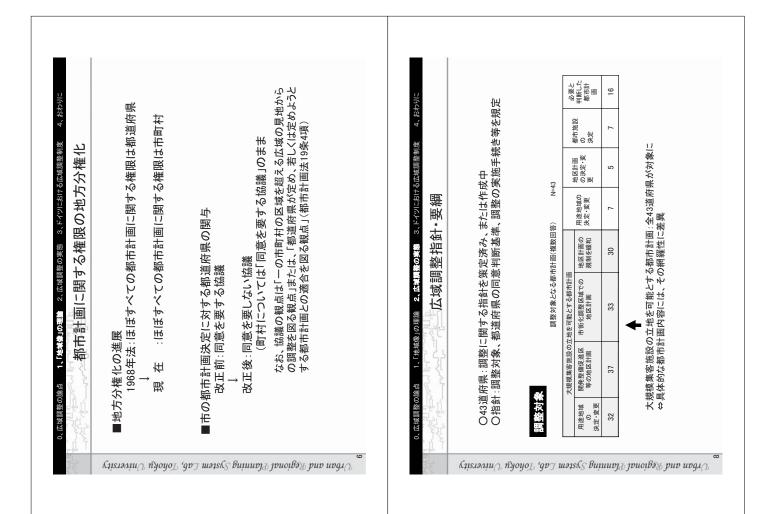
団体			9号給 以上	8号給	7号給	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1 号給	昇給なし	良好未満の区分に決定 された者の割合(%)
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)			B 0. 4	B 9.6	B 42. 3	C 47. 7				D 0. 1	0. 11
21	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)			V. 1	0.0	12.0	17. 7	B 44. 7	C 55, 3		0. 1	0.00
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 0.8	B 0. 1	B 7. 2	C 15. 4	A • C 59. 3	B • C 0. 8	B~D 10.0	C • D 0. 3	C~E 6. 2	6. 67
22	55歳以上	昇給区分		0. 0	0. 1	1. 2	10.4	09. S	0. 0	A • B	С	C • D	2. 15
	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分		A		В	B · C	B · C	B · C	10.8 B∼D	19. 4 B∼D	69. 9 E	2. 52
23	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分		0.8		28. 0	0. 2	66. 5	0. 6 B	2. 1 C	0.9 B∼D	0. 9	1. 35
\vdash		人員分布率(%) 昇給区分						С	20. 3	75. 7	4. 1		0.00
24	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分						100.0		С			
_	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				В		С	С	100. 0 C	С	E	0.00
25	55歳未満	人員分布率(%)				4. 6		88. 5	3. 0	2. 8 C	1. 1 C	E	0.00
	55歳以上	人員分布率(%)			В	В	В	В	С	93. 0	7. 0		0.00
26	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)			2. 1	В	6. 1	17. 5	74. 3			D	0.00
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)								B 16. 7	C 83. 3	D	0.00
27	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		7. 3	0. 5	10. 0	5. 2	73. 7	0.8	1. 3	0. 9	D 0. 3	0. 59
21	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						3. 4	11. 7	C 64. 1	19. 4	D 1. 5	1.46
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)				A 6. 1	B • C 22. 7	C 67. 0	B~D 3.8	С		E 0. 3	0. 78
28	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)				A 0. 5	B 4. 3	C 18. 3	A~C 8.3	B • C 60. 5	B~D 7.6	E 0. 5	0.00
	55歳未満	昇給区分				A 4. 1	B 3. 3	B 0.7	0. 3 C 91. 7	00. 0	D 0. 1	E 0. 1	0. 21
29	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				4. 1	ა. ა	0. 1	A	В	С	D	0. 78
	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分	A	A	В	В	В	C	0.0	0. 0 D	99. 2	0. 8 E	0. 21
30	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分	0.7	4. 7	0. 3	8. 1	0. 1	85. 8	В	0. 2 C	D		0.95
	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分							0. 5 C	98. 6 D	0. 9 D	E	0.03
31		人員分布率(%) 昇給区分							93. 9	3. 4	0. 6 C	2. 1 D	0.00
	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				A		В	С		98. 2 D	1. 8 E	
32	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分				2. 3		26. 6	71. 1 A	В	C	D · E	0.08
	55歳以上	人員分布率(%)						A~E	0. 9	12. 8	86. 3		0.00
33	55歳未満	人員分布率(%)						100. 0		A F			0.36
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)								A~E 100.0			0. 61
34	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		5. 8		B 21. 2		70. 8		D 2. 0	E	0. 2	2. 22
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						A 0. 6	B 13. 5	78. 9	D 6. 4	E 0. 6	7. 02
35	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)				10. 5	29. 2	60. 3					0.00
35	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						16. 7		83. 3			0.00
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)						A~C 99. 7		D 0. 2		E 0. 1	0. 31
36	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						00.7		A~C 99.6	D 0. 4	0. 1	0.40
	55歳未満	昇給区分		A	A 0 1	B • C	B · C	C~E	C • D	C∼E	C·E	E 1.4	4. 13
37	55歳以上	昇給区分		5. 2	0. 1	19. 0	0. 5	67. 7 A	2. 4 B	2. 3 C	1. 4 C	1. 4 E	1. 10
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分						0. 1	2. 8 C	90. 1	5. 5	1. 1	0.00
38	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分	1.5	1.8	5. 5	0.5	11.5	1.4	74. 4	1. 6	1.8 C		0.00
_		人員分布率(%) 昇給区分		В	1. 6 B	В	0. 8 B	С	8. 0	1. 3	88. 3 D	D	
39	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分		0. 2	3. 6	13. 8	6. 9	75. 2 B	В	C		0. 3	0. 28
<u> </u>	55歳以上	人員分布率(%)		A	A	В	В	1. 0 C	1. 3 C	97. 7 C • D	С	E	0.00
40	55歳未満	人員分布率(%)		0.3	0.1	12. 1	0. 9	84. 0	0. 6	1. 0	0. 8 C	0. 1	0. 29
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)							B 4. 2	91.6	4. 2		0.00

団体			9 号給 以上	8号給	7号給	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給 なし	良好未満の区分に決定された者の割合(%)
	55歳未満	昇給区分			В		В		С			D	0, 26
41	00 JJJK 2 [V JIA]	人員分布率(%)			10.5		6. 4		82. 9			0. 3	0.20
	55歳以上	昇給区分							В		C		0.00
<u> </u>	00/10/2	人員分布率(%)							18. 2		81.8		0.00
	55歳未満	昇給区分						С		D		E	1.02
42	00 JJJK 2 [V JIA]	人員分布率(%)						99. 0		1. 0			1.02
l '-	55歳以上	昇給区分								С	D	E	1. 59
		人員分布率(%)								98. 4	1.6		
	55歳未満	昇給区分				A	В	С	D	D	D	Е	0. 21
43	00 JJJK 2 [V JIA]	人員分布率(%)				3.6	12. 0	84. 2	0. 1	0. 1			0.21
"	55歳以上	昇給区分						A	В	С	D	E	0. 48
		人員分布率(%)						1. 2	13.0	85. 3	0.1	0. 4	0. 10
	55歳未満	昇給区分				В		С		D		Е	0.00
44	00 JJJK 2 [V JIA]	人員分布率(%)				2. 7		96. 5		0.8			0.00
1	55歳以上	昇給区分							В	C	D	E	0.00
		人員分布率(%)								100.0			0.00
	55歳未満	昇給区分		A				С		D		E	2. 83
45	のの例処プトが回	人員分布率(%)		2. 5				94. 7		1.4		1.4	2.00
1 70	55歳以上	昇給区分								С	D	E	7. 50
		人員分布率(%)								92. 5	2. 5	5. 0	7.00
	55歳未満	昇給区分		В		В		С					0.00
46	00/05/2/14/05	人員分布率(%)		6.8		3. 0		90. 2					0.00
1 70	55歳以上	昇給区分								С			0.00
		人員分布率(%)								100.0			0.00
	55歳未満	昇給区分						С	D	D		E	0, 22
47	し の 別火 ノ 八川	人員分布率(%)						98. 3	1. 2	0. 3		0. 2	0. 22
"'	55歳以上	昇給区分								C	D		0.00
		人員分布率(%)								99. 4	0.6		0.00

勤務成績の昇給への活用状況(平成21年度、政令指定都市一特定職員)

団体			9号給 以上	8号給	7号給	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1 号給	昇給 なし	良好未満の区分に決定 された者の割合(%)
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 1. 0	A 2. 8	B 11. 7	B 1. 0	C 4. 8	C 16. 9	C 61. 4	C 0. 3		0.00
1	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)							A 10. 0	B 3. 3	C 86. 6		0.00
	55歳未満	昇給区分				A	В	C	10.0	D	00.0	Е	0.35
2	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				15. 3	29. 9	54. 4 A	В	0. 4 C	D	E	2. 78
\vdash		人員分布率(%) 昇給区分		A		В		1.8	14. 9 C	80. 5	2. 8		
3	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分		17. 8		33. 3		A	48. 9 B	С			0.00
_	55歳以上	人員分布率(%)						4. 2	22. 0	73. 8			0.00
4	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)						C 100. 0					0.00
Ι΄.	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)								98. 4	1.6		0.00
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)	B 3. 2	B 11.5			B 16. 9	C 66. 5	D 0. 3	C • D	D 0.6		1.72
5	55歳以上	昇給区分	0. 2	11.5			10. 3	00. 3	В	С	D		2. 82
	56歳未満	人員分布率(%) 昇給区分		A		В		С	12. 5 D	83. 9 E	2.8		7. 23
6		人員分布率(%) 昇給区分		6. 3		27. 2		59. 3 A	7. 0 B	0. 1 C	D	E	
<u> </u>	56歳以上	人員分布率(%) 昇給区分						4. 9	17. 3	63. 2	14. 3		14. 59
7	55歳未満	人員分布率(%)											
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)											-
	56歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 6.8		B 20. 7		C 72. 4		D 0, 1		E	0. 10
8	56歳以上	昇給区分		0.0		20.7		Α	B 14. 3	С	D 0, 2	E	0. 18
	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分				В		2. 2 C	14. 3	83. 3 D	0. 2		0.00
9		人員分布率(%) 昇給区分				17. 2		82. 8	В	С	D		
	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分			В				15. 9 C	84. 1			0.00
10	55歳未満	人員分布率(%)			1. 9				98. 1	С			0.00
	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)								100.0			0.00
١.,	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)				B 53. 1			C 46. 9				0.00
11	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)							B 7. 5	C 92. 5			0.00
	55歳未満	昇給区分				B 05.1		C 74.0	7.0	32.0			0.00
12	55歳以上	人員分布率(%) 昇給区分				25. 1 B		74. 9 C					0.00
-		人員分布率(%) 昇給区分				26. 7		73. 3					0.00
13	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分											
	55歳以上	人員分布率(%)											-
14	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)	0. 1	A 0. 1	B 0. 1	B 0. 2	B 0. 0	B 0.3	0. 3				0.00
'-	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)	A 0. 0		A 0. 0	A 0. 0	B 0. 2		B 0. 0	0. 7			0.00
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)			A 0. 0		B 12. 9		0.0	C 85. 9	D 1. 2	E	1.18
15	55歳以上	昇給区分			0.0		12. 9		A	В	С	D·E	1.03
\vdash	55歳未満	人員分布率(%) 昇給区分		A		В			0. 0 C	3. 1 D	95. 9	1. 0 E	2. 14
16		人員分布率(%) 昇給区分		9. 3		40. 0		A	48. 6 B	2. 1 C	D	E	
<u></u>	55歳以上	人員分布率(%)		A		В		3. 4	27. 6	68. 3	0.7		0. 69
17	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)		A 13. 4		27. 1			C 59. 5	D		E	0.00
''	55歳以上	昇給区分 人員分布率(%)						7. 0	B 26. 9	C 65. 8	D 0.3	E	0. 25
	55歳未満	昇給区分 人員分布率(%)						C 100. 0					0.00
18	55歳以上	昇給区分						100.0		C			0.00
<u> </u>		人員分布率(%)								100.0			5.30

・頻略や運動施設などの 都市機能を市町村間で 相互に補完し、効率的な サービスの提供を図る 広域幹線道路 基本方針3 幹線道路 市町村道 鉄道 Cal ・暗にも強い休憩な移動を確保し、歩いて暮らせるまちの形成を図る ・ ・ 係等の協働による地域力 くりや交通手段の確保等に より生活環境の保全や生 活利便性の確保を図る 1、「地域像」の理論と権限 / ----------「東北発コンパクトシティ」 ΑĦ ・公共公益施設の計画的 な誘導や既存ストックの有 効活用などを行い、中心市 省地の活性化を図る 1、「地域像」の理論 2、広域調整の実態 ・都市住民や企業等との 連携、交流により新たな 担い手を確保し、最地の 保全及び利活用を図る ・街なかに住みよい環境 を創出し、多様な世代の 居住ニーズに対応したサ ービスの提供を図る ・適正な土地利用コントロールにより市街地拡散を抑制し、秩序ある市街地の形成を図る Br 基本方針1 N Vrban and Regional Planning System Lab, Tokoky University 集約型都市構造(都市機能が都市圏の拠点群に集積) ⇒広域的な観点からの調整の必要性 ⇒複数の自治体にまたがり広域的に都市圏が構成 大規模商業施設の開発 自治体の境界付近でのゴミ処理場・火葬場等 "NIMBY"施設の立地 都市計画の目指している地域像:「コンパクトな地域」 問題 (東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻) "Regional City" (Calthorpe) "Zwischenstadt" (Sieberts)) 高齢者の生活移動の確保 環境負荷 中心市街地の衰退 都市施設の維持管理コストの増大 モータリゼーションの進展 2014.02.18 第4回21世紀地方自治制度研究会レジュメ 姥浦道生 2、広域調整の実態 1、「地域像」の理論 出典:国土交通省資料 現在の拡散型都市構造 求めるべき市街地像 **広域調整の論点** Vrien and Regional Planning System Lab, Tohology University



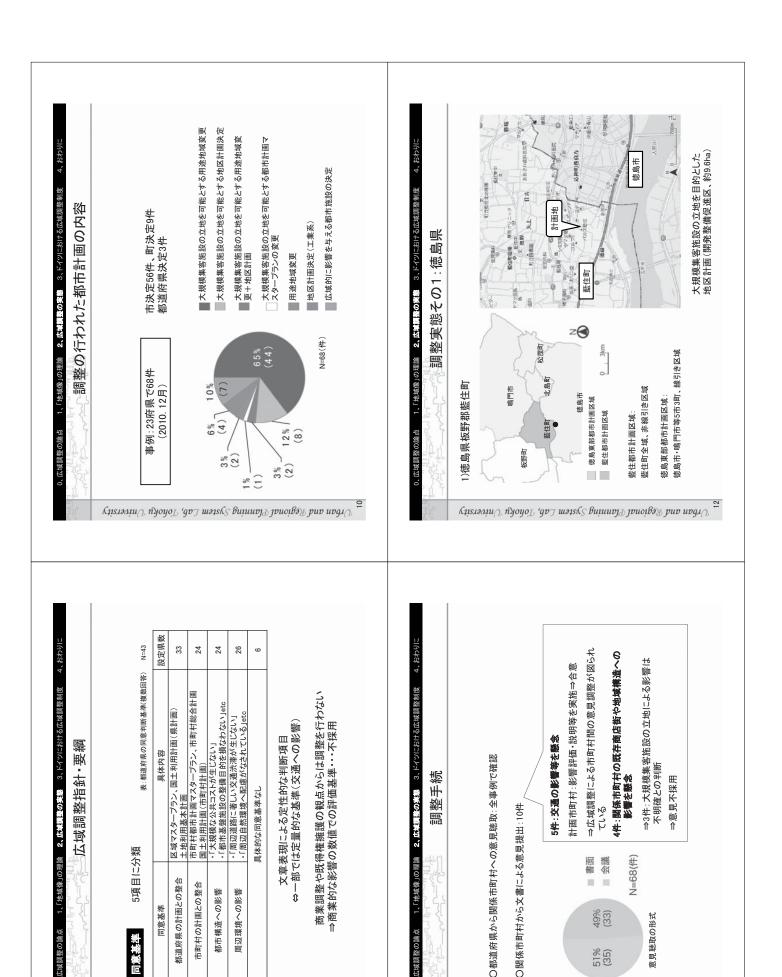
(出典:「福島県商業まちづくりの推進に関する条例パンフレット」) 市町村の基本構想策定や商業まちづくりの推進 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する 地域の考え方の明示と立地調整 地域質試活動ガイドラインの策定及び地域質試 特定小売商業施設の広域の見地からの調整 県と市町村の役割分担を 踏まえたまちづくり ~まちづくりを支援~ 商業まちづくり基本方針の策定 県の商業まちづくりに関する 活動の計画と実施状況を公表 のための事業実施を支援 環境への負荷の少ない 持続可能なまちづくり 地域貢献活動の促進 連携・協働のまちづくり 多様な主体による 福島県 コンパクトなまちづくり 住民との協働による商業振興に関する施策の計画的な実施と適正な土地利用の一体的な取り組み 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関す 商業まちづくりの推進のための簡単に関する事項 歩いて暮らせる 商業まちづくりの推進に係る基本的な方針 1、「地域像」の理論 市町村の役割~まちづくりの主体 市町村の商業まちづくりに関する 商業まちづくり基本構想の策定 7つの生活圏構想に 基づくまちづくり 主体的なまちづくりの推進 Vrban and Regional Planning System Lab, Tohoky University

「地方は日本では、一番の事をは、「一番をは、「一番をは、」 ヘアフト

広域調整の実態

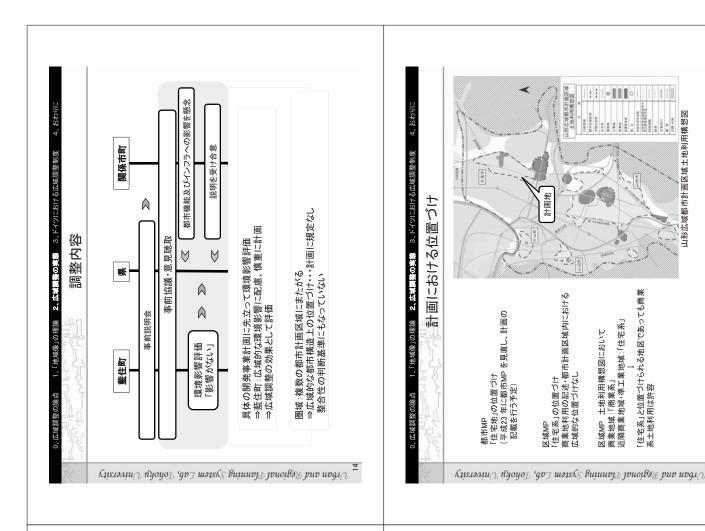
ά

田川・姥浦(2011)「都道府県が行う広域調整の運用実態に関する研究」 日本都市計画学会論文集 より

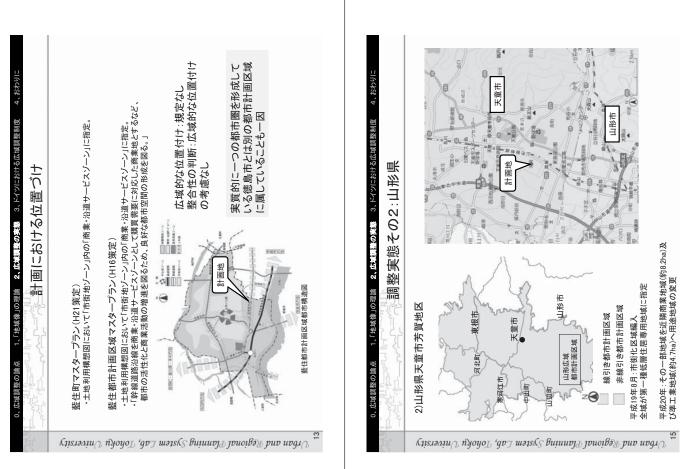


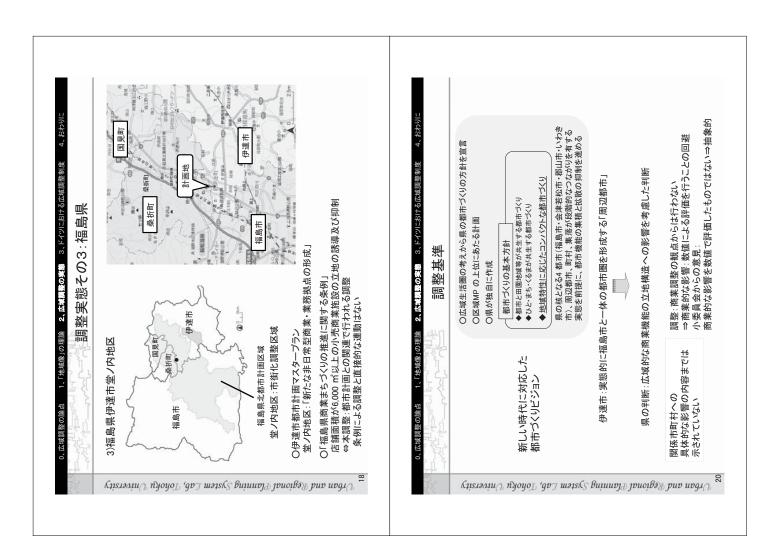
Viban and Regional Planning System Lab, Tohoky University

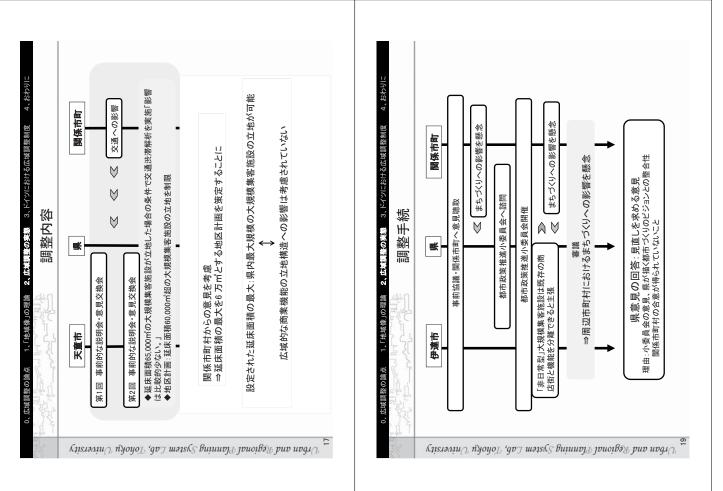
Viban and Regional Planning System Lab, Tohoky University

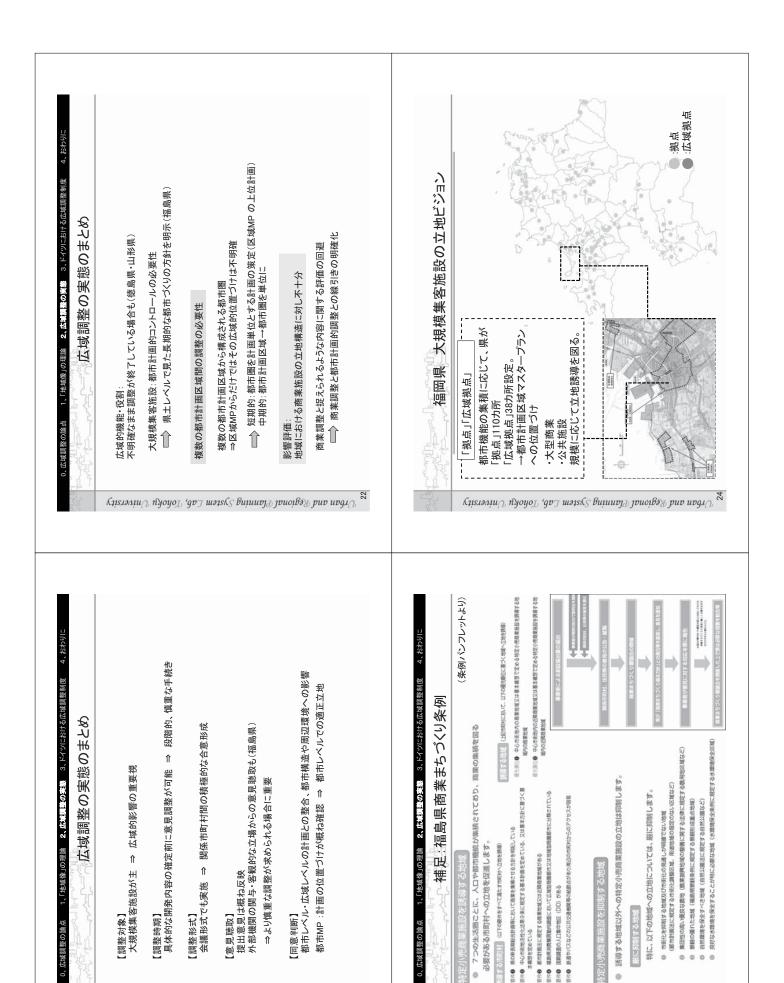


山形広域都市計画区域土地利用構想図





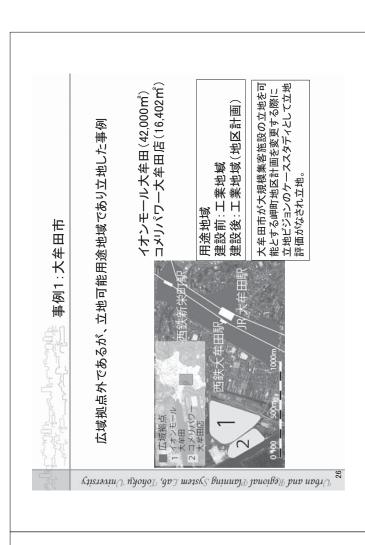




Trban and Regional Planning System Lab, Tolokh University

0 H H 0 H 0 5 5 5

Viban and Regional Planning System Lab, Toholog University

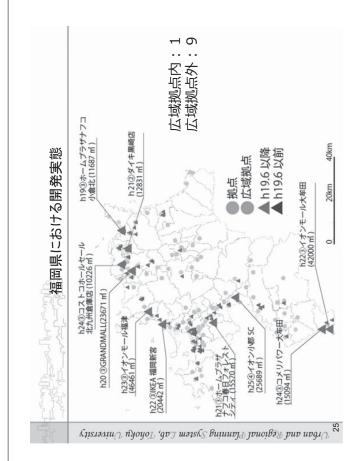




3、ドイツの広域調整制度とその運用



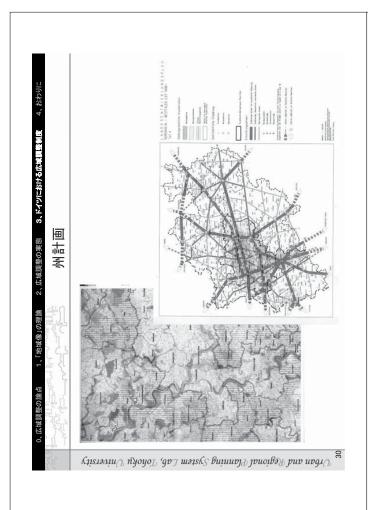
28

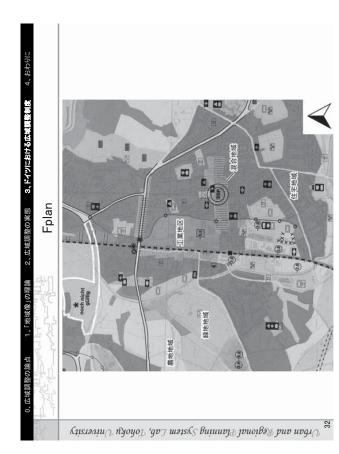


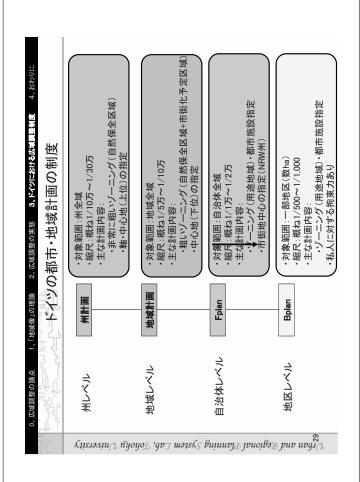
に変更予定 自治体からの申し出により 小郡駅周辺地区→「拠点」 大保地区 →「中心拠点」

づけるため、最客駅の駅前広場や(都市計画)道路の整備等を行い、拠点としての機能を支える都市基盤の整備構築を適切に行うことで、新たな拠点としてふさわしい住居、商業、業務系の土地利用を誘導することを目標としている。 なお、「大保地区」を新たな広域拠点として位置

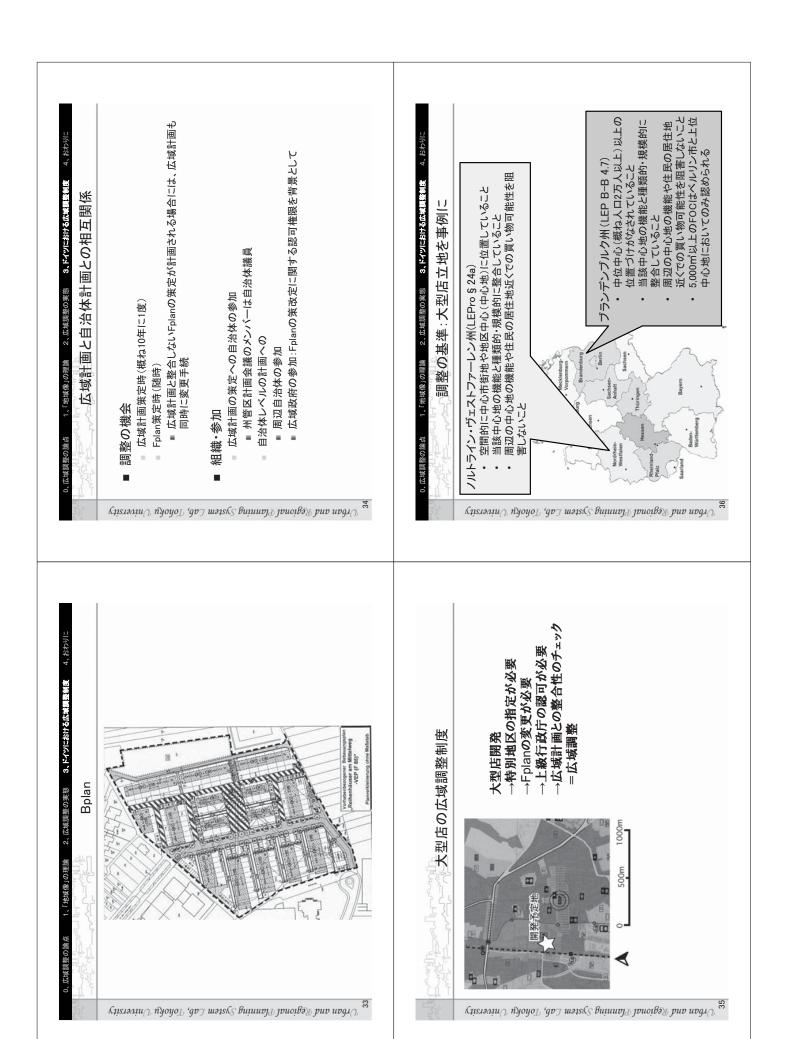
事例2:小郡市

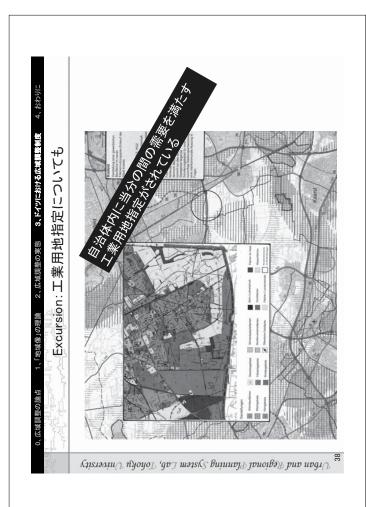


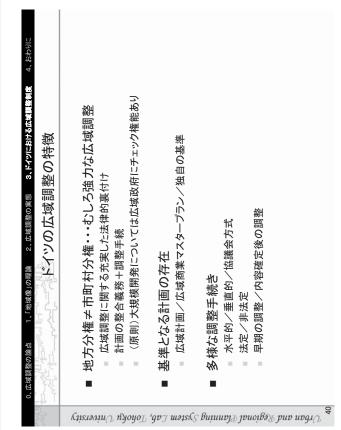
















- H	# 特に都市計画は"分権の優等生" 非常に抑制的な県の姿勢(⇔ドイツ) 広域調整の必要性	→今後の分権・広域調整のあり方は??? 42
	おわめに	14